

令和 3 年度

市 税 概 要



福井市財政部税務事務所

再生紙を使用しております

福井市コミュニケーションマーク



このマークは、福井市のシンボルである不死鳥（フェニックス）が翼を広げた様子をシンボライズしたものです。

福井市の花「あじさい」をイメージした背景のなか、今飛び立とうとする不死鳥が、「やさしさと活力のまち」をめざして未来にはばたく福井市を表現しています。

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和6年3月）

- 1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう
あいさつで ふれあうよろこび 深める絆
- 2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう
スポーツで 広がれつながれ 元気の輪
- 3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう
ふるさとを 今よりもっと 美しく
- 4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう
たかめよう 交通マナーと 防災意識
- 5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう
ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

目 次

概 況

1. 市の概況	1
(1) 位置と地勢	1
(2) 福井市の沿革	2
(3) 市域の変遷	3
(4) 人口、世帯、面積、税務職員数等の推移	4
2. 令和3年度一般会計当初予算額	6
3. 令和3年度一般会計当初予算の構成図	7
4. 令和2年度一般会計決算額	8
5. 一般会計歳入（決算額）に占める市税の割合	9
6. 令和2年度市税の概況	10
7. 令和2年度市税決算一覧表	11
8. 令和2年度市税決算税目別構成図	12
9. 市税決算額の推移	13
10. 市税年度別決算表	14
11. 税目別月別収入額調	16
12. 市税収納率の推移	18
13. 市民一人当り・一世帯当り・納税者一人当り市税負担額	19
14. 市税状況調	20
15. 市税の徴税費に関する調	21
16. 令和2年度徴税費構成図	22
17. 税収入に対する徴税費割合	22

税務機構

1. 福井市行政機構図	23
2. 税務機構および事務分掌	25
3. 税務職員に関する調	27
(1) 税務職員配置人員	27
(2) 税務職員数の割合	27
(3) 税務職員年齢調	28
(4) 税務職員経験年数調	28

賦 課

1. 市税年度別調定額（現年課税分）	29
2. 税率の変遷	30
3. 税率一覧表（令和3年度）	32
4. 市 民 税	34
(1) 市民税年度別調定額（現年課税分）	34
(2) 市民税年度別調定額の推移	35
(3) 個人市民税所得者区分別課税状況調	36
(4) 令和3年度個人市民税所得段階別調（所得割課税分）	36
(5) 個人市民税所得者区分別納税義務者数調	38
(6) 個人市民税特別徴収義務者数調	38
(7) 令和3年度個人市民税納税義務者数調	38
(8) 個人県民税確定按分率調	38
(9) 年度別（当初）納税義務者数調	39
(10) 法人市民税月別調定額（現年課税分）	39
(11) 法人市民税業種別調定額（現年課税分）	40
(12) 法人税割月別申告率	40
(13) 令和3年度法人数調	41
5. 固定資産税・都市計画税及び交付金	42
(1) 固定資産税年度別調定額（現年課税分）	42
(2) 固定資産税年度別調定額の推移	43
(3) 都市計画税年度別調定額（現年課税分）	44
(4) 令和3年度償却資産の概要	44
(5) 償却資産の累年比較	45
(6) 土地・家屋評価額等調	46
(7) 令和3年度宅地に関する調（免税点以上）	48
(8) 令和3年度家屋の種類別状況調	48
(9) 家屋の新・増築状況調	50
(10) 新築住宅に対する軽減税額調	51
(11) 固定資産課税台帳縦覧・閲覧状況調	52
(12) 固定資産評価審査委員会	52
(13) 令和2年度土地・家屋異動件数調	52
(14) 国有資産等所在市交付金調	52
6. 軽自動車税	53
(1) 軽自動車税年度別調定額（現年課税分）	53

(2) 軽自動車税年度別調定額の推移	53
7. 市たばこ税	54
(1) 市たばこ税年度別調定額（現年課税分）	54
(2) 市たばこ税年度別調定額の推移	54
8. 入湯税	55
(1) 入湯税年度別調定額（現年課税分）	55
(2) 入湯税年度別調定額の推移	55
9. 特別土地保有税	56
(1) 特別土地保有税年度別調定額（現年課税分）	56
10. 市税外歳入に関する調	57
11. 証明・閲覧状況	57

納 税

1. 納税組合	59
(1) 種類別納税組合数調	59
(2) 組合員数別納税組合数調	59
(3) 税目別組合員数調	59
(4) 納税組合数および組合員数調	60
(5) 納税組合表彰状況調	60
(6) 納税奨励金交付状況調	60
(7) 納税組合年度別・税目別取扱額調	60
2. 令和2年度口座振替取扱および加入状況調	61
3. 滞納処分状況等調	61
4. 市税督促状況調	62
5. 欠損処分量調	62
6. 指定金融機関および収納代理金融機関一覧表	63

そ の 他

(付録第1) 最近の主な税制改正一覧	65
(付録第2) 個人市民税の所得控除等	76
(付録第3) 令和3年度住民税・所得税要覧	81

概況

1. 市の概況

(1) 位置と地勢

福井市は、日本の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、福井県の北部、福井平野の真ん中に位置し（東経136度13.10分、北緯36度3.51分）、東西28.7km、南北16.2kmである。

西方は山岳地帯（国見岳）を隔てて海水浴場と岩石美で有名な越前海岸公園に臨んでいるが、その他はおおむね平坦地で、この間を九頭竜、足羽、日野の3大河川が市内で合流し北方三国港に注いでいる。北方は坂井平野が開け坂井市、あわら市方面と相対し、東方は吉野嶽を越えて永平寺町、勝山市、大野市方面を臨み、南方は鯖江市、越前町等に隣接している。

市街地の中央部をJR北陸本線が縦貫し、また福井駅を起点としてJR越美北線が東方に走り、えちぜん鉄道、福井鉄道が市内を走っている。また、国道8号（新潟市～京都市）、158号（福井市～松本市）、305号（金沢市～南越前町）、365号（加賀市～四日市市）、416号（福井市～小松市）を始め、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっている。

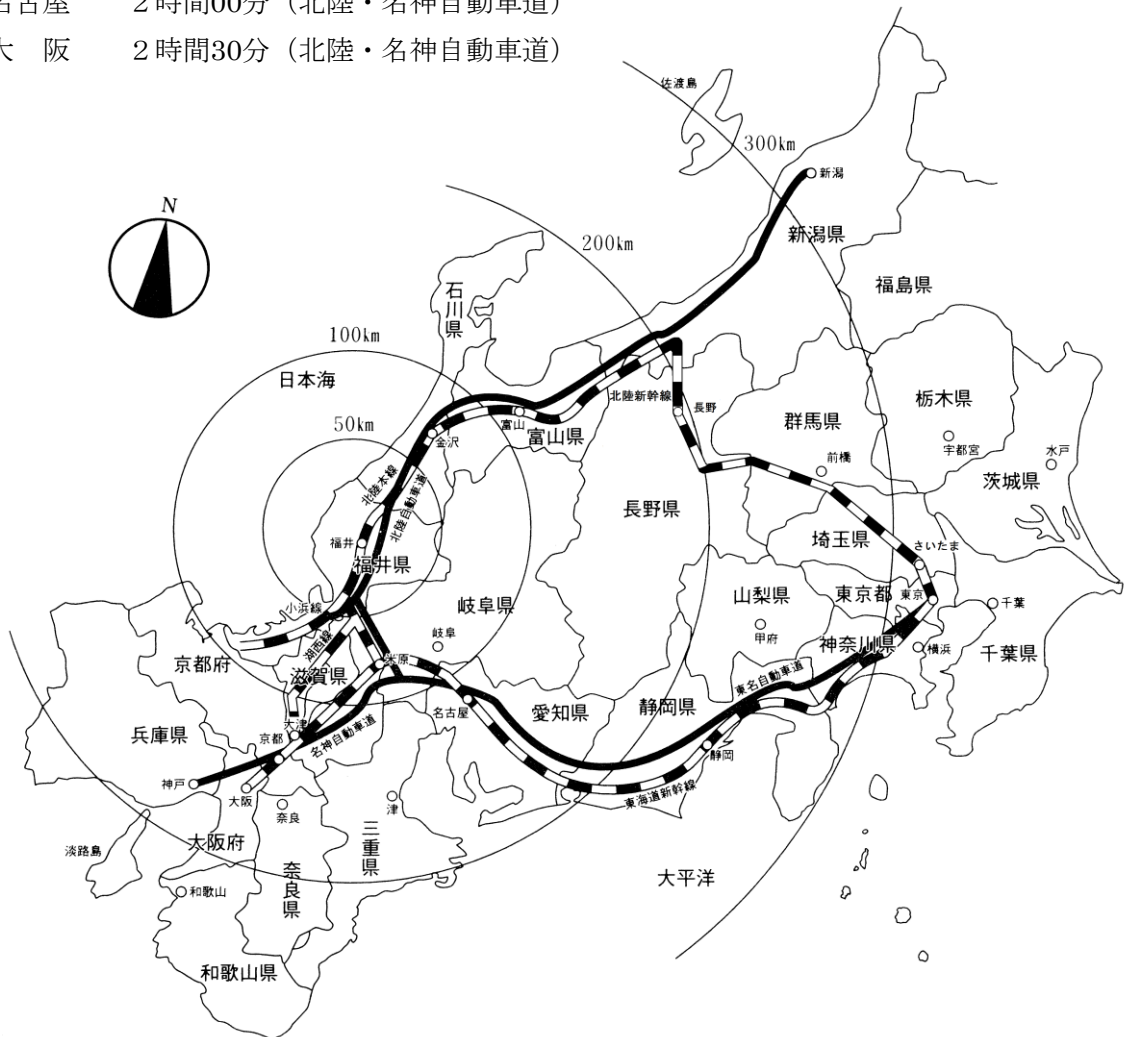
福井——東京 3時間30分（東海道経由：JR特急しらさぎ・JR新幹線ひかり）
（北陸経由：JR特急・JR新幹線かがやき）

福井——名古屋 2時間10分（JR特急しらさぎ）

福井——大阪 1時間50分（JR特急サンダーバード）

福井——名古屋 2時間00分（北陸・名神自動車道）

福井——大阪 2時間30分（北陸・名神自動車道）



(2) 福井市の沿革

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地として福井平野に発達してきた。

福井平野は、今から3000年ほど前の縄文時代後期から晩期にかけて、河川活動によって形成されたといわれる沖積平野で、弥生時代には、既に、農耕可能な平野になっていたといわれる。

また、約1500年程前、この地に生を受けた継体天皇の治山治水事業によって、一面の沼地が豊かな沃野に生まれ変わったともいわれている。その後、文化の発達に伴なって地勢の関係から、北陸道の要衝として栄えるようになった。

中世には、市街地の南にある一乗谷に居を構えた朝倉氏が5代にわたり、越前の国守として広大な地域を支配した。当時の一乗谷は小京都とうたわれ栄華をきわめたといわれるが、その居城は、天正元年(1573年)に焼失したままの姿を今日までも残し、日本中世史上極めて貴重な遺跡として、昭和46年7月、国の特別史跡に指定され、目下保存整備の事業が進められている。

市の中心部は、室町時代のころには北の庄と呼ばれ、街づくりの始まりは柴田勝家の城づくりが始まりといわれている。その後は、丹羽長秀、堀秀政らがこの地に城主として任ぜられた。

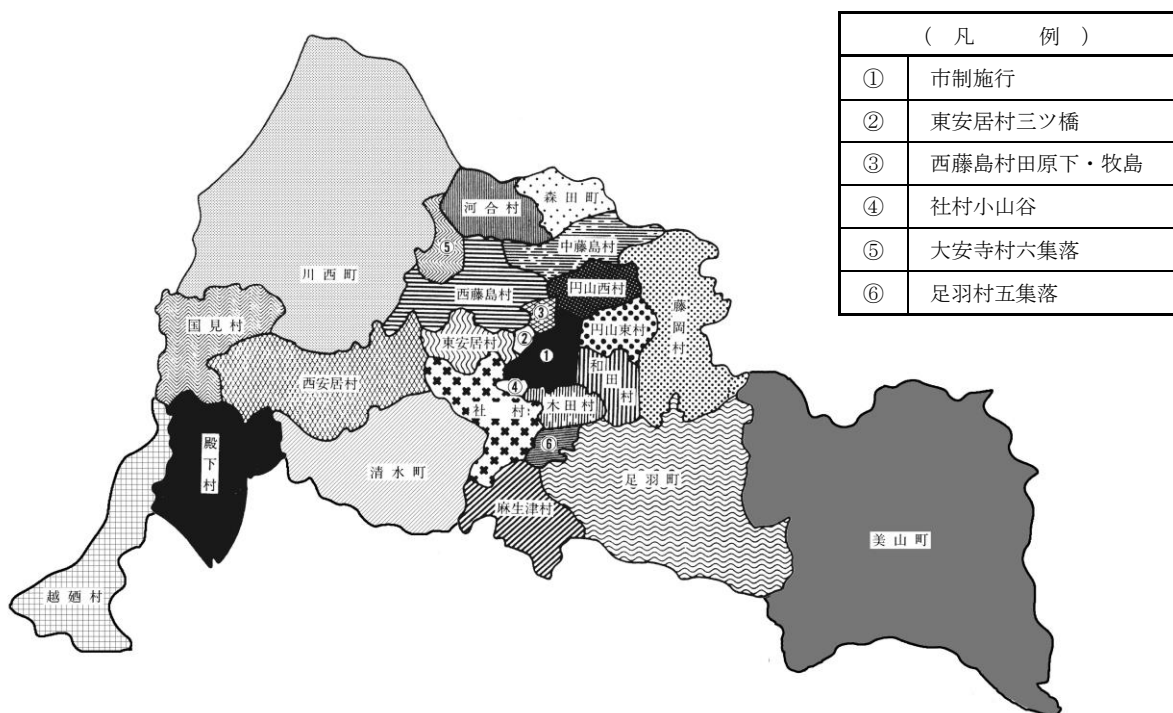
徳川家康の天下平定後は、その二男、結城秀康を68万石の藩主とした。福井の地名については、北庄から福居となり、3代藩主忠昌のとき、福井と改められた。幕末当時の藩主は名君の誉れ高い松平慶永(春嶽)公で、その治下から、橋本左内、由利公正、橘曙覧、笠原白翁など幾多の人材を輩出した。また、慶永は産業振興事業として織物を取り入れ、これが織物王国福井の礎となった。

明治22年に市制が敷かれ福井市となったが、当時の人口は39,863人、面積は4.43平方キロメートルであった。

以来、福井県において政治、経済、文化の中心都市として発展を続けてきている。その間、昭和20年7月の空襲、昭和23年6月の福井大震災と再度にわたって全市が壊滅し致命的な打撃を受け、さらに水害、風害と幾多の災難に見舞われたが、市民の不屈の復興への意欲により、これを乗り越え、今日の『不死鳥のまち福井』を築き上げた。

平成12年11月には特例市に移行し、同18年2月1日には、日常生活圏を同じくする美山町、越廼村、清水町の3町村と合併して人口271,616人(平成18年2月1日現在)、面積536.17平方キロメートルの新「福井市」が誕生した。

平成31年4月には中核市に移行し、現在、地域の特色を生かしながら日本海側の主要都市としてまちづくりを進めている。



(3) 市域の変遷

合併年月日	合併町村名	合併後の人口	面積	累計面積
明治22. 4. 1	市制施行	38,863 人	4.43 km ²	4.43 km ²
昭和 6. 4. 1	足羽郡東安居村三ツ橋	66,162	0.44	4.87
11. 5. 1	〃 和田村	75,273	5.71	10.58
11.10. 1	〃 木田村	81,022	6.31	16.89
14. 8. 1	〃 東安居村	97,772	5.45	22.34
16. 4. 1	吉田郡円山東村	99,124	4.13	26.47
17. 5. 5	〃 円山西村	99,860	6.40	32.87
23. 6. 1	〃 西藤島村田原下・牧島	89,141	1.16	34.03
24. 4. 1	足羽郡社村小山谷	96,407	0.58	34.61
26. 3.30	吉田郡西藤島村	104,881	11.10	45.71
29. 4. 1	足羽郡社村	103,244	14.46	60.17
29. 8. 1	丹生郡西安居村	116,712	28.95	89.12
30. 3.19	吉田郡中藤島村	121,834	7.61	96.73
31. 4.10	足羽郡足羽村5集落	125,165	2.43	99.16
32. 4. 1	坂井郡大安寺村6集落	127,630	4.60	103.76
32. 5. 1	吉田郡河合村	131,393	8.62	112.38
32.10. 1	足羽郡麻生津村	136,814	15.61	127.99
34. 2. 1	丹生郡国見村	141,160	19.60	147.59
36.10. 1	吉田郡藤岡村	156,493	19.35	166.94
38. 4. 1	丹生郡殿下村	158,018	25.40	192.34
42. 5.17	坂井郡川西町	181,111	80.72	273.06
42. 7.30	吉田郡森田町	192,543	6.13	279.19
43. 5. 1	鯖江市と境界変更		—	279.19
46. 9. 1	足羽郡足羽町	217,708	60.05	339.24
48.11. 1	鯖江市と境界変更		△ 0.02	339.22
53. 4.20	春江町と境界変更		—	339.22
53. 4.20	三国町と境界変更		—	339.22
54. 3. 1	松岡町と境界変更		—	339.22
57. 7. 6	福井港内公有水面埋立		0.36	339.58
58. 6.25	〃		0.70	340.28
59. 1.18	〃		0.03	340.31
61. 3. 1	三国町と境界変更		—	340.31
61. 3. 1	春江町と境界変更		—	340.31
63. 3. 1	鯖江市と境界変更		—	340.31
63. 6. 1	〃		—	340.31
平成元.12.25	〃		—	340.31
3.10. 1	朝日町と境界変更		0.29	340.60
6. 3. 3	三国町と境界変更		—	340.60
8. 2. 9	福井港内公有水面埋立		—	340.60
14. 5.15	清水町と境界変更		—	340.60
18. 2. 1	美山町、越廼村、清水町	271,616	195.57	536.17
22. 2. 1	茶崎漁港内公有水面埋立		0.02	536.19
22. 7.16	小丹生町公有水面埋立		0.00	536.19
26.10. 1	国土地理院の面積計測方法変更		0.22	536.41

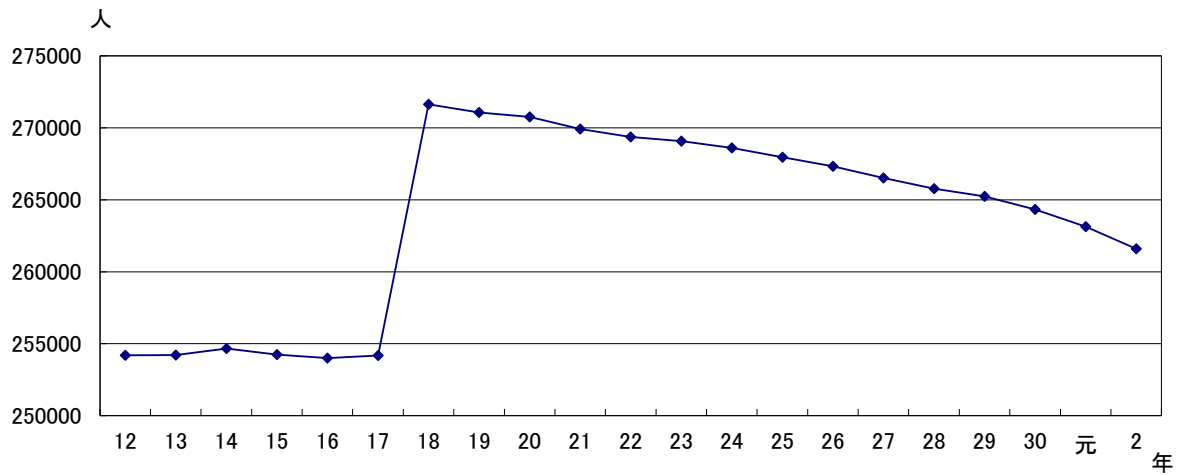
(4) 人口、世帯、面積、税務職員数等の推移

(基準日 : 12月31日)

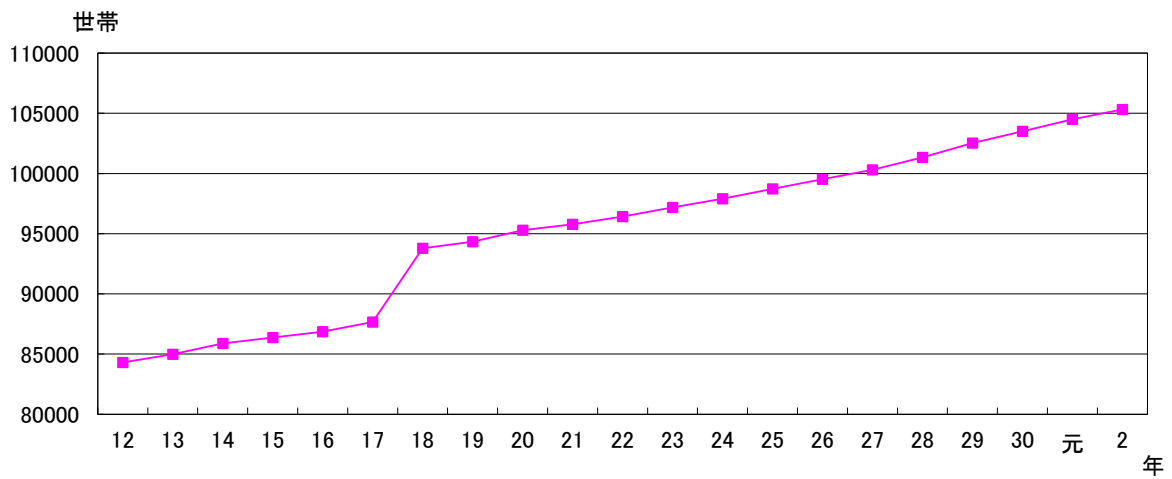
年度	人 口	伸び率	世帯数	伸び率	面 積	人 口 密 度	税 務 職 員 数	税務職員 一人当り人口
	(人)	(%)	(世帯)	(%)	(km ²)	(人/km ²)	(人)	(人)
12	254,201	100.0	84,294	100.9	340.60	746	103	2,467
13	254,213	100.0	84,991	100.8	340.60	746	95	2,675
14	254,665	100.2	85,886	101.1	340.60	747	95	2,680
15	254,244	99.8	86,373	100.6	340.60	746	94	2,704
16	253,997	99.9	86,853	100.6	340.60	745	93	2,731
17	254,178	100.1	87,666	100.9	340.60	746	93	2,733
18	271,640	106.9	93,785	107.0	536.17	506	101	2,689
19	271,062	99.8	94,333	100.6	536.17	505	100	2,710
20	270,756	99.9	95,289	101.0	536.17	504	105	2,578
21	269,920	99.7	95,779	100.5	536.17	503	106	2,546
22	269,362	99.8	96,423	100.7	536.19	502	106	2,541
23	269,069	99.9	97,180	100.8	536.19	501	106	2,538
24	268,604	99.8	97,893	100.7	536.19	500	103	2,607
25	267,960	99.8	98,726	100.9	536.19	499	105	2,552
26	267,331	99.8	99,520	100.8	536.41	498	102	2,620
27	266,514	99.7	100,312	100.8	536.41	496	98	2,719
28	265,771	99.7	101,329	101.0	536.41	495	89	2,986
29	265,246	99.5	102,520	102.2	536.41	494	85	3,120
30	264,326	99.7	103,494	101.0	536.41	492	89	2,969
元	263,129	99.5	104,495	101.0	536.41	490	88	2,990
2	261,601	99.4	105,313	100.8	536.41	487	89	2,939

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

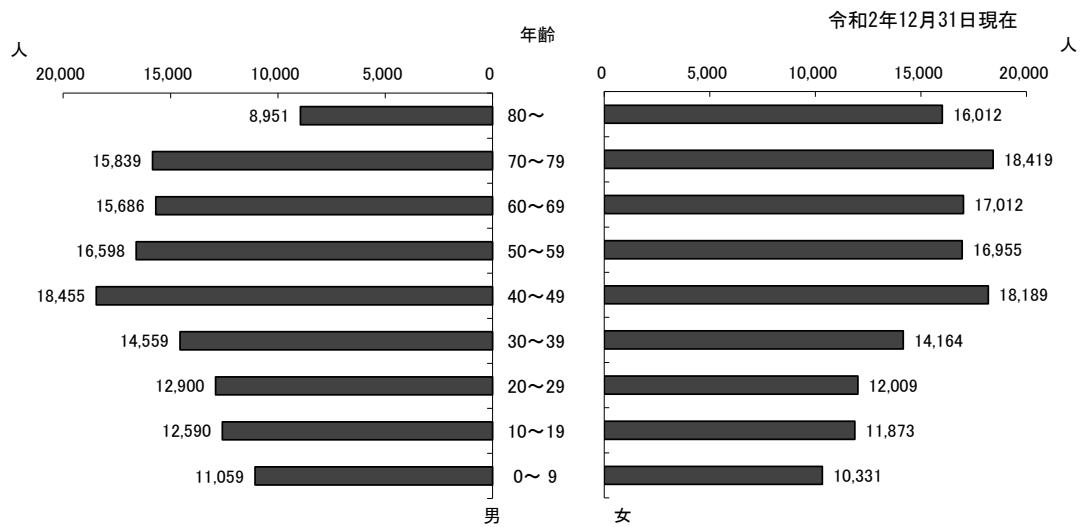
人口の推移



世帯数の推移



年齢別人口統計

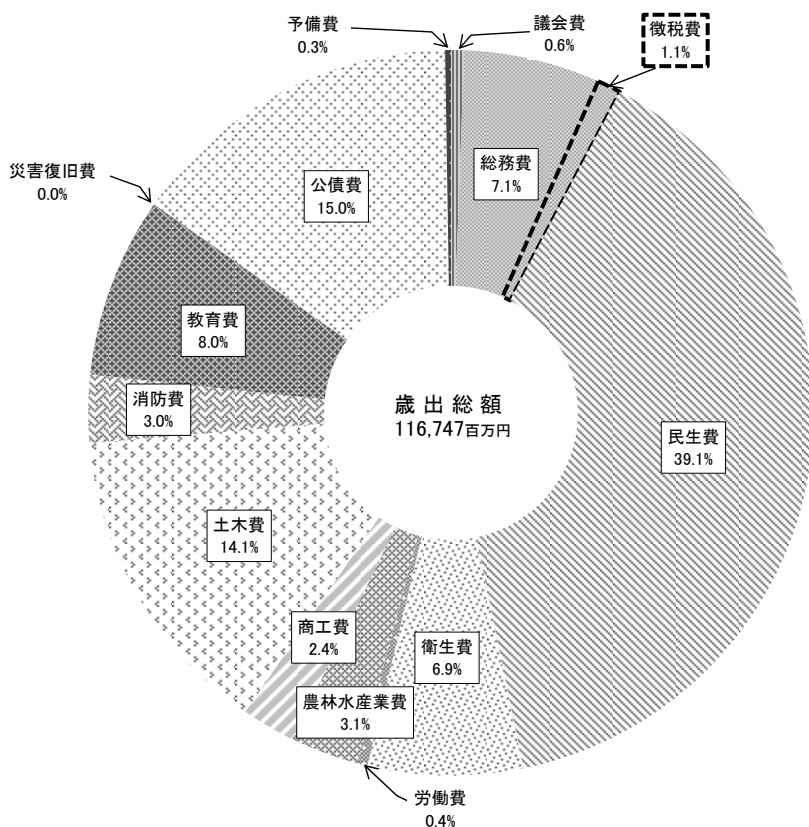
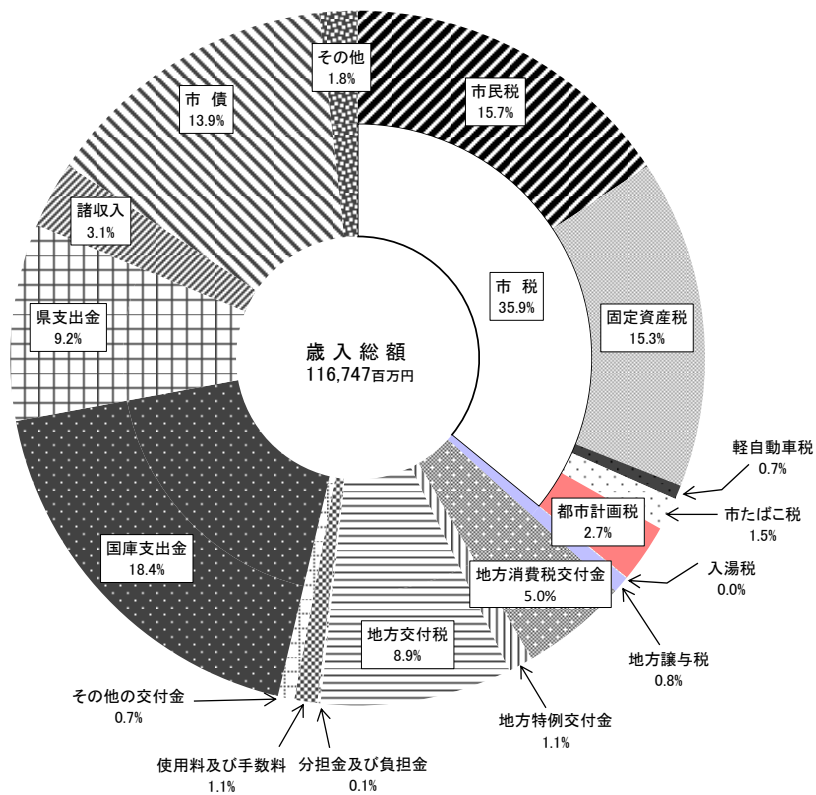


2. 令和3年度一般会計当初予算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款 (項)	予 算 額	構成比	款 (項)	予 算 額	構成比
1 市 税	41,939,000	35.9	1 議 会 費	684,664	0.6
(市 民 税)	(18,326,000)	(15.7)	2 総 務 費	8,319,102	7.1
(固 定 資 産 税)	(17,858,000)	(15.3)	(徴 税 費)	(1,233,124)	(1.1)
(軽 自 動 車 税)	(757,000)	(0.7)	3 民 生 費	45,641,315	39.1
(市 た ば こ 税)	(1,782,000)	(1.5)	4 衛 生 費	8,051,332	6.9
(都 市 計 画 税)	(3,167,000)	(2.7)	5 労 働 費	523,612	0.4
(入 湯 税)	(49,000)	(0.0)	6 農 林 水 産 業 費	3,569,898	3.1
2 地 方 譲 与 税	905,000	0.8	7 商 工 費	2,785,448	2.4
3 利 子 割 交 付 金	45,000	0.0	8 土 木 費	16,431,126	14.1
4 配 当 割 交 付 金	181,000	0.2	9 消 防 費	3,524,784	3.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	135,000	0.1	10 教 育 費	9,373,467	8.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	401,000	0.3	11 災 害 復 旧 費	30,750	0.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金	5,790,000	5.0	12 公 債 費	17,511,502	15.0
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	30,000	0.0	14 予 備 費	300,000	0.3
9 環 境 性 能 割 交 付 金	67,000	0.1			
10 地 方 特 例 交 付 金	1,331,000	1.1			
11 地 方 交 付 税	10,400,000	8.9			
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	36,000	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	173,452	0.1			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,255,629	1.1			
15 国 庫 支 出 金	21,478,173	18.4			
16 県 支 出 金	10,693,686	9.2			
17 財 産 収 入	107,553	0.1			
18 寄 附 金	689,659	0.6			
19 繰 入 金	960,177	0.8			
20 繰 越 金	300,000	0.3			
21 諸 収 入	3,618,071	3.1			
22 市 債	16,210,600	13.9			
歳 入 合 計	116,747,000	100.0	歳 出 合 計	116,747,000	100.0

3. 令和3年度一般会計当初予算の構成図



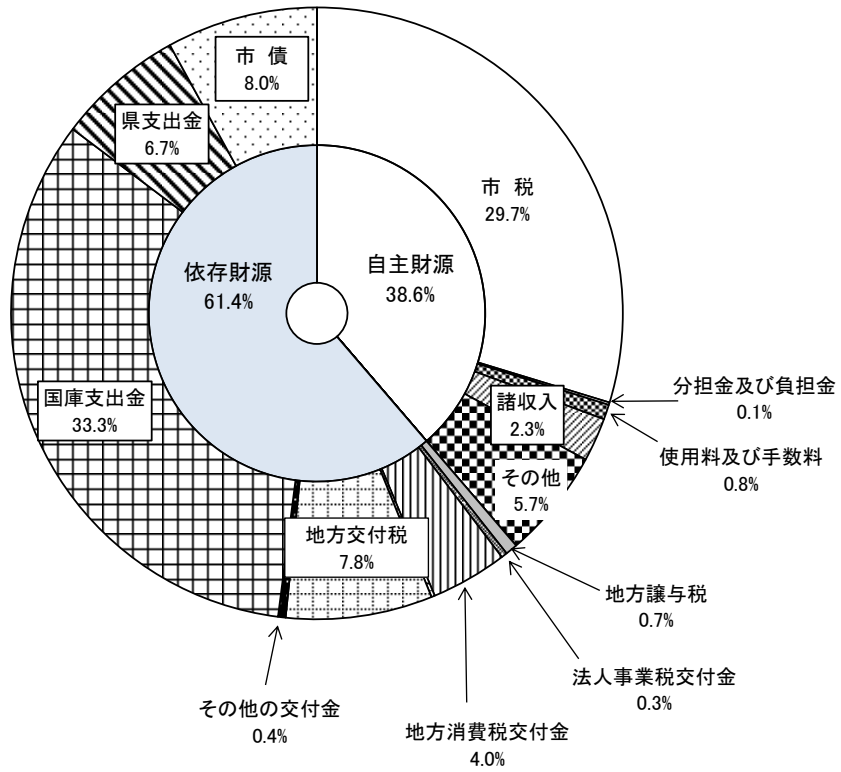
4. 令和2年度一般会計決算額

(単位：千円、%)

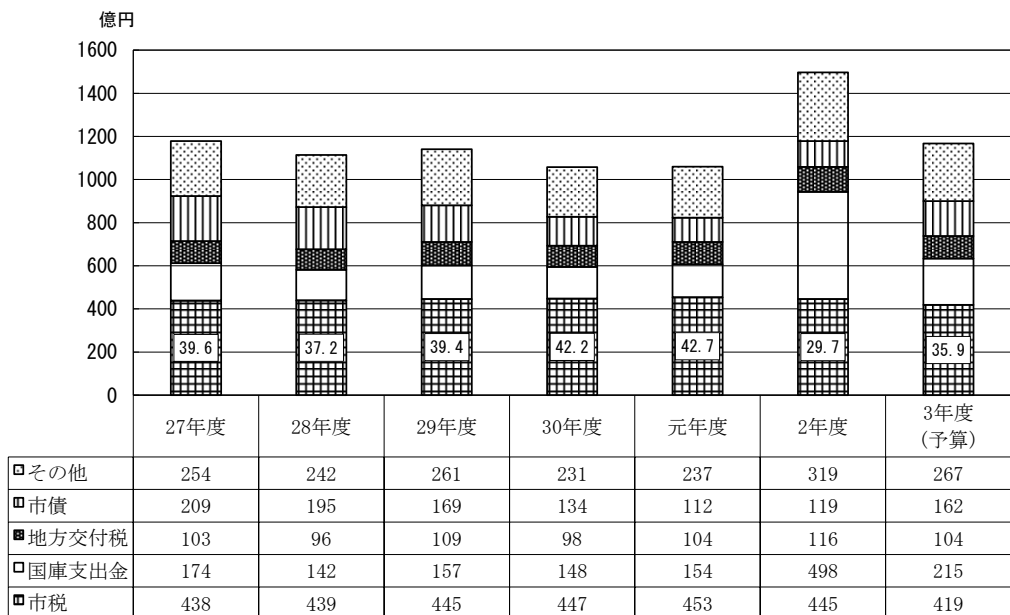
歳 入			歳 出		
款 (項)	決 算 額	構 成 比	款 (項)	決 算 額	構 成 比
1 市 税	44,480,240	29.7	1 議 会 費	650,411	0.4
(市 民 税) (19,743,992) (13.2)	2 総 務 費	39,122,688	26.8
(固 定 資 産 税) (18,897,554) (12.6)	(徴 税 費) (1,007,102) (0.7)
(軽 自 動 車 税) (745,718) (0.5)	3 民 生 費	44,332,902	30.3
(市 た ば こ 税) (1,771,155) (1.2)	4 衛 生 費	5,976,559	4.1
(都 市 計 画 税) (3,286,673) (2.2)	5 労 働 費	405,649	0.3
(入 湯 税) (35,148) (0.0)	6 農 林 水 産 業 費	3,446,653	2.4
2 地 方 譲 与 税	959,254	0.7	7 商 工 費	4,084,294	2.8
3 利 子 割 交 付 金	43,290	0.0	8 土 木 費	18,084,063	12.4
4 配 当 割 交 付 金	183,971	0.1	9 消 防 費	3,447,520	2.4
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	215,017	0.2	10 教 育 費	10,239,408	7.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	472,636	0.3	11 災 害 復 旧 費	72,365	0.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,046,814	4.0	12 公 債 費	16,217,999	11.1
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	29,711	0.0	14 予 備 費	0	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	82,904	0.1			
10 地 方 特 例 交 付 金	268,978	0.2			
11 地 方 交 付 税	11,596,114	7.8			
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	38,883	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	198,698	0.1			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,173,166	0.8			
15 国 庫 支 出 金	49,791,423	33.3			
16 県 支 出 金	10,078,949	6.7			
17 財 産 収 入	1,817,671	1.2			
18 寄 附 金	339,686	0.2			
19 繰 入 金	4,064,295	2.7			
20 繰 越 金	2,433,304	1.6			
21 諸 収 入	3,461,177	2.3			
22 市 債	11,949,598	8.0			
歳 入 合 計	149,725,779	100.0	歳 出 合 計	146,080,511	100.0

5. 一般会計歳入（決算額）に占める市税の割合

歳入の性質別構成（令和2年度）



歳入決算額の推移



6. 令和2年度市税の概況

(1) 市税決算

調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収納率 (%)
45,769,313	44,480,240	97.2

(2) 市税収入の増減

収入済額 (千円)	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)
44,480,240	△ 804,221	△ 1.8

(3) 主な税目の増減

税目	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)
個人市民税	32,571	0.2
法人市民税	△ 699,494	△ 15.5
固定資産税	△ 11,154	△ 0.1
たばこ税	△ 132,751	△ 7.0

(4) 法人市民税の業種別増減（現年調定）

業種分類	増加額 (千円)	増加率 (%)	業種分類	減少額 (千円)	減少率 (%)
① 証券商品取引業	9,688	62.8	① 繊維その他軽工業	△ 170,603	△ 34.0
② 銀行その他金融業	11,899	5.9	② 重工業	△ 98,231	△ 26.5
③			③ 保険業	△ 94,887	△ 24.9
④			④ 小売業	△ 122,383	△ 19.4
⑤			⑤ 運輸通信・電力業等	△ 44,872	△ 19.4

(5) 固定資産税の状況（現年調定）

	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)	要因
土地	△ 26,237	△ 0.4	地価下落
家屋	164,622	1.8	新增築の増
償却資産	3,167	0.1	設備投資の増
国有資産等交付金	△ 10,799	△ 4.9	国有資産の価格の減少

(6) その他の税の状況（現年調定）

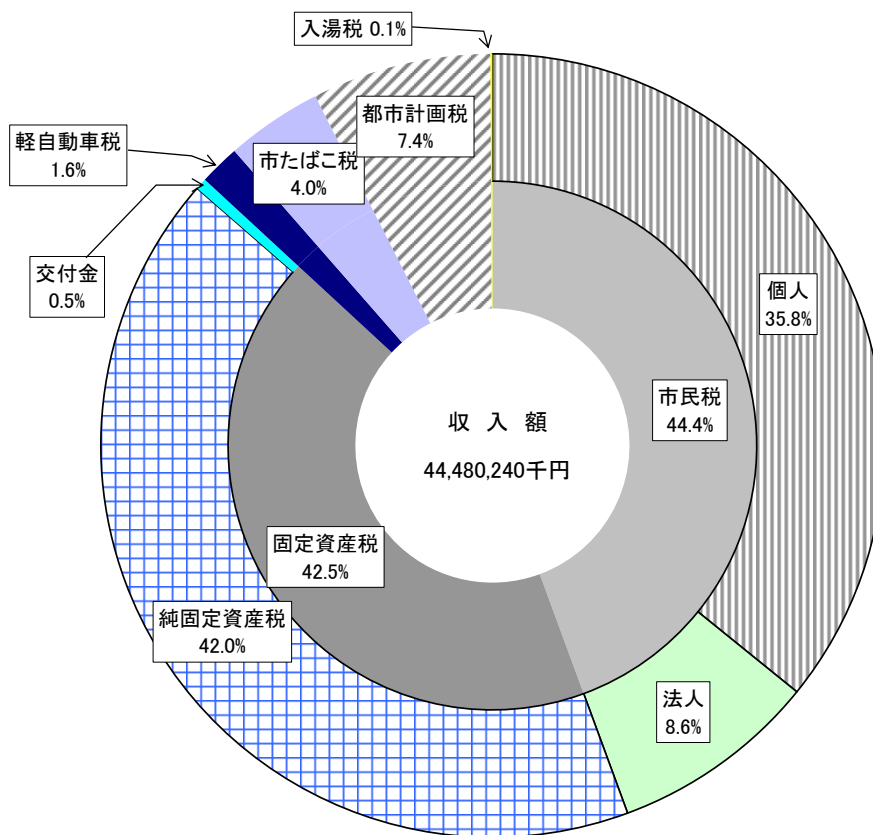
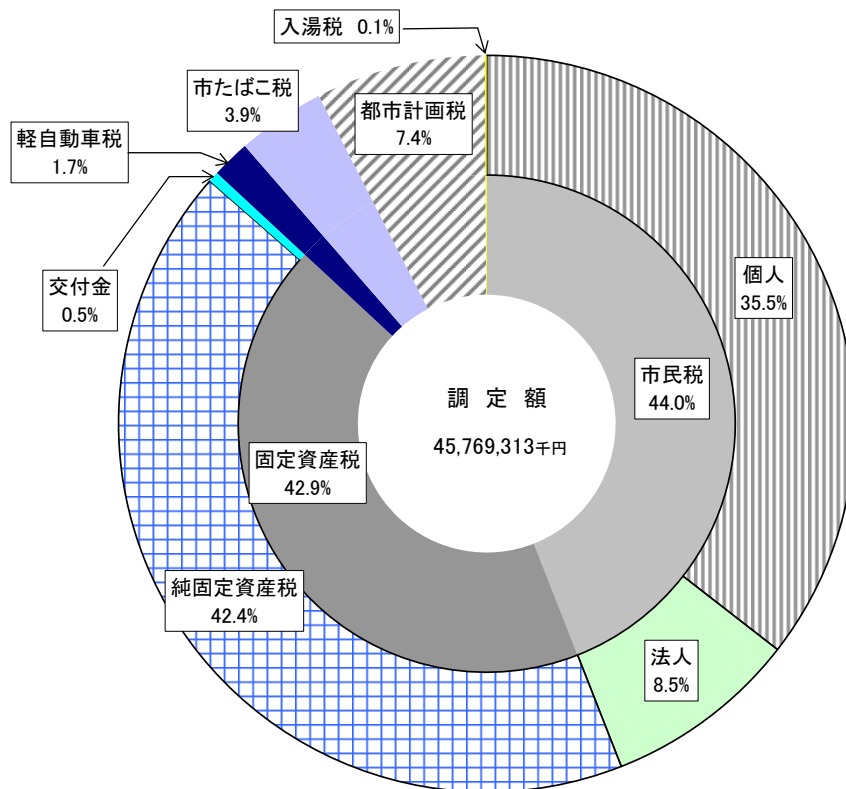
	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)	要因
都市計画税	24,942	0.8	新增築家屋等の増
軽自動車税	43,150	6.2	軽四輪自動車登録台数の増
市たばこ税	△ 132,751	△ 7.0	売上本数の減少、税率増
入湯税	△ 36,125	△ 50.7	新型コロナウイルス感染症の影響による入湯者数の減

7. 令和2年度市税決算一覧表

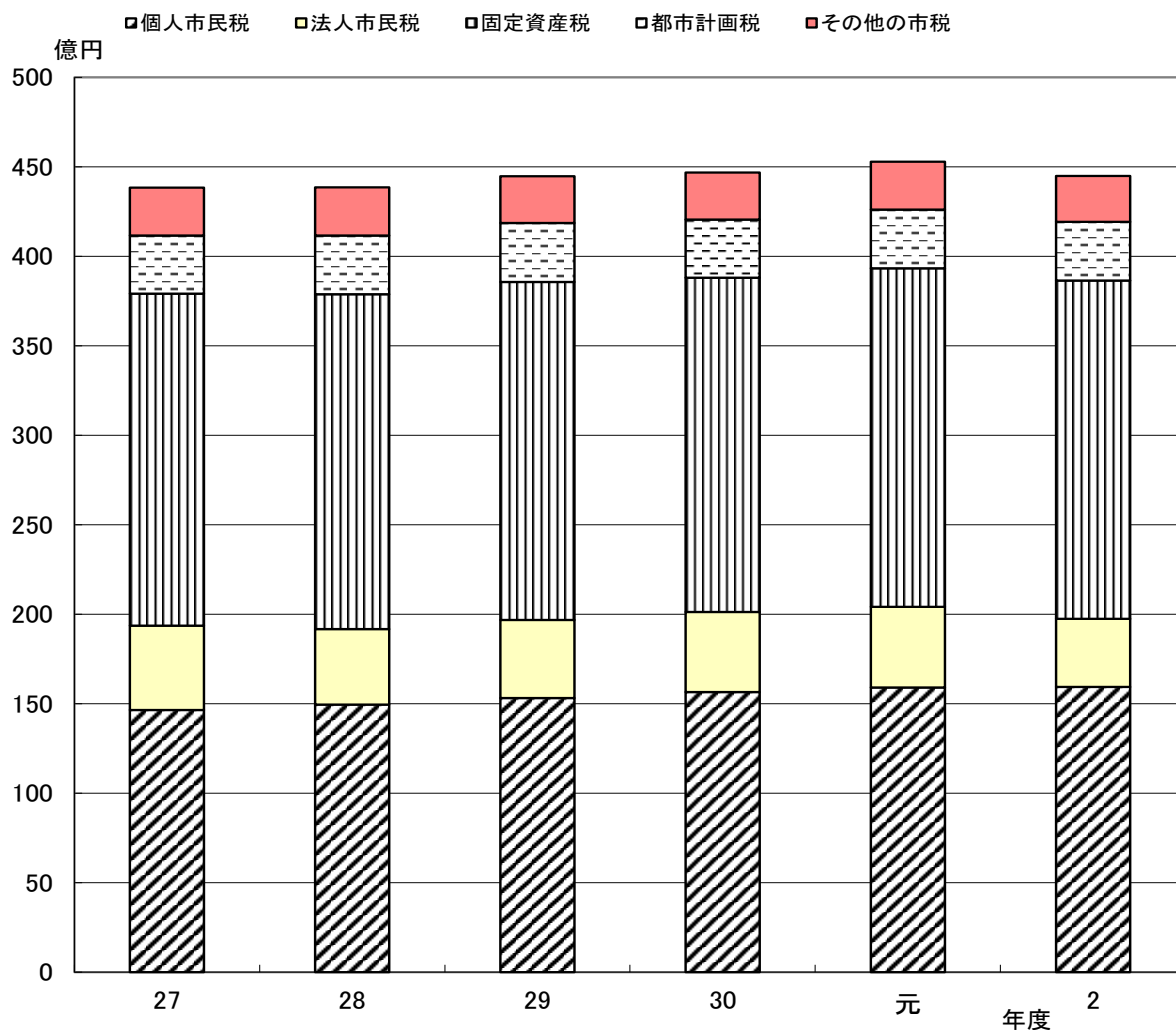
(単位：千円、%)

区分 税目	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額	対予算収入差額 (C-A)	対調定収入比 (C/B×100)
市民税	19,437,000	20,159,602	19,743,992	51,613	363,997	306,992	97.9
個人	15,834,000	16,253,882	15,934,354	47,989	271,539	100,354	98.0
現年課税分	15,673,000	15,895,092	15,764,764	750	129,578	91,764	99.2
滞納繰越分	161,000	358,790	169,590	47,239	141,961	8,590	47.3
法人	3,603,000	3,905,720	3,809,638	3,624	92,458	206,638	97.5
現年課税分	3,596,000	3,848,621	3,799,217	115	49,289	203,217	98.7
滞納繰越分	7,000	57,099	10,421	3,509	43,169	3,421	18.3
固定資産税	19,060,000	19,619,062	18,897,554	58,219	663,289	△ 162,446	96.3
純固定資産税	18,851,000	19,409,794	18,688,286	58,219	663,289	△ 162,714	96.3
現年課税分	18,662,000	18,737,217	18,468,977	1,171	267,069	△ 193,023	98.6
土地	7,005,000	7,055,158	6,954,157	1,171	99,830	△ 50,843	98.6
家屋	9,294,000	9,303,161	9,169,978		133,183	△ 124,022	98.6
償却資産	2,363,000	2,378,898	2,344,842		34,056	△ 18,158	98.6
滞納繰越分	189,000	672,577	219,309	57,048	396,220	30,309	32.6
国有資産等交付金	209,000	209,268	209,268		0	268	100.0
軽自動車税	745,000	769,488	745,718	3,696	20,074	718	96.9
現年課税分	698,000	713,284	705,621	30	7,633	7,621	98.9
滞納繰越分	11,000	27,144	11,037	3,666	12,441	37	40.7
環境性能割	36,000	29,060	29,060		0	△ 6,940	100.0
市たばこ税	1,884,000	1,771,155	1,771,155		0	△ 112,845	100.0
特別土地保有税	0	342	0	0	342	0	0.0
都市計画税	3,321,000	3,414,516	3,286,673	10,242	117,601	△ 34,327	96.3
現年課税分	3,287,000	3,294,807	3,247,639	206	46,962	△ 39,361	98.6
土地	1,606,000	1,613,883	1,590,779	206	22,898	△ 15,221	98.6
家屋	1,681,000	1,680,924	1,656,860		24,064	△ 24,140	98.6
滞納繰越分	34,000	119,709	39,034	10,036	70,639	5,034	32.6
入湯税	81,000	35,148	35,148	0	0	△ 45,852	100.0
現年課税分	44,126,000	44,533,652	44,030,849	2,272	500,531	△ 95,151	98.9
滞納繰越分	402,000	1,235,661	449,391	121,498	664,772	47,391	36.4
市税合計	44,528,000	45,769,313	44,480,240	123,770	1,165,303	△ 47,760	97.2

8. 令和2年度市税決算 税目別構成図



9. 市税決算額の推移



(単位：千円)

年 度	27	28	29	30	元	2
個人市民税	14,651,828	14,941,871	15,310,401	15,649,378	15,901,783	15,934,354
法人市民税	4,702,783	4,230,802	4,371,706	4,477,046	4,509,132	3,809,638
固定資産税	18,559,379	18,712,340	18,885,165	18,676,340	18,908,708	18,897,554
都市計画税	3,248,436	3,270,384	3,287,120	3,250,382	3,286,929	3,286,673
その他の市税	2,672,235	2,696,557	2,610,646	2,617,365	2,677,909	2,552,021
合 計	43,834,661	43,851,954	44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240

10. 市税年度別決算表

区 分 税 目	平成 29 年度					平成 30 年度				
	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	
市 民 税	1	20,271,000	20,489,738	19,682,107	2.7	96.1	20,121,000	20,741,783	20,126,424	2.3
個 人	2	15,432,000	16,016,934	15,310,401	2.5	95.6	15,584,000	16,194,356	15,649,378	2.2
現年課税分	3	15,180,000	15,228,884	15,049,513	2.6	98.8	15,369,000	15,551,880	15,399,163	2.3
滞納繰越分	4	252,000	788,050	260,888	△ 3.3	33.1	215,000	642,476	250,215	△ 4.1
法 人	5	4,839,000	4,472,804	4,371,706	3.3	97.7	4,537,000	4,547,427	4,477,046	2.4
現年課税分	6	4,829,000	4,372,668	4,356,749	3.2	99.6	4,525,000	4,476,515	4,468,159	2.6
滞納繰越分	7	10,000	100,136	14,957	62.4	14.9	12,000	70,912	8,887	△ 40.6
固 定 資 産 税	8	18,910,000	20,156,613	18,885,165	0.9	93.7	18,632,335	19,611,292	18,676,340	△ 1.1
純固定資産税	9	18,691,000	19,937,153	18,665,705	1.0	93.6	18,417,335	19,395,393	18,460,441	△ 1.1
現年課税分	10	18,273,000	18,575,580	18,348,889	1.6	98.8	18,152,335	18,342,887	18,172,809	△ 1.0
滞納繰越分	11	418,000	1,361,573	316,816	△ 23.6	23.3	265,000	1,052,506	287,632	△ 9.2
国有資産等交付金	12	219,000	219,460	219,460	△ 4.6	100.0	215,000	215,899	215,899	△ 1.6
軽自動車税	13	640,000	672,626	633,786	4.4	94.2	654,000	699,049	662,827	4.6
現年課税分	14	630,000	638,050	623,353	4.4	97.7	643,000	664,681	651,373	4.5
滞納繰越分	15	10,000	34,576	10,433	2.5	30.2	11,000	34,368	11,454	9.8
環境性能割	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市たばこ税	17	2,010,000	1,910,767	1,910,767	△ 5.5	100.0	1,961,000	1,888,902	1,888,902	△ 1.1
特別土地保有税	18	0	1,946	0	—	—	0	1,946	0	—
現年課税分	19	0	0	0	—	—	0	0	0	—
滞納繰越分	20	0	1,946	0	—	—	0	1,946	0	—
都 市 計 画 税	21	3,314,000	3,513,799	3,287,120	0.5	93.5	3,247,000	3,416,945	3,250,382	△ 1.1
現年課税分	22	3,239,000	3,270,394	3,230,483	1.1	98.8	3,200,000	3,228,945	3,199,005	△ 1.0
滞納繰越分	23	75,000	243,405	56,637	△ 23.7	23.3	47,000	188,000	51,377	△ 9.3
入 湯 税	24	68,000	66,093	66,093	△ 2.4	100.0	69,000	65,636	65,636	△ 0.7
現年課税分	25	68,000	66,093	66,093	△ 2.4	100.0	69,000	65,636	65,636	△ 0.7
滞納繰越分	26	0	0	0	—	—	0	0	0	—
現年課税分	27	44,448,000	44,281,896	43,805,307	1.7	98.9	44,134,335	44,435,345	44,060,946	0.6
滞納繰越分	28	765,000	2,529,686	659,731	△ 15.2	26.1	550,000	1,990,208	609,565	△ 7.6
市 税 合 計	29	45,213,000	46,811,582	44,465,038	1.4	95.0	44,684,335	46,425,553	44,670,511	0.5

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：千円、%)

収納率	令和元年度					令和2年度				
	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率
97.0	20,504,000	20,875,713	20,410,915	1.4	97.8	19,437,000	20,159,602	19,743,992	△ 3.3	97.9
96.6	15,757,000	16,303,935	15,901,783	1.6	97.5	15,834,000	16,253,882	15,934,354	0.2	98.0
99.0	15,575,000	15,812,224	15,670,609	1.8	99.1	15,673,000	15,895,092	15,764,764	0.6	99.2
38.9	182,000	491,711	231,174	△ 7.6	47.0	161,000	358,790	169,590	△ 26.6	47.3
98.5	4,747,000	4,571,778	4,509,132	0.7	98.6	3,603,000	3,905,720	3,809,638	△ 15.5	97.5
99.8	4,738,000	4,509,252	4,497,298	0.7	99.7	3,596,000	3,848,621	3,799,217	△ 15.5	98.7
12.5	9,000	62,526	11,834	33.2	18.9	7,000	57,099	10,421	△ 11.9	18.3
95.2	18,781,000	19,620,612	18,908,708	1.2	96.4	19,060,000	19,619,062	18,897,554	△ 0.1	96.3
95.2	18,561,000	19,400,545	18,688,641	1.2	96.3	18,851,000	19,409,794	18,688,286	0.0	96.3
99.1	18,344,000	18,595,665	18,430,544	1.4	99.1	18,662,000	18,737,217	18,468,977	0.2	98.6
27.3	217,000	804,880	258,097	△ 10.3	32.1	189,000	672,577	219,309	△ 15.0	32.6
100.0	220,000	220,067	220,067	1.9	100.0	209,000	209,268	209,268	△ 4.9	100.0
94.8	699,000	731,642	701,127	5.8	95.8	745,000	769,488	745,718	6.4	96.9
98.0	688,000	689,821	678,598	4.2	98.4	698,000	713,284	705,621	4.0	98.9
33.3	11,000	32,448	13,156	14.9	40.5	11,000	27,144	11,037	△ 16.1	40.7
—	0	9,373	9,373	—	100.0	36,000	29,060	29,060	210.0	100.0
100.0	1,905,000	1,903,906	1,903,906	0.8	100.0	1,884,000	1,771,155	1,771,155	△ 7.0	100.0
—	0	1,946	1,603	—	82.4	0	342	0	—	—
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
—	0	1,946	1,603	—	82.4	0	342	0	—	—
95.1	3,274,000	3,413,626	3,286,929	1.1	96.3	3,321,000	3,414,516	3,286,673	0.0	96.3
99.1	3,235,000	3,269,865	3,240,830	1.3	99.1	3,287,000	3,294,807	3,247,639	0.2	98.6
27.3	39,000	143,761	46,099	△ 10.3	32.1	34,000	119,709	39,034	△ 15.3	32.6
100.0	65,000	71,273	71,273	8.6	100.0	81,000	35,148	35,148	△ 50.7	100.0
100.0	65,000	71,273	71,273	8.6	100.0	81,000	35,148	35,148	△ 50.7	100.0
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
99.2	44,770,000	45,081,446	44,722,498	1.5	99.2	44,126,000	44,533,652	44,030,849	△ 1.5	98.9
30.6	458,000	1,537,272	561,963	△ 7.8	36.6	402,000	1,235,661	449,391	△ 20.0	36.4
96.2	45,228,000	46,618,718	45,284,461	1.4	97.1	44,528,000	45,769,313	44,480,240	△ 1.8	97.2

11. 税目別月別収入額調

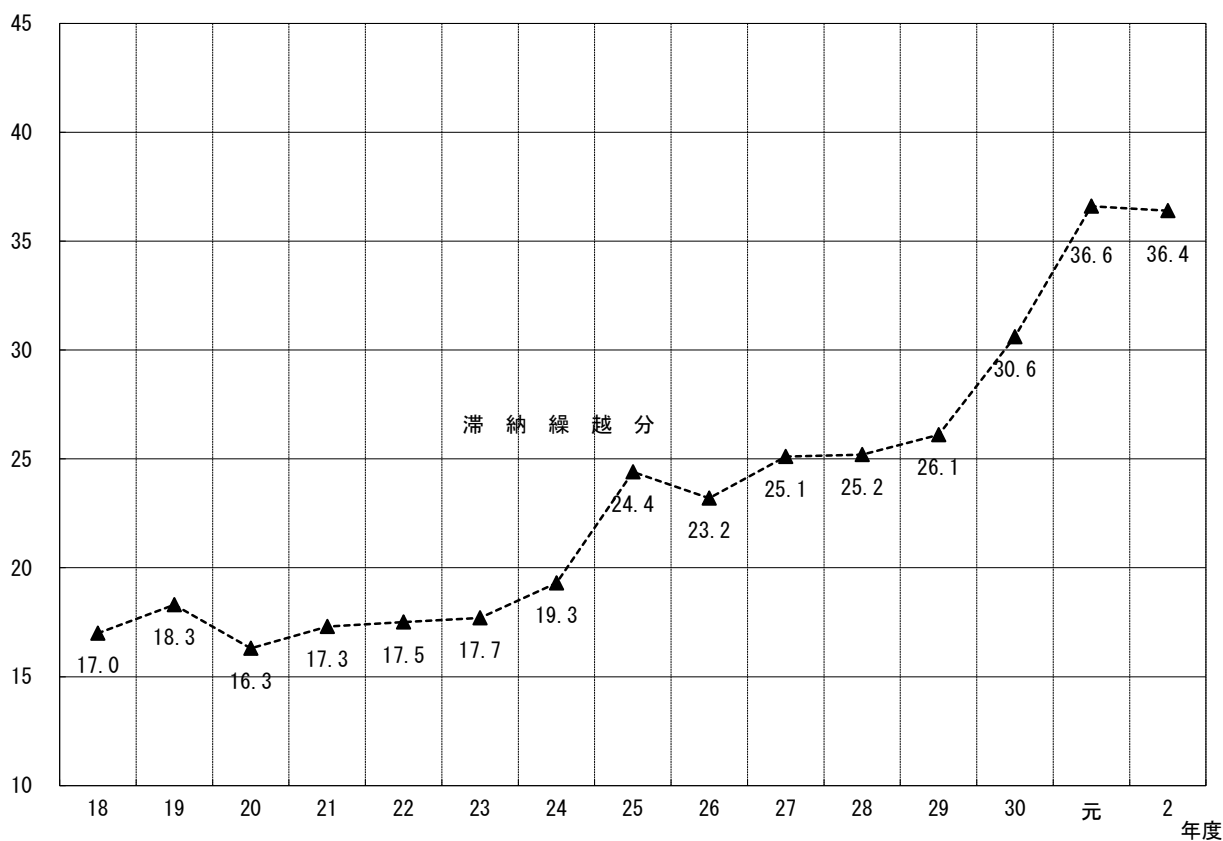
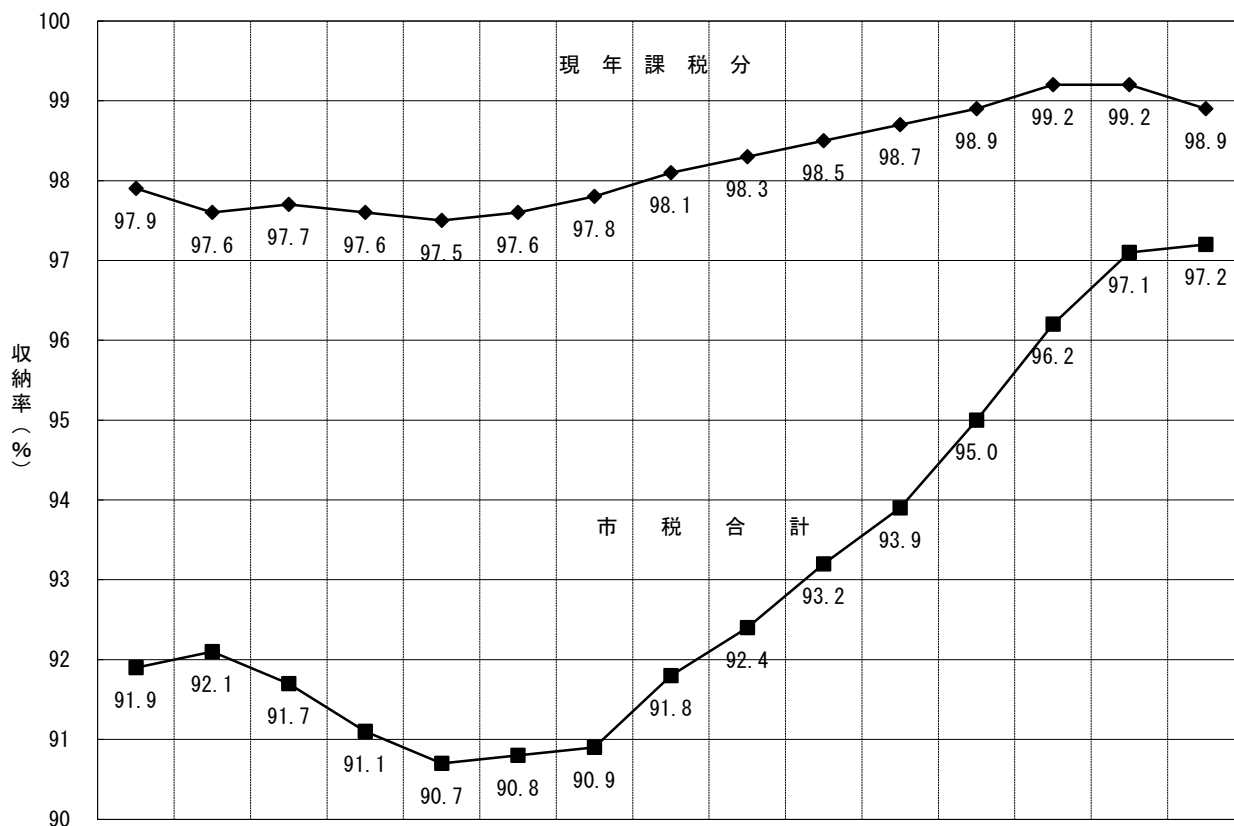
税 目		月 別						
		4	5	6	7	8	9	10
令和元年度	市税合計	3,219,635	9,939,935	3,432,891	3,407,780	4,170,630	2,176,115	1,568,706
	(構成比)	7.1	21.9	7.6	7.5	9.2	4.8	3.5
	現年課税分	3,188,953	9,916,855	3,360,784	3,346,465	4,120,453	2,118,904	1,522,372
	(構成比)	7.1	22.2	7.5	7.5	9.2	4.7	3.4
	滞納繰越分	30,682	23,079	72,107	61,315	50,177	57,211	46,334
	(構成比)	5.5	4.1	12.8	10.9	8.9	10.2	8.2
令和2年度	市税合計	4,156,975	8,618,632	3,969,908	3,106,915	4,351,341	1,950,954	1,339,105
	(構成比)	9.3	19.4	8.9	7	9.8	4.4	3
	現年課税分	4,137,933	8,607,797	3,912,029	3,047,003	4,308,984	1,901,340	1,298,314
	(構成比)	9.4	19.5	8.9	6.9	9.8	4.3	2.9
	滞納繰越分	19,042	10,835	57,879	59,912	42,357	49,614	40,791
	(構成比)	4.2	2.4	12.9	13.3	9.4	11.0	9.1
	個人市民税	123,208	1,104,481	1,760,192	1,976,688	1,135,993	1,465,521	1,115,331
	(構成比)	0.8	6.9	11.0	12.4	7.1	9.2	7.0
	法人市民税	140,680	420,204	1,174,513	131,692	254,301	195,177	134,521
	(構成比)	3.7	11.0	30.8	3.5	6.7	5.1	3.5
	固定資産税	3,175,863	5,754,025	387,520	696,581	2,379,408	114,012	65,564
	(構成比)	16.8	30.4	2.1	3.7	12.6	0.6	0.3
	軽自動車税	3,253	333,662	334,120	27,595	7,414	5,346	7,105
	(構成比)	0.4	44.7	44.8	3.7	1	0.7	1
市たばこ税	152,155	70	272,978	151,039	151,739	147,716	1,253	
(構成比)	8.6	0.0	15.4	8.5	8.6	8.3	0.1	
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	
(構成比)	—	—	—	—	—	—	—	
都市計画税	558,815	1,004,702	39,344	121,273	418,421	20,192	11,528	
(構成比)	17.0	30.6	1.2	3.7	12.7	0.6	0.4	
入湯税	3,001	1,489	1,241	2,046	4,065	2,990	3,803	
(構成比)	8.5	4.2	3.5	5.8	11.6	8.5	10.8	

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：千円、%)

月		別						合 計
11	12	1	2	3	4	5		
2,059,737	5,232,499	2,253,549	2,142,560	4,696,072	960,329	24,021	45,284,461	
4.5	11.6	5	4.7	10.4	2.1	0.1	100.0	
2,011,644	5,177,631	2,212,729	2,114,830	4,646,527	960,329	24,021	44,722,498	
4.5	11.6	4.9	4.7	10.4	2.1	0.1	100.0	
48,093	54,868	40,819	27,730	49,545	0	0	561,963	
8.6	9.8	7.3	4.9	8.8	0.0	0.0	100.0	
2,276,858	4,719,865	1,961,446	2,264,318	4,673,512	1,007,571	82,839	44,480,240	
5.1	10.6	4.4	5.1	10.5	2.3	0.2	100.0	
2,232,667	4,685,462	1,938,563	2,230,705	4,639,640	1,007,571	82,839	44,030,849	
5.1	10.6	4.4	5.1	10.5	2.3	0.2	100.0	
44,191	34,403	22,883	33,613	33,871	0	0	449,391	
9.8	7.7	5.1	7.5	7.5	0.0	0.0	100.0	
1,492,757	1,107,946	1,175,544	1,350,324	1,202,719	904,318	19,332	15,934,354	
9.4	7.0	7.4	8.5	7.5	5.7	0.1	100.0	
347,313	593,834	59,578	139,927	233,868	-23,576	7,603	3,809,638	
9.1	15.6	1.6	3.7	6.1	-0.6	0.2	100.0	
94,404	2,556,702	494,905	508,802	2,516,457	106,988	46,322	18,897,554	
0.5	13.5	2.6	2.7	13.3	0.6	0.2	100.0	
5,377	6,568	4,315	4,156	4,827	543	1,437	745,718	
0.7	0.9	0.6	0.6	0.6	0.1	0.2	100.0	
317,014	1,209	136,232	168,954	270,294	503	0	1,771,155	
17.9	0.1	7.7	9.5	15.3	0.0	0.0	100.0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
—	—	—	—	—	—	—	—	
16,661	449,676	87,057	89,515	442,531	18,813	8,145	3,286,673	
0.5	13.7	2.6	2.7	13.5	0.6	0.2	100.0	
3,333	3,929	3,816	2,639	2,816	-19	0	35,148	
9.5	11.2	10.9	7.5	8.0	-0.1	0.0	100.0	

12. 市税収納率の推移



13. 市民一人当り・一世帯当り・納税者一人当り市税負担額

(単位：円)

区 分	30			元			2			3 (予算)		
	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額
普 通 税	157,176	399,823	—	160,026	401,151	—	158,106	390,694	—	148,750	367,576	—
市 民 税	76,495	194,586	—	77,908	195,299	—	75,845	187,419	—	70,397	173,958	—
個 人	59,479	151,301	106,932	60,697	152,154	112,845	61,210	151,256	112,013	58,950	145,671	107,877
法 人	17,016	43,285	313,212	17,211	43,145	313,156	14,634	36,163	270,975	11,447	28,287	211,964
固 定 資 産 税	70,983	180,566	176,665	72,174	180,926	183,478	72,593	179,384	181,459	68,600	169,516	171,477
軽自動車税	2,519	6,408	7,138	2,676	6,709	7,627	2,865	7,079	7,933	2,908	7,186	8,053
市たばこ税	7,179	18,262	—	7,267	18,217	—	6,804	16,813	—	6,845	16,916	—
特別土地保有税	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
目 的 税	12,603	32,060	—	12,818	32,133	—	12,760	31,532	—	12,354	30,528	—
都市計画税	12,354	31,425	39,965	12,546	31,451	41,761	12,625	31,199	41,185	12,166	30,063	39,686
入湯税	249	635	—	272	682	—	135	334	—	188	465	—
市 税 合 計	169,779	431,883	—	172,845	433,283	—	170,866	422,226	—	161,104	398,103	—

14. 市税状況調

年度 区分		28		29		30		元		2	
		金額 (千円)	対前 年比	金額 (千円)	対前 年比	金額 (千円)	対前 年比	金額 (千円)	対前 年比	金額 (千円)	対前 年比
予算額		44,676,000	101.6	45,213,000	101.2	44,684,335	98.8	45,228,000	101.2	44,528,000	98.5
調定額		46,720,588	99.3	46,811,582	100.2	46,425,553	99.2	46,618,718	100.4	45,769,313	98.2
収入額		43,851,954	100.0	44,465,038	101.4	44,670,511	100.5	45,284,461	101.4	44,480,240	98.2
不納欠損額		326,960	277.0	316,605	96.8	204,701	64.7	92,287	45.1	123,770	134.1
収納率	対予算	98.2		98.3		99.9		100.1		99.9	
	対調定	93.9		95.0		96.2		97.1		97.2	
指数 H12年度 =100	予算額	101.8		103.0		101.8		103.0		101.4	
	調定額	99.0		99.1		98.3		98.7		96.9	
	収入額	99.8		101.2		101.7		103.1		101.2	
人口		264,906		263,847		263,109		261,986		260,322	
世帯数		101,462		102,346		103,432		104,511		105,347	
1世帯人口		2.6		2.6		2.5		2.5		2.5	
税務職員	職員数	89		85		89		88		89	
	1人当り 人口	2,976		3,104		2,956		2,977		2,924	
	1人当り 世帯数	1,140		1,204		1,162		1,188		1,184	
	1人当り 人件費	5,820		6,123		5,953		6,452		6,743	
税務職員 1人当り 賦課額	予算額	501,978		531,918		502,071		513,955		500,315	
	調定額	524,950		550,724		521,635		529,758		514,262	

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

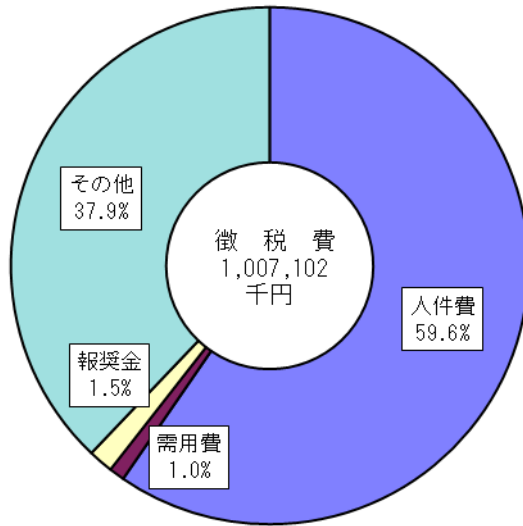
15. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

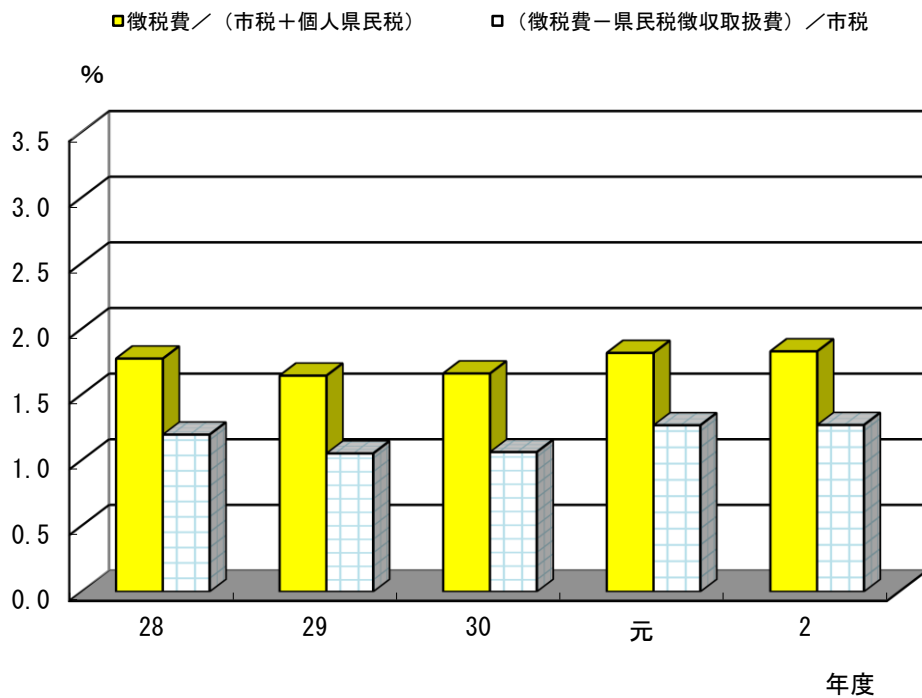
区 分		年 度		28	29	30	元	2
税収入額	1. 市 税			43,851,954	44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240
	2. 個人県民税			9,845,087	10,088,861	10,313,345	10,481,158	10,501,976
	3. 合 計			53,697,041	54,553,899	54,983,856	55,765,619	54,982,216
徴 税 費	人 件 費	4. 基 本 給		271,808	269,915	269,768	294,027	303,710
		5. 諸 手 当		160,238	161,206	168,402	177,724	182,085
		6. そ の 他		85,891	89,332	91,625	96,059	114,322
		7. 小 計		517,937	520,453	529,795	567,810	600,117
	需 用 費	8. 旅 費		400	329	108	39	536
		9. 賃 金		11,755	11,082	12,100	11,401	0
		10. そ の 他		11,321	10,501	8,701	9,353	9,193
		11. 小 計		23,476	21,912	20,909	20,793	9,729
	報 奨 金 等	12. 納期前納付の奨励金		—	—	—	—	—
		13. 納 税 奨 励 金		14,381	13,564	12,756	11,950	11,877
		14. そ の 他		4,392	4,174	3,956	3,825	3,679
15. 小 計			18,773	17,738	16,712	15,775	15,556	
16. そ の 他		393,775	338,079	346,938	410,426	381,700		
17. 合 計		953,961	898,182	914,354	1,014,804	1,007,102		
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18. 納税義務者数を基準にした金額		407,781	411,480	415,230	417,612	419,289	
	19. 通知書を基準にした金額		—	—	—	—	—	
	20. 徴収額を基準にした金額		169	171	72	61	73	
	21. 報奨金額に相当する金額		—	—	—	—	—	
	22. 還付金等に相当する金額		20,937	17,882	23,619	22,624	22,672	
	23. 合 計		428,887	429,533	438,921	440,297	442,034	
24. (17 - 23)		525,074	468,649	475,433	574,507	565,068		
税収入に対する徴税費の割合	25. (17 / 3)		1.8	1.6	1.7	1.8	1.8	
	26. (24 / 1)		1.2	1.1	1.1	1.3	1.3	
徴税職員数	吏 員		88	84	88	85	87	
	そ の 他		1	1	1	3	2	
	27. 合 計		89	85	89	88	89	
	臨 時 職 員		0	0	0	0	0	
職員1人当りの人件費 (7 / 27)		5,820	6,123	5,953	6,452	6,743		

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

16. 令和2年度徴税费構成図

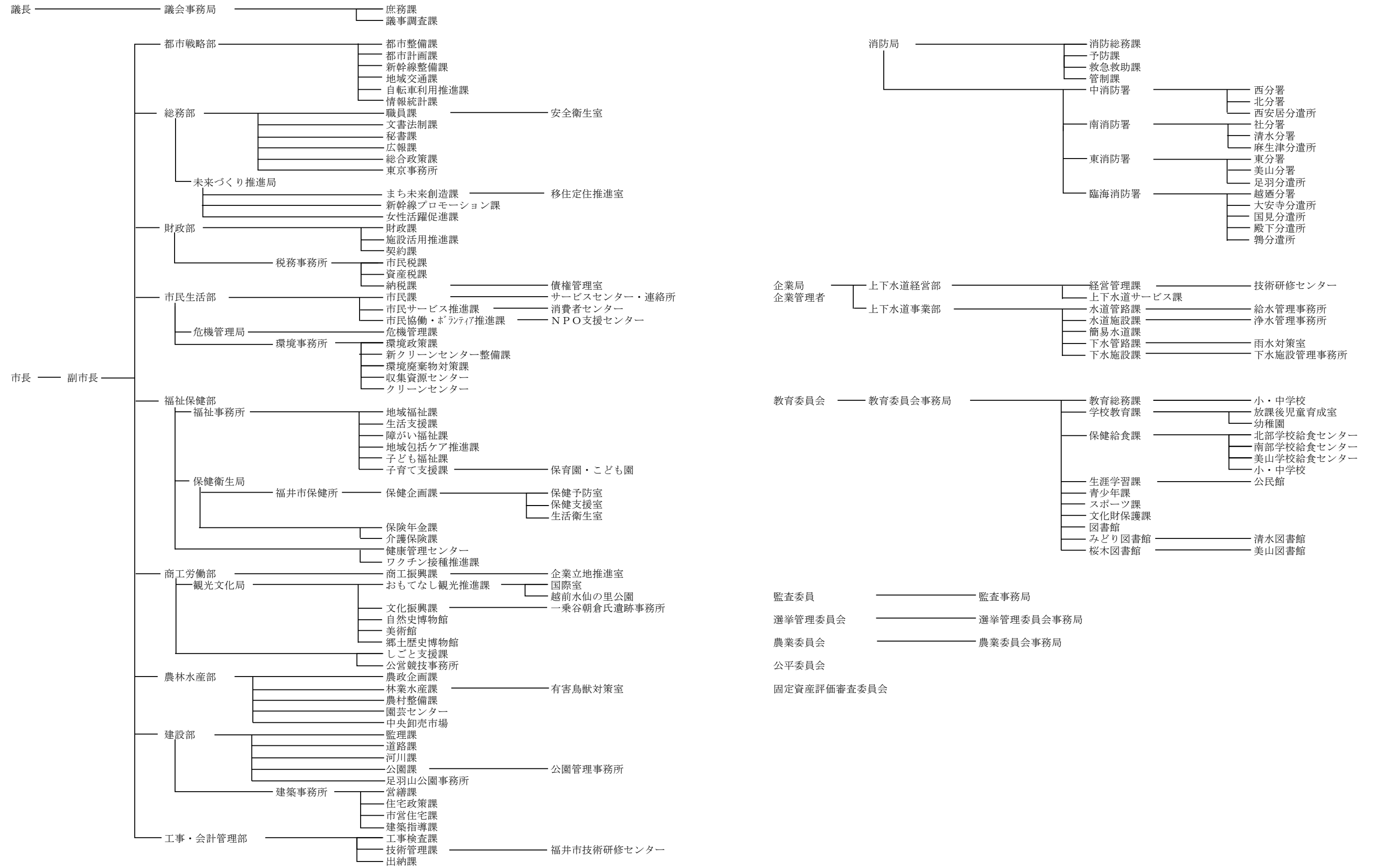


17. 税収入に対する徴税费割合



稅 務 機 構

1. 福井市行政機構図



(令和3年4月1日現在)

2. 税務機構および事務分掌

(令和3年4月1日現在)

部	所	課	係 等	事 務 分 掌
財 政 部	税 務 所	市 民 税 課	税制・管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税に係る税制に関すること。 2 市税の予算、決算及び調定並びに税務諸統計に関すること。 3 市たばこ税・入湯税の申告及び調定に関すること。 4 税証明、公印、文書取扱その他課内の庶務に関すること。 5 不服申立及び固定資産評価審査委員会に関すること。 6 租税教育の推進並びに納税思想の普及及び啓発に関すること。
			個人市民税1・2係	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人市・県民税の賦課、減免、申告受付、指導に関すること。 2 個人市・県民税の特別徴収事務に関すること。 3 無申告その他の所得調査に関すること。
			法人・軽自係	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人市民税の申告、減免及び調定に関すること。 2 軽自動車税の賦課、減免及び調定に関すること。
			共通業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 税の相談窓口・還付申告の受付に関すること。 2 新総合行政システムに関すること。 3 市税等の収納支援に関すること。
		資 産 税 課	償却・管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 現所有者及び納税管理人に関すること。 2 資産証明に関すること。 3 固定資産課税台帳、地籍図等の閲覧に関すること。 4 固定資産概要調書の作成に関すること。 5 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 6 電算システムに関すること。 7 償却資産申告に関すること。 8 償却資産の評価及び賦課に関すること。
			土地係	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の評価及び価格の通知に関すること。 2 土地に係る固定資産税、都市計画税賦課に関すること。 3 地籍図の管理に関すること。 4 土地評価システムに関すること。
			家屋係	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋の評価及び価格の通知に関すること。 2 家屋に係る固定資産税、都市計画税賦課に関すること。 3 家屋評価システムに関すること。
			共通業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税等の収納支援に関すること。

部	所	課	係 等	事 務 分 掌
財 政 部	税 務 事 務 所	納 税 課	管理・庶務係	1 市税等の収納消込に関すること。 2 市税等の充当及び還付に関すること。 3 市税等の口座振替に関すること。 4 納税組合その他納税奨励事務に関すること。 5 納税証明に関すること。
			企 画 係	1 納税コールセンターに関すること。 2 管理職等滞納整理に関すること。 3 夜間・休日納税窓口に関すること。 4 各種照会文書に関すること。
			現 年 係 過 年 1・2 係	1 滞納処分に関すること。 2 滞納管理システムの管理及び更新に関すること。 3 検索に関すること。 4 財産調査の実施に関すること。 5 処分財産の管理に関すること。 6 時効の管理に関すること。
		債 権 管 理 室	債 権 管 理 係	1 公売に関すること。 2 移管債権の滞納処分等に関すること。 3 債権放棄に関すること。 4 債権管理に係る相談及び助言に関すること。

3. 税務職員に関する調

(1) 税務職員配置人員

(令和3年4月1日現在)

課 係 等	職 員 数							計	
	課 長	副課長	課長補佐	主 幹	副主幹	主 査	主 事		
税 務 課	税制・管理係	1	1	1	1		1	1	3
	個人市民税1係				2	2	4		8
	個人市民税2係				1	2		4	7
	法人・軽自係					1	1	2	4
	計	1	1	1	4	5	6	7	25
事 務 所	償却・管理係	1	1	1	2	1	3	1	7
	土地係				1	1	4	6	12
	家屋係				1	3		8	12
	計	1	1	1	4	5	7	15	34
所 長 1	管理・庶務係	1	1	1	1	1	3	7	12
	企画係				1	1		1	3
	現年係				1		2	4	7
	過年1係				1	1	1	4	7
	過年2係				1	2		3	6
	地方税滞納整理機構						1	1	2
	債権管理室		1			1	2		4
計	1	2	1	5	6	9	20	44	
合 計	3	4	3	13	16	22	42	104	

注：合計は所長を含む

(2) 税務職員数の割合

(令和3年4月1日現在)

年 度	28	29	30	元	2	3
市長部局 (A)	1,762人	1,792人	1,787人	1,741人	1,655人	1,621人
税務職員 (B)	96人	93人	96人	103人	106人	104人
B / A	5.45%	5.19%	5.37%	5.92%	6.40%	6.42%

(3) 税務職員年齢調

(令和3年4月1日現在)

区 分		20歳未満	30歳未満	40歳未満	50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
税 務 所	市民税課	0	6	8	6	6	26	37.5
	資産税課	0	7	15	8	4	34	38.0
	納 税 課	0	10	19	9	6	44	37.4
	計	0	23	42	23	16	104	37.6

(注) 市民税課は所長を含む。

(4) 税務職員経験年数調

(令和3年4月1日現在)

区 分		1年未満	2年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	計	平均年数
税 務 所	市民税課	2	5	4	5	8	2	26	4.5
	資産税課	4	3	7	9	10	1	34	3.9
	納 税 課	6	5	12	8	9	4	44	3.5
	計	12	13	23	22	27	7	104	3.9

(注) 市民税課は所長を含む。

賦 課

1. 市税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 税 目	28		29		30		元		2	
	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比
市 民 税	19,135,459	99.0	19,601,552	102.4	20,028,395	102.2	20,321,476	101.5	19,743,713	97.2
└─ 個 人	14,883,670	101.8	15,228,884	102.3	15,551,880	102.1	15,812,224	101.7	15,895,092	100.5
└─ 法 人	4,251,789	90.3	4,372,668	102.8	4,476,515	102.4	4,509,252	100.7	3,848,621	85.3
固 定 資 産 税	18,553,502	100.8	18,795,040	101.3	18,558,786	98.7	18,815,732	101.4	18,946,485	100.7
軽 自 動 車 税	612,437	115.5	638,050	104.2	664,681	104.2	699,194	105.2	742,344	106.2
市 た ば こ 税	2,021,761	97.4	1,910,767	94.5	1,888,902	98.9	1,903,906	100.8	1,771,155	93.0
特別土地保有税		—		—		—		—		—
都 市 計 画 税	3,241,454	100.7	3,270,394	100.9	3,228,945	98.7	3,269,865	101.3	3,294,807	100.8
入 湯 税	67,715	102.4	66,093	97.6	65,636	99.3	71,273	108.6	35,148	49.3
合 計	43,632,328	100.0	44,281,896	101.5	44,435,345	100.3	45,081,446	101.5	44,533,652	98.8

2. 税率の変遷

年 度 区 分	27	28	29	30	元	2	3	
個人市民税 均等割	3,500 円							
個人市民税 所得割	6 %							
法人市民税 均等割	《H20年度から》							
	1号法人	次に掲げる法人					60,000 円	
		ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの						
		イ 人格のない社団等						
		ウ 保険業法に規定する						
		エ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの						
	2号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					144,000 円	
	3号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千円を超え1億円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの					156,000 円	
	4号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千円を超え1億円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					180,000 円	
	5号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの					192,000 円	
6号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					480,000 円		
7号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの					492,000 円		
8号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					2,100,000 円		
9号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					3,600,000 円		
法人市民税 税割	12.1 % (注1)					8.4 % (注2)		
固定資産税	1.4 %							

(注1) 平成26年10月1日以後に開始される事業年度から

(注2) 令和元年10月1日以後に開始される事業年度から

年度 区分	27	28	29	30	元	2	3
	軽自動車税 ※令和元年10月1日以後は、種別割	《S59年度から》 1,000円 1,200円 1,600円 2,500円(注3) 2,400円 4,000円 1,200円 4,700円		原動機付自転車	50cc以下 90cc以下 125cc以下 ミニカー		2,000円 2,000円 2,400円 3,700円
《S59年度から》 3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円 2,400円			軽自動車	三輪 四輪乗用 営業用 四輪乗用 自家用 四輪貨物 営業用 四輪貨物 自家用 雪上用	(注4)	3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円 —	
軽自動車税 環境性能割						(注5)	
市たばこ税	《H25年4月分から》 (旧3級品以外) 5,262円/千本 (旧3級品) 2,495円/千本	(旧3級品) 2,925円/千本	(旧3級品) 3,355円/千本	《H30年10月分から》 (旧3級品以外) 5,692円/千本 (旧3級品) 4,000円/千本	《R1年10月分から》 (旧3級品以外) 5,692円/千本 (旧3級品) 5,692円/千本	《R2年10月分から》 6,122円/千本	(注6)
	都市計画税	0.3%					
入湯税	100円						150円

(注3) 昭和60年2月15日から

(注4) 平成27年4月1日以後に取得される新車から

(注5) 令和元年10月1日以後に取得される新車から (令和元年9月30日までは自動車取得税(県税)として県が賦課徴収)

税率は、自動車の取得価格×税率(以下の表のとおり)。

自動車を無償で取得した場合や、著しく低い価格で取引された場合は、通常の取引価格による。なお、免税点は50万円。

●乗用車

車両区分	税率			
	令和3年12月31日まで		令和4年1月1日から	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等	0%	0%	0%	0%
令和12年度燃費基準75%達成 かつR2年度燃費基準達成※	0%	0%	0%	0%
令和12年度燃費基準60%達成 かつR2年度燃費基準達成※	0%	0.5%	1%	0.5%
令和12年度燃費基準55%達成 かつR2年度燃費基準達成※	1%	1%	2%	1%
以外の車	1%	2%	2%	2%

●軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック等)

車両区分	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	0%	0%
平成27年度燃費基準+25%達成※	0%	0%
平成27年度燃費基準+20%達成※	1%	0.5%
平成27年度燃費基準+15%達成※	2%	1%
以外の車	2%	2%

※平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成したガソリン車・ハイブリット車・LPG車(乗用車のみ)(★★★★)に限る。

(注6) 令和3年10月1日からは6,552円/千本

3. 税率一覧表（令和3年度）

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率																																																				
市民税	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3. 市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事務所又は事業所を有する法人（社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む） 4. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	個人 （所得割） 6 % （均等割） 3,500円 ※平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、均等割に500円を加算する地方税法の特例が定められた。	法人 （税割） 8.4 % （均等割） 第1号法人 60,000円 第2号法人 144,000円 第3号法人 156,000円 第4号法人 180,000円 第5号法人 192,000円 第6号法人 480,000円 第7号法人 492,000円 第8号法人 2,100,000円 第9号法人 3,600,000円																																																			
固定資産税	土地・家屋の所有者 償却資産	土地・家屋 基準年度の価格又は、基準年度の価格に比準 償却資産 賦課期日における価格	1.4 % 1.4 %																																																			
軽自動車税	種別割 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	種別割 原動機付自転車 総排気量（又は定格出力） 0.05キロリットル（0.6キロワット）以下のもの 0.05キロリットル（0.6キロワット）を超え 0.09キロリットル（0.8キロワット）以下のもの 0.09キロリットル（0.8キロワット）を超えるもの ミニカー 軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む） 三輪のもの 四輪以上のもの 乗用 営業用 自家用 貨物 営業用 自家用 小型特殊自動車 農耕作業用 その他のもの 二輪の小型自動車	2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 3,600円 3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円 ※ 四輪以上及び三輪の軽自動車については、平成27年4月1日以後に取得される新車から 2,000円 5,900円 6,000円																																																			
	環境性能割 新車又は中古車の取得者	環境性能割 自動車の取得価格に以下の割合を乗じた額（免税点50万円）																																																				
		●乗用車 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="4">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">令和3年12月31日まで</th> <th colspan="2">令和4年1月1日から</th> </tr> <tr> <td></td> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等 令和12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成※</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成※</td> <td>0%</td> <td>0.5%</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成※</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>1%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> ※平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成した*フルサイズ・EV（軽）車・LPG車（乗用車のみ）（★★★）に限る。	車両区分	税率				令和3年12月31日まで		令和4年1月1日から			自家用	営業用	自家用	営業用	電気自動車等 令和12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成※	0%	0%	0%	0%	令和12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成※	0%	0.5%	1%	0.5%	令和12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成※	1%	1%	2%	1%	以外の車	1%	2%	2%	2%	●軽トラック（車両総重量2.5t以下のトラック等） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等 平成27年度燃費基準+25%達成※</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成※</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成※</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	車両区分	税率		自家用	営業用	電気自動車等 平成27年度燃費基準+25%達成※	0%	0%	平成27年度燃費基準+20%達成※	1%	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成※	2%	1%	以外の車	2%	2%
車両区分	税率																																																					
	令和3年12月31日まで		令和4年1月1日から																																																			
	自家用	営業用	自家用	営業用																																																		
電気自動車等 令和12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成※	0%	0%	0%	0%																																																		
令和12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成※	0%	0.5%	1%	0.5%																																																		
令和12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成※	1%	1%	2%	1%																																																		
以外の車	1%	2%	2%	2%																																																		
車両区分	税率																																																					
	自家用	営業用																																																				
電気自動車等 平成27年度燃費基準+25%達成※	0%	0%																																																				
平成27年度燃費基準+20%達成※	1%	0.5%																																																				
平成27年度燃費基準+15%達成※	2%	1%																																																				
以外の車	2%	2%																																																				
市たばこ税	小売販売業者に対する売渡し又は消費者等へ売渡し製造たばこの製造者特定販売業者又は卸売販売業者	（従量割）売渡し等に係る製造たばこの合計本数 1,000本当り 6,552円 ※令和3年9月30日までは、1,000本当り 6,122円																																																				
都市計画税	土地・家屋の所有者	土地および家屋に係る固定資産税の課税基準となるべき価格	0.3 %																																																			
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	入湯客 1人1日	150円																																																			

申告期日	賦課期日	徴収方法	納期
(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 (法人) 法人税申告期限	1月1日	(個人) 普通徴収 給与特別徴収 年金特別徴収 (法人) 申告納付	(個人) 普通徴収 第1期 6月15日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 徴収の翌月の10日 12回徴収 年金特別徴収 各年金支給月 4・6・8月 仮徴収 10・12・2月 本徴収 (法人) 申告期限と同じ
新築住宅に対する減額申告 1月31日 償却資産 1月31日	1月1日	普通徴収	第1期 4月15日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月28日
取得申告 納税義務が発生した日から 15日以内 廃車申告 納税義務が消滅した日から 30日以内 変更申告 変更の事由が生じた日から 15日以内	4月1日	普通徴収	5月15日～5月31日
取得の日から15日以内		申告納付	取得の日から15日以内
翌月末日		申告納付	翌月末日
		固定資産税と同じ	
翌月15日		特別徴収申告納入	翌月15日

4. 市民税

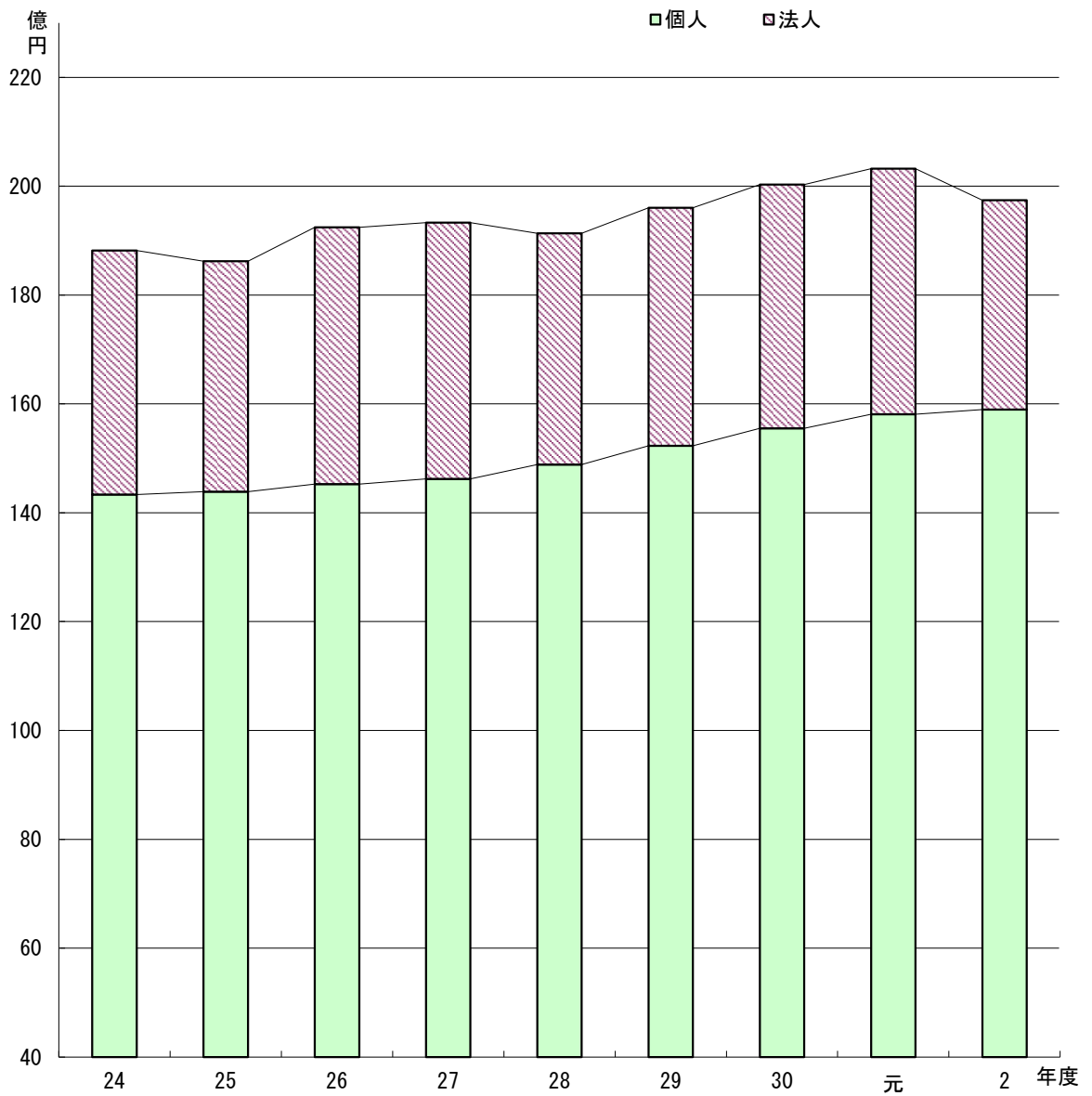
(1) 市民税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

税 目		年 度		29		30		元		2	
		調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比		
個 人	普通徴収	所得割	3,207,040	95.8	3,188,781	99.4	3,093,346	97.0	3,083,081	99.7	
		均等割	122,852	92.9	119,884	97.6	114,303	95.3	110,678	96.8	
			3,329,892	95.7	3,308,665	99.4	3,207,649	96.9	3,193,759	99.6	
	特別徴収	所得割	10,864,458	104.3	11,182,097	102.9	11,505,887	102.9	11,635,138	101.1	
		均等割	299,357	105.0	308,474	103.0	317,549	102.9	323,772	102.0	
			11,163,815	104.3	11,490,571	102.9	11,823,436	102.9	11,958,910	101.1	
	年金特徴	所得割	538,222	105.5	547,424	101.7	556,154	101.6	562,744	101.2	
		均等割	56,035	103.8	56,145	100.2	55,563	99.0	55,918	100.6	
			594,257	105.4	603,569	101.6	611,717	101.3	618,662	101.1	
	計	所得割	14,609,720	102.3	14,918,302	102.1	15,155,386	101.6	15,280,963	100.8	
		均等割	478,244	101.5	484,503	101.3	487,416	100.6	490,368	100.6	
			15,087,964	102.3	15,402,805	102.1	15,642,802	101.6	15,771,331	100.8	
分離課税 （退職所得）		140,919	102.5	149,075	105.8	169,423	113.6	123,761	73.0		
		15,228,883	102.3	15,551,880	102.1	15,812,225	101.7	15,895,092	100.5		
法 人	法人税割	3,139,513	104.0	3,262,429	103.9	3,291,296	100.9	2,641,922	80.3		
	均等割	1,233,155	100.1	1,214,086	98.5	1,217,956	100.3	1,206,699	99.1		
		4,372,668	102.8	4,476,515	102.4	4,509,252	100.7	3,848,621	85.3		
合 計		19,460,632	102.4	19,879,320	102.2	20,152,054	101.4	19,619,952	97.4		

※ 合計には、個人市民税のうち分離課税（退職所得）分は含まない。

(2) 市民税年度別調定額の推移



(単位：百万円)

	24	25	26	27	28	29	30	元	2
法人市民税	4,485	4,232	4,716	4,708	4,252	4,373	4,477	4,509	3,849
個人市民税	14,334	14,388	14,527	14,622	14,884	15,229	15,552	15,812	15,895
合 計	18,657	18,470	19,124	19,158	18,998	19,461	19,879	20,152	19,620

(3) 個人市民税所得者区分別課税状況調

区 分 年 度	給 与 所 得 者			営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者		
	所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比
24	11,599,137	84.0	106.1	663,698	4.8	104.7	21,203	0.2	203.0
25	11,476,802	83.4	98.9	685,025	5.0	103.2	18,507	0.1	87.3
26	11,417,267	82.1	99.5	691,896	5.0	101.0	12,563	0.1	67.9
27	11,780,631	84.3	103.2	736,325	5.3	106.4	7,519	0.1	59.9
28	12,005,497	83.8	101.9	765,045	5.3	103.9	13,138	0.1	174.7
29	12,238,485	83.8	101.9	756,681	5.2	98.9	22,531	0.2	171.5
30	12,445,824	83.7	101.7	734,094	4.9	97.0	18,003	0.1	79.9
元	12,705,814	84.2	102.1	764,035	5.1	104.1	19,128	0.1	106.2
2	12,775,357	84.0	100.5	815,604	5.4	106.7	13,413	0.1	70.1
3	12,447,926	74.7	97.4	821,841	4.9	100.8	15,989	0.1	119.2

(4) 令和3年度個人市民税所得段階別調（所得割課税分）

区 分 課税所得金額の段階	給 与 所 得 者		営 業 等 所 得 者		農 業 所 得 者	
	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等
10万円以下の金額	2,863	2,089,195	272	251,905	12	13,241
10万円を超え 100万円以下	30,864	46,058,676	2,026	3,196,896	69	118,078
100万円を超え 200万円以下	33,952	89,086,327	1,408	3,786,804	58	154,403
200万円を超え 300万円以下	17,969	69,636,052	785	2,996,563	13	46,218
300万円を超え 400万円以下	9,015	47,094,896	407	2,006,461	10	47,945
400万円を超え 550万円以下	4,452	29,111,008	298	1,882,858	6	36,750
550万円を超え 700万円以下	1,433	11,841,655	170	1,369,972	2	17,043
700万円を超え 1,000万円以下	1,227	12,745,537	144	1,447,281	5	54,811
1,000万円を超える金額	1,822	37,829,034	196	4,488,477	0	0
合 計	103,597	345,492,380	5,706	21,427,217	175	488,489

各年7月1日現在（単位：千円、％）

その他の所得者			合 計		
所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比
1,517,659	11.0	103.9	13,801,697	100.0	105.9
1,579,300	11.5	104.1	13,759,634	100.0	99.7
1,776,461	12.8	112.5	13,898,187	100.0	101.0
1,456,580	10.4	82	13,981,055	100.0	100.6
1,548,731	10.8	106.3	14,332,411	100.0	102.5
1,580,604	10.8	102.1	14,598,301	100.0	101.9
1,672,030	11.2	105.8	14,869,951	100.0	101.9
1,601,702	10.6	95.8	15,090,679	100.0	101.5
1,606,274	10.6	100.3	15,210,648	100.0	100.8
3,373,913	20.3	210.0	16,659,669	100.0	109.5

令和3年7月1日現在（単位：人、千円）

分離課税をした者		その他の所得者		合 計	
納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等
281	129,172	1,572	1,306,072	5,000	3,789,585
292	465,854	11,383	15,576,823	44,634	65,416,327
290	768,106	3,227	7,564,771	38,935	101,360,411
204	795,299	793	2,858,053	19,764	76,332,185
142	719,088	401	1,958,743	9,975	51,827,133
133	866,479	328	2,050,625	5,217	33,947,720
84	666,320	188	1,447,384	1,877	15,342,374
80	799,606	189	1,857,776	1,645	16,905,011
195	5,621,411	171	2,958,403	2,384	50,897,325
1,701	10,831,335	18,252	37,578,650	129,431	415,818,071

(5) 個人市民税所得者区分別納税義務者数調

各年7月1日現在 (単位:人)

所得者区分 \ 年 度	28	29	30	元	2	3
給与所得者	104,702	106,244	107,255	108,263	109,146	108,750
営業所得者	6,584	6,486	6,404	6,376	6,547	6,655
農業所得者	233	314	280	245	207	208
その他所得者	24,075	24,038	24,364	24,073	23,808	24,169
合 計	135,594	137,082	138,303	138,957	139,708	139,782

(6) 個人市民税特別徴収義務者数調

各年7月1日現在

年 度	28	29	30	元	2	3
事業所数	9,125	9,744	10,228	10,695	10,831	10,927

(7) 令和3年度個人市民税納税義務者数調

令和3年7月1日現在 (単位:人、千円)

所得者区分 \ 区 分	均等割を納める者		所得割を納める者		均等割のみを納める者		納税義務者
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	
給与所得者	108,750	380,626	104,245	12,447,926	4,505	15,768	108,750
営業所得者	6,655	23,293	5,762	821,841	893	3,126	6,655
農業所得者	208	728	176	15,989	32	112	208
その他所得者	24,169	84,592	19,248	3,373,913	4,921	17,224	24,169
合 計	139,782	489,239	129,431	16,659,669	10,351	36,230	139,782

(8) 個人県民税確定按分率調

(単位:円、%)

年 度 \ 区 分	市民税額	県民税額	合 計	按 分 率
27	14,618,669,010	9,631,155,806	24,249,824,816	39.716393331
28	14,879,721,930	9,804,137,786	24,683,859,716	39.718819904
29	15,223,427,033	10,031,548,285	25,254,975,318	39.721077367
30	15,543,880,209	10,243,818,938	25,787,699,147	39.723663905
元	15,805,266,375	10,417,541,013	26,222,807,388	39.727024109
2	15,889,811,000	10,472,619,360	26,362,430,360	39.725545851

(9) 年度別（当初）納税義務者数調

(単位：人)

年 度	28	29	30	元	2	3
個人市民税	135,461	136,906	138,090	138,833	139,348	139,579
普通徴収	30,070	28,314	26,753	25,035	23,942	23,221
特別徴収	86,469	89,503	92,287	94,987	96,513	97,201
年金特徴	18,922	19,089	19,050	18,811	18,893	19,157
法人市民税	10,224	10,172	10,129	10,169	10,291	10,330

(10) 法人市民税月別調定額（現年課税分）

(単位：千円、%)

月	30 年 度			元 年 度			2 年 度		
	調 定 額	増減率	構成比	調 定 額	増減率	構成比	調 定 額	増減率	構成比
4 月	169,016	15.3	3.8	153,445	△ 9.2	3.4	161,818	5.5	4.2
5 月	381,005	5.3	8.5	420,510	10.4	9.3	392,580	△ 6.6	10.2
6 月	1,041,395	3.1	23.3	926,842	△ 11.0	20.6	950,063	2.5	24.7
7 月	526,784	7.3	11.8	550,503	4.5	12.2	435,661	△ 20.9	11.3
8 月	219,838	△ 4.8	4.9	220,465	0.3	4.9	213,511	△ 3.2	5.5
9 月	204,933	5.5	4.6	222,471	8.6	4.9	227,431	2.2	5.9
10 月	159,117	0.4	3.6	145,246	△ 8.7	3.2	139,713	△ 3.8	3.6
11 月	921,676	2.7	20.6	920,109	△ 0.2	20.4	630,587	△ 31.5	16.4
12 月	380,948	△ 3.7	8.5	435,198	14.2	9.7	294,596	△ 32.3	7.7
1 月	80,495	4.7	1.8	96,614	20.0	2.1	74,509	△ 22.9	1.9
2 月	172,400	5.6	3.9	178,367	3.5	4.0	148,975	△ 16.5	3.9
3 月	218,908	△ 11.1	4.9	239,482	9.4	5.3	179,177	△ 25.2	4.7
合 計	4,476,515	2.4	100.0	4,509,252	0.7	100.0	3,848,621	△ 14.7	100.0

(11) 法人市民税業種別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

業 種 区 分	30 年 度		元 年 度		2 年 度	
	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率
農林・漁業・鉱業	17,113	△ 8.8	17,223	0.6	14,068	△ 18.3
建設業	634,872	10.5	658,184	3.7	605,217	△ 8.0
その他製造業	816,533	11.5	902,070	10.5	643,415	△ 28.7
卸売、小売業	1,079,922	△ 4.5	1,123,882	4.1	936,624	△ 16.7
金融・保険	745,626	12.6	608,525	△ 18.4	543,060	△ 10.8
不動産業	184,894	2.9	189,677	2.6	186,085	△ 1.9
運輸・通信業	228,950	△ 0.1	225,019	△ 1.7	168,917	△ 24.9
電気・ガス・水道	7,775	△ 67.0	8,306	6.8	20,901	151.6
サービス業	759,267	8.5	775,297	2.1	729,259	△ 5.9
その他	1,563	36.5	1,069	△ 31.6	1,075	0.6
合 計	4,476,515	5.3	4,509,252	0.7	3,848,621	△ 14.7
歳 出 還 付	94,473	△ 22.3	103,320	9.4	124,596	20.6

(12) 法人税割月別申告率

（単位：％）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
28年度	31.6	39.5	63.2	48.2	46.9	44.8	49.5	71.0	73.2	66.2	52.5	71.7	53.4
29年度	30.2	39.6	61.1	48.6	50.0	48.6	48.9	70.9	71.0	64.4	52.4	68.7	53.0
30年度	30.9	40.8	64.6	51.4	48.6	49.8	49.4	71.3	74.6	68.6	55.0	72.5	54.9
元年度	32.8	40.0	66.0	52.6	48.0	52.4	50.9	73.1	74.1	68.6	57.6	72.0	55.7
2年度	31.0	37.3	58.3	47.3	46.5	53.6	51.0	69.4	73.1	64.9	58.0	71.8	53.1

(13) 令和3年度法人数調

令和3年4月1日現在

法人区分	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	合計	
法人 市 民 税 納 期 月	1月	209	1	36	1	8	2	8	0	0	265
	2月	813	7	130	5	6	1	3	0	0	965
	3月	271	3	95	14	36	4	44	3	1	471
	4月	925	1	64	8	19		20	1	2	1,040
	5月	1,322	12	320	46	44	8	29	0	1	1,782
	6月	619	4	266	38	140	32	203	12	25	1,339
	7月	529	3	127	13	58	8	132	3	16	889
	8月	700	7	118	5	15	1	14	0	0	860
	9月	525	7	85	11	9	3	13	1	2	656
	10月	600	1	84	10	4	1	3	0	0	703
	11月	664	12	136	14	15		9	0	1	851
	12月	331	7	79	12	16	4	10	1	1	461
合計	7,508	65	1,540	177	370	64	488	21	49	10,282	
2年度同日現在	7,456	68	1,570	174	355	64	484	23	49	10,243	

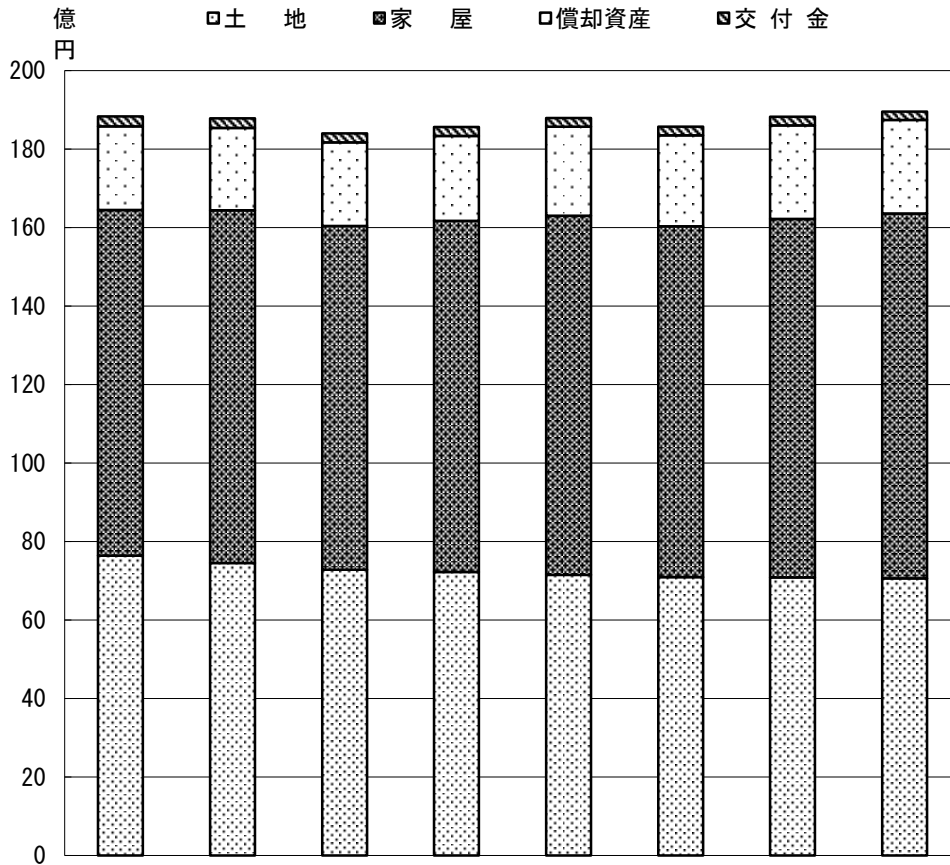
5. 固定資産税・都市計画税及び交付金

(1) 固定資産税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年度 区分	30			元			2			3（6月末）		
	納税義務者	調定額	対前年比	納税義務者	調定額	対前年比	納税義務者	調定額	対前年比	納税義務者	調定額	対前年比
土地	78,974	7,088,211	99.1	79,292	7,081,395	99.9	79,537	7,055,158	99.6	80,038	7,004,614	99.3
家屋	80,235	8,937,466	97.7	80,551	9,137,539	102.2	80,908	9,303,161	101.8	81,029	8,659,179	93.1
償却資産	3,321	2,317,210	101.9	3,405	2,375,730	102.5	3,509	2,378,897	100.1	3,159	2,230,117	93.7
小計	103,760	18,342,887	98.7	103,990	18,595,665	101.4	104,132	18,737,216	100.8	104,415	17,893,910	95.5
交付金	9	215,899	98.4	9	220,067	101.9	9	209,268	95.1	10	203,102	97.1
合計	103,769	18,558,786	98.7	103,999	18,815,732	101.4	104,141	18,946,484	100.7	104,425	18,097,012	95.5

(2) 固定資産税年度別調定額の推移



(単位：億円)

年 度	25	26	27	28	29	30	元	2	3 (6月末)
土 地	76.4	74.5	72.8	72.2	71.5	70.9	70.8	70.6	70.6
家 屋	88.1	89.9	87.6	89.5	91.5	89.4	91.4	93.0	93.0
償却資産	21.3	21.0	21.3	21.6	22.7	23.2	23.8	23.8	23.8
交 付 金	2.5	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
合 計	188.4	187.9	184.1	185.5	188.0	185.6	188.2	189.5	189.5

(3) 都市計画税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

年度 区分	30			元			2			3（6月末）		
	納税義務者	調定額	対前年比	納税義務者	調定額	対前年比	納税義務者	調定額	対前年比	納税義務者	調定額	対前年比
土地	62,149	1,611,887	99.5	62,537	1,618,889	100.4	62,812	1,613,883	99.7	63,306	1,601,017	99.2
家屋	61,102	1,617,058	98.0	61,451	1,650,976	102.1	61,814	1,680,924	101.8	61,980	1,566,545	93.2
合計	79,350	3,228,945	98.7	79,633	3,269,865	101.3	79,792	3,294,807	100.8	80,125	3,167,562	96.1

(4) 令和3年度償却資産の概要

（単位：千円）

種別	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			法第349条の3又は 法附則第15条	左記以外のもの	
市長 決定	構 築 物	29,299,946	28,033,389	1,171,693	26,861,696
	機械及び装置	69,052,370	62,426,074	5,059,942	57,366,132
	船舶、車両及び運搬具	1,362,778	1,343,195	19,583	1,323,612
	航 空 機	2,355	2,355	0	2,355
	工具、器具及び備品	25,972,352	25,178,495	671,003	24,507,492
	小 計	125,689,801	116,983,508	6,922,221	110,061,287
配分	総務大臣	41,744,304	41,375,399		
	県知事	1,402,469	1,172,188		
合 計	168,836,574	159,531,095			

(5) 償却資産の累年比較

(単位：千円)

年 度	区 分	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				法第349条の3又は 法附則第15条	左記以外のもの
平成29年度	市長決定分	119,858,336	117,396,491	3,401,196	113,995,295
	総務大臣配分	42,131,700	41,217,834		
	知事配分	3,734,665	2,734,052		
	計	165,724,701	161,348,377		
平成30年度	市長決定分	123,659,685	121,248,043	2,746,285	118,501,758
	総務大臣配分	42,008,667	41,653,814		
	知事配分	3,938,130	2,748,843		
	計	169,606,482	165,650,700		
平成31年度	市長決定分	129,423,678	125,878,109	2,910,295	122,967,814
	総務大臣配分	41,417,259	41,083,653		
	知事配分	4,052,536	2,857,120		
	計	174,893,473	169,818,882		
令和2年度	市長決定分	130,351,631	126,093,553	2,441,810	123,651,743
	総務大臣配分	40,681,233	40,411,963		
	知事配分	3,800,802	2,725,054		
	計	174,833,666	169,230,570		
令和3年度	市長決定分	125,689,801	116,983,508	6,922,221	110,061,287
	総務大臣配分	41,744,304	41,375,399		
	知事配分	1,402,469	1,172,188		
	計	168,836,574	159,531,095		

(6) 土地・家屋評価額等調

ア 土 地

区 分 \ 年 度	29			30			筆 数
	筆 数	地 積	評 価 額	筆 数	地 積	評 価 額	
田	85,920	77,058,190	42,653,579	82,517	76,810,691	40,812,579	81,751
畑	42,531	8,357,270	18,062,423	42,317	8,310,389	17,349,450	41,815
宅 地	272,844	44,066,263	1,110,381,916	273,749	44,193,543	1,107,773,396	274,137
池 沼	102	26,446	665	102	26,446	665	102
山 林	144,686	139,155,273	1,897,284	144,825	139,913,996	1,901,381	145,345
牧 場	0	0	0	0	0	0	0
原 野	2,820	1,665,109	30,544	2,813	845,614	19,347	2,808
雑 種 地	16,399	5,224,670	23,605,026	16,431	5,281,163	23,295,710	16,964
計	565,302	275,553,221	1,196,631,437	562,754	275,381,842	1,191,152,528	562,922

イ 家 屋

区 分 \ 年 度	29			30			棟 数	
	棟 数	床面積	評 価 額	棟 数	床面積	評 価 額		
木 造	専用住宅	78,405	9,082,351	201,095,654	78,778	9,152,083	195,392,904	78,932
	併用住宅	4,383	554,122	7,805,624	4,334	549,395	7,576,536	4,268
	その他	26,114	1,963,468	17,296,690	25,857	1,963,221	17,089,066	25,789
	小 計	108,902	11,599,941	226,197,968	108,969	11,664,699	220,058,506	108,989
非 木 造	住 宅 アパート	21,093	4,247,556	194,995,148	21,125	4,250,717	191,072,222	21,143
	その他	22,327	6,537,385	251,161,971	22,246	6,531,724	244,380,405	22,200
	小 計	43,420	10,784,941	446,157,119	43,371	10,782,441	435,452,627	43,343
計	152,322	22,384,882	672,355,087	152,340	22,447,140	655,511,133	152,332	

(単位：筆、㎡、千円)

元		2			3		
地積	評価額	筆数	地積	評価額	筆数	地積	評価額
76,537,339	40,818,372	80,876	76,202,499	38,686,046	79,559	75,827,303	37,464,448
8,191,229	17,292,893	41,344	8,119,806	16,697,704	40,296	7,919,784	16,167,714
44,316,495	1,105,681,367	274,524	44,509,180	1,103,187,911	275,604	44,706,062	1,111,168,449
26,446	665	102	26,446	665	100	25,958	653
139,935,680	1,902,230	145,852	140,005,022	1,901,574	147,417	140,318,070	1,906,512
0	0	0	0	0	0	0	0
845,003	19,325	2,806	839,171	19,237	2,888	855,786	19,553
5,518,451	23,979,908	17,336	5,580,013	23,802,142	17,689	5,663,129	23,896,728
275,370,643	1,189,694,760	562,840	275,282,137	1,184,295,279	563,553	275,316,092	1,190,624,057

(単位：棟、㎡、千円)

元		2			3		
床面積	評価額	棟数	床面積	評価額	棟数	床面積	評価額
9,195,446	201,718,503	79,160	9,248,866	209,352,874	79,463	9,304,647	202,646,927
533,149	7,697,620	4,207	536,869	7,802,878	4,163	533,963	7,566,452
1,962,856	17,960,270	25,621	1,949,268	18,903,196	25,475	1,950,293	18,814,900
11,691,451	227,376,393	108,988	11,735,003	236,058,948	109,101	11,788,903	229,028,279
4,258,876	192,798,667	21,139	4,255,952	193,865,839	21,136	4,247,482	190,387,340
6,557,055	251,029,501	22,120	6,551,251	252,688,779	22,050	6,521,600	244,482,904
10,815,931	443,828,168	43,259	10,807,203	446,554,618	43,186	10,769,082	434,870,244
22,507,382	671,204,561	152,247	22,542,206	682,613,566	152,287	22,557,985	663,898,523

(7) 令和3年度 宅地に関する調（免税点以上）

区 分	納税義務者数	地 積	対前年比	構 成 比
商 業 地 区	7,279	4,993,995	97.5	11.2
住 宅 地 区	57,403	20,427,697	101.0	46.0
工 業 地 区	3,198	5,203,509	103.7	11.7
村 落 地 区	16,071	13,635,728	99.5	30.7
農業用施設に供する宅地	262	148,373	100.5	0.3
合 計	84,213	44,409,302	100.4	100.0

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(8) 令和3年度 家屋の種類別状況調

区 分	棟 数	床 面 積	対前年比	構 成 比	
木 造	専用住宅	79,463	9,304,647	100.6	78.9
	共同住宅	1,348	308,088	103.1	2.6
	併用住宅	4,163	533,963	99.5	4.5
	工場・倉庫	3,125	370,768	99.1	3.1
	土 蔵	3,615	253,712	99.3	2.2
	附属家	15,414	821,668	99.3	7.0
	そ の 他	1,973	196,057	101.4	1.6
	小 計	109,101	11,788,903	100.5	100.0
非 木 造	事務所・店舗・百貨店・銀行	4,199	2,286,572	99.1	21.2
	住宅・アパート	21,136	4,247,482	99.8	39.4
	ホテル・病院・劇場等	383	438,432	97.7	4.1
	工場・倉庫・市場	6,479	2,886,202	100.0	26.8
	そ の 他	10,989	910,394	100.2	8.5
	小 計	43,186	10,769,082	99.6	100.0
計	152,287	22,557,985	100.1		

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：人、㎡、千円、%)

評価額	対前年比	構成比	課税標準額	対前年比	構成比
230,489,767	98.2	20.8	132,147,409	97.0	28.8
677,206,353	101.6	61.1	224,721,185	100.5	49.0
85,130,713	103.8	7.7	51,732,893	103.7	11.3
115,493,736	98.4	10.4	49,448,583	97.7	10.8
582,779	104.8	0.1	336,838	100.4	0.1
1,108,903,348	100.7	100.1	458,386,908	99.5	100.0

(単位：棟、㎡、千円、%、円)

評価額	対前年比	構成比	平均価格	摘要
202,646,927	96.8	88.5	21,779	
9,208,235	100.3	4.0	29,888	
7,566,452	97.0	3.3	14,170	
1,600,855	98.7	0.7	4,318	
286,169	99.0	0.1	1,128	
3,292,642	97.0	1.4	4,007	
4,426,999	100.2	1.9	22,580	
229,028,279	97.0	100.0	19,427	
122,636,977	97.4	28.2	53,634	
190,387,340	98.2	43.8	44,824	
30,544,966	95.2	7.0	69,669	
67,530,828	96.4	15.5	23,398	
23,770,133	96.4	5.5	26,110	
434,870,244	97.4	100.0	40,381	
663,898,523	97.3		29,431	

(9) 家屋の新・増築状況調

ア 木造家屋

(単位：㎡、千円、%、円)

年度	種 類	棟 数	床 面 積	評 価 額	対前年比	平均価格
28	専 用 住 宅	981	126,171	7,614,970	86.4	60,354
	併 用 住 宅	17	2,973	179,057	99.1	60,228
	そ の 他	119	16,121	835,057	92.5	51,799
	計	1,117	145,265	8,629,084	87.2	59,402
29	専 用 住 宅	1,032	130,248	7,817,638	102.7	60,021
	併 用 住 宅	8	1,332	75,734	42.3	56,857
	そ の 他	97	13,402	713,186	85.4	53,215
	計	1,137	144,982	8,606,558	99.7	59,363
30	専 用 住 宅	985	122,960	7,723,589	98.8	62,814
	併 用 住 宅	25	3,908	23,086	30.5	5,907
	そ の 他	109	17,044	1,155,564	162.0	67,799
	計	1,119	143,912	8,902,239	103.4	61,859
元	専 用 住 宅	878	109,285	6,901,050	89.4	63,147
	併 用 住 宅	18	2,779	166,348	720.6	59,859
	そ の 他	121	16,877	957,391	82.9	56,728
	計	1,017	128,941	8,024,789	90.1	62,236
2	専 用 住 宅	1,074	132,132	8,331,529	120.7	63,055
	併 用 住 宅	15	2,396	147,168	88.5	61,422
	そ の 他	139	19,026	1,037,395	108.4	54,525
	計	1,228	153,554	9,516,092	118.6	61,972
3	専 用 住 宅	992	119,395	7,986,354	95.9	66,890
	併 用 住 宅	18	3,035	190,768	129.6	62,856
	そ の 他	124	21,138	1,247,552	120.3	59,019
	計	1,134	143,568	9,424,674	99.0	65,646

イ 非 木 造 家 屋

(単位：㎡、千円、%、円)

年度	種 類	棟 数	床 面 積	評 価 額	対前年比	平均価格
28	住宅・アパート	140	26,586	2,111,431	85.7	79,419
	そ の 他	124	40,606	3,064,458	78.7	75,468
	計	264	67,192	5,175,889	81.4	77,031
29	住宅・アパート	177	32,122	2,816,597	133.4	87,684
	そ の 他	124	61,443	4,714,829	153.9	76,735
	計	301	93,565	7,531,426	145.5	80,494
30	住宅・アパート	116	24,084	2,100,736	74.6	87,225
	そ の 他	112	55,753	4,394,851	93.2	78,827
	計	228	79,837	6,495,587	86.2	81,361
元	住宅・アパート	105	24,226	2,044,580	97.3	84,396
	そ の 他	137	71,557	6,982,448	158.9	97,579
	計	242	95,783	9,027,028	139.0	94,245
2	住宅・アパート	100	21,390	1,759,443	86.1	82,255
	そ の 他	112	38,233	3,374,590	48.3	88,264
	計	212	59,623	5,134,033	56.9	86,108
3	住宅・アパート	116	18,249	1,741,578	99.0	95,434
	そ の 他	83	24,665	2,353,114	69.7	95,403
	計	199	42,914	4,094,692	79.8	95,416

(10) 新築住宅に対する軽減税額調

(単位：千円)

区分 年度	地方税法附則第15条の6				地方税法附則第15条の7				計	
	新築住宅		新築住宅 (中高層耐火建築物)		認定長期優良住宅		認定長期優良住宅 (中高層耐火建築物)			
	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額
28	3,637	150,298	493	20,047	977	48,365	7	350	5,114	219,060
29	3,334	140,579	478	21,261	975	49,413	8	410	4,795	211,663
30	3,239	132,967	539	24,049	974	47,273	9	490	4,761	204,779
元	3,214	135,666	645	26,901	942	47,051	6	348	4,807	209,966
2	3,298	142,348	710	28,993	910	46,798	5	312	4,923	218,451
3	3,191	135,765	682	27,915	869	43,771	4	235	4,746	207,686

(11) 固定資産課税台帳縦覧・閲覧状況調

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2	3
縦覧件数	36	38	46	29	20	52
閲覧件数	659	658	667	646	406	567
計	695	696	713	675	426	619

(12) 固定資産評価審査委員会

ア 委 員

職 名	氏 名	就任年月日	任期満了年月日	職 業
委 員	増 田 健 治	H 18. 10. 1	R 6. 9. 30	土地家屋調査士
委 員	勝 田 輝	H 22. 12. 22	R 4. 12. 21	弁 護 士
委 員	田 中 昭 美	H 30. 4. 1	R 6. 3. 31	税 理 士

イ 書 記 4名（市民税課職員兼任）

ウ 審査状況

年 度	27	28	29	30	元	2
申出件数	0	0	0	2	0	0

(13) 令和2年度土地・家屋異動件数調

ア 土 地

異動事由	所有権移転	表示変更	分筆登記	地目変更	合筆登記	その他	計
件 数	5,981	1,576	466	804	108	129	9,064
筆 数	20,229	2,584	1,527	1,529	120	222	26,211

イ 家 屋

異動事由	所有権移転	表示変更	新築表示	滅 失	その他	計
件 数	3,837	1,344	171	722	0	6,074

(14) 国有資産等所在市交付金調

(単位：人、千円、%)

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2	3
交付金	納付者数	13	9	9	9	9
	金 額	230,053	219,460	215,899	220,067	209,268
	対前年比	98.5	95.3	98.4	101.9	95.1

6. 軽自動車税

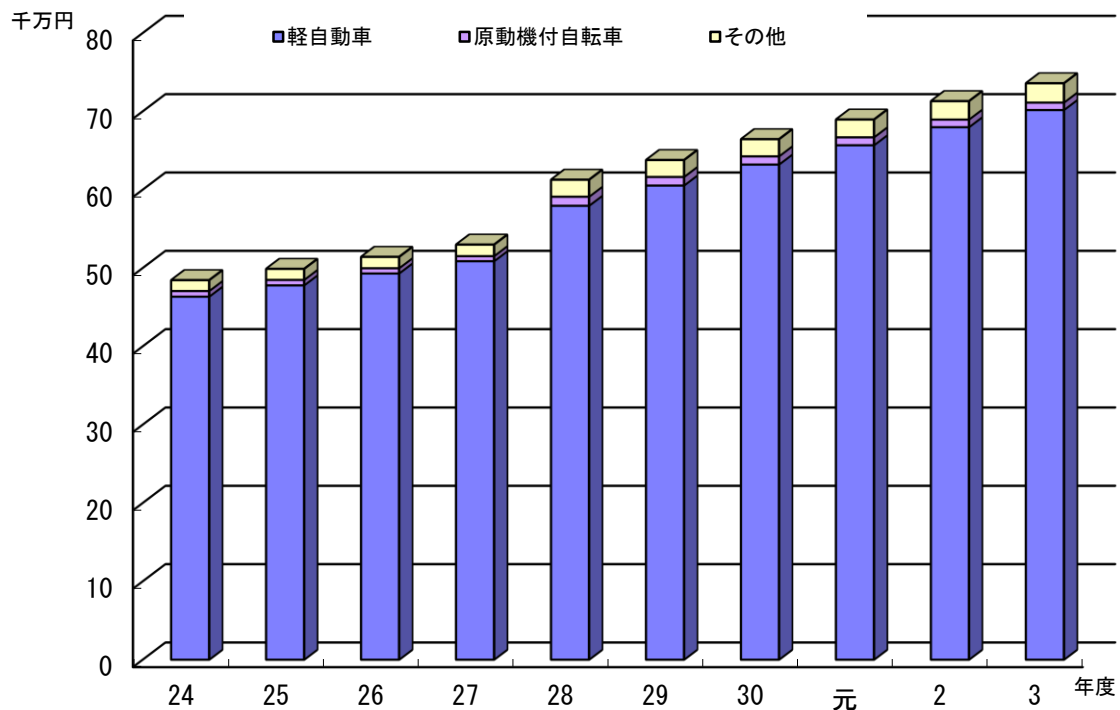
(1) 軽自動車税年度別調定額（現年課税分）

（単位：台、千円、％）

区 分	年 度	30			元			2			3（7/1 現在）		
		台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比
原動機付 自転車	50cc以下	3,908	7,816	93.5	3,676	7,352	94.1	3,418	6,836	93.0	3,216	6,432	94.1
	90cc以下	284	568	95.0	277	554	97.5	278	556	100.4	277	554	99.6
	125cc以下	699	1,678	104.8	752	1,805	107.6	811	1,946	107.8	879	2,110	108.4
	ミニカー	117	433	105.4	111	411	94.9	107	396	96.4	107	396	100.0
軽自動車	二輪	1,747	6,289	101.2	1,790	6,444	102.5	1,801	6,484	100.6	1,885	6,786	104.7
	三輪	2	9	100.0	2	9	100.0	2	9	100.0	2	9	100.0
	四輪乗用	61,528	534,929	105.1	62,281	558,328	104.4	62,777	580,305	103.9	63,058	601,096	103.6
	四輪貨物	18,972	90,939	100.6	18,895	92,025	101.2	18,836	93,062	101.1	18,787	93,886	100.9
小型特殊 自動車	農耕 農作業	748	1,496	103.6	755	1,510	100.9	799	1,598	105.8	902	1,804	112.9
	フォーク リフト	1,265	7,463	101.1	1,384	8,166	109.4	1,452	8,567	104.9	1,518.0	8,956	104.5
	二輪小型自動車	2,151	12,906	101.1	2,173	13,038	101.0	2,227	13,362	102.5	2,320	13,920	104.2
合 計	91,421	664,526	104.2	92,096	689,642	103.8	92,508	713,121	103.4	92,951	735,949	103.2	

※ 現年課税分のうち過年度分を除く。

(2) 軽自動車税年度別調定額の推移



7. 市たばこ税

(1) 市たばこ税年度別調定額（現年課税分）

（単位：本、千円、％）

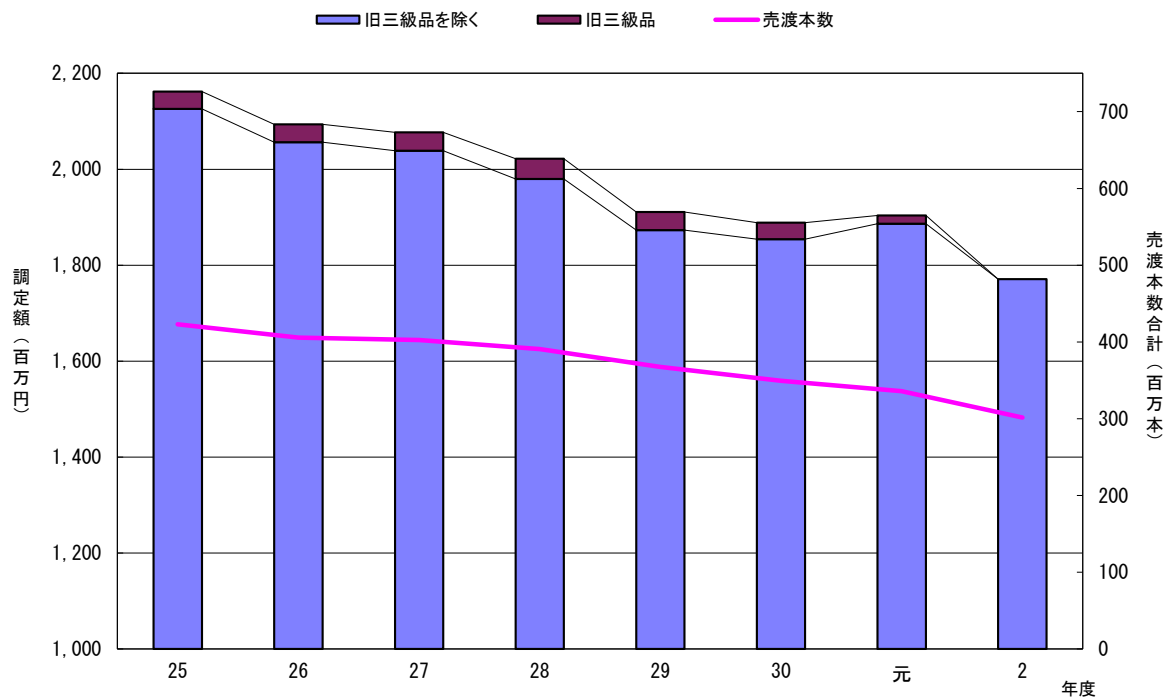
年度	旧3級品を除くたばこ		旧3級品のたばこ		合 計		対 前 年 比	
	売 渡 本 数	調 定 額	売 渡 本 数	調 定 額	売 渡 本 数	調 定 額	売 渡 本 数	調 定 額
25	408,232,237	2,125,597	14,606,340	36,076	422,838,577	2,161,673	96.7	108.9
26	390,776,563	2,056,266	15,042,200	37,531	405,818,763	2,093,797	96.0	96.9
27	387,388,539	2,038,439	15,313,120	38,206	402,701,659	2,076,645	99.2	99.2
28	376,269,895	1,979,932	14,494,260	41,589 (手持品課税分) ※1 241	390,764,155 0	2,021,521 241	97.0	97.4
29	355,948,788	1,873,003	11,380,220	37,599 (手持品課税分) ※1 165	367,329,008	1,910,602 165	94.0	94.5
30	340,550,731 (手持品課税分) ※2 7,978	1,846,154	8,805,280	34,543 (手持品課税分) ※1 227	349,356,011	1,880,697 8,205	95.1	98.9
元	331,396,640	1,886,310	4,352,640 (手持品課税分) ※1 238	17,358	335,749,280	1,903,668 238	96.1	100.8
2	301,448,817 (手持品課税分) ※2 6,521	1,764,634			301,448,817	1,764,634 6,521	89.8	93.0

（注）令和元年10月1日から旧3級品たばこの税額が旧3級品以外のたばこの税額に統一されたため、以降は全て旧3級品を除くたばこで集計しています

※1 平成27年度税率改正に伴い、小売業者が各年の4月1日及び令和元年10月1日時点で販売用に5,000本以上の旧3級品たばこを所有している場合に課税引上げ額 … 平成28・29年の旧3級品：本数×0.43円 平成30年の旧3級品：本数×0.645円 令和元年の旧3級品：本数×1.692円

※2 平成30年度税率改正に伴い、小売業者が平成30年10月1日時点で販売用に20,000本以上の旧3級品以外のたばこを所有している場合及び令和2年10月1日時点で販売用に20,000本以上のたばこを所有している場合に課税引上げ額 … 平成30年の旧3級品以外：本数×0.43円 令和2年：本数×0.43円

(2) 市たばこ税年度別調定額の推移



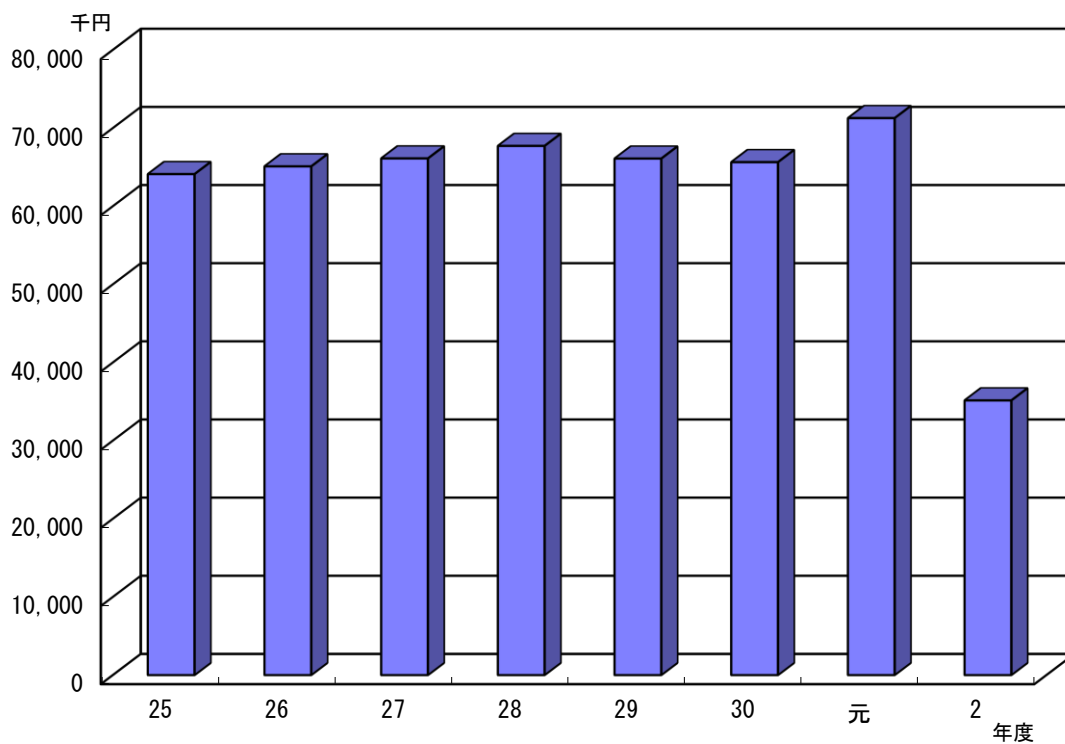
8. 入湯税

(1) 入湯税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29	30	元	2
特別徴収義務者数	17	17	16	16	17	17	18	18
入湯者数	641,071	650,970	661,126	677,146	660,931	656,356	712,726	351,481
調定額	64,107	65,097	66,113	67,715	66,093	65,636	71,273	35,148
対前年比	95.4	101.5	101.6	102.4	97.6	99.3	108.6	49.3

(2) 入湯税年度別調定額の推移



9. 特別土地保有税

(1) 特別土地保有税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

区 分		年 度							
		8	9	10	11	12	13	14	15～
納税義務者	取得分	11	6	5	1	3	8	7	新 規 課 税 停 止
	保有分	66	53	47	47	44	39	32	
調 定 額	取得分	9,946	42,795	113	53	1,033	1,230	915	
	保有分	45,804	113,373	39,285	39,242	40,230	34,016	26,652	
	計	55,750	156,168	39,398	39,295	41,263	35,246	27,567	
対前年比	取得分	6,177.6	430.3	0.3	46.9	1,949.1	119.1	74.4	
	保有分	111.1	247.5	34.7	99.9	102.5	84.6	78.4	
	計	134.7	280.1	25.2	99.7	105.0	85.4	78.2	

10. 市税外歳入に関する調

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2
県税徴収交付金	429,626	429,533	438,921	440,297	442,034
督促手数料	5,203	5,087	4,920	4,982	4,283
延滞金	238,210	255,786	331,214	452,122	401,480
税証明手数料	23,707	22,315	20,888	17,855	16,631

※ 督促手数料、延滞金については、国民健康保険税分も含む。

11. 証明・閲覧状況

ア. 件数（令和2年度）

(単位：件)

所得証明	納税証明	継続検査用 納税証明	資産証明	車庫証明用 土地証明
29,263	11,711	3,073	5,923	969
価格通知	住宅用家屋証明	その他の証明	閲覧	
5,054	1,085	3,091	2,570	

イ. 手数料（令和2年度）

(単位：円)

所得証明	納税証明	資産証明	車庫証明用 土地証明	住宅用 家屋証明	閲覧
1枚につき 300	1枚につき 300	1枚につき 300	1枚につき 300	1件につき 1,300	公簿は1冊、 公文書及び公図 は1件につき 200

納 稅

1. 納 税 組 合

(1) 種類別納税組合数調

年 度	28	29	30	元	2
地 域 組 合	393	384	380	375	366
職 域 組 合	4	4	4	4	4
計	397	388	384	379	370

(2) 組合員数別納税組合数調

年 度	28	29	30	元	2
10人未満	8	8	8	11	10
10人以上～ 20人未満	49	62	66	68	77
20人以上～ 40人未満	172	160	160	153	146
40人以上～ 60人未満	74	70	66	64	57
60人以上～ 80人未満	37	35	33	37	41
80人以上～100人未満	24	23	24	22	16
100人以上	33	30	27	24	23
計	397	388	384	379	370

(3) 税目別組合員数調

(単位：人、%)

年 度		税 目	市・県民税	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	納税組合加入率
26	納税義務者		52,296	102,639	66,652	34,305	10.8
	組合加入者		5,226	11,784	6,790	3,840	
27	納税義務者		50,089	102,906	67,859	33,278	10.3
	組合加入者		4,725	11,233	6,537	3,596	
28	納税義務者		45,218	103,243	68,316	32,313	9.9
	組合加入者		4,363	10,623	6,332	3,345	
29	納税義務者		42,601	103,675	68,382	31,044	9.5
	組合加入者		3,938	10,159	6,064	3,151	
30	納税義務者		41,381	103,762	68,274	30,340	9.2
	組合加入者		3,747	9,787	5,920	2,941	
元	納税義務者		39,546	103,990	68,538	29,447	8.8
	組合加入者		3,410	9,348	5,683	2,796	
2	納税義務者		38,744	104,131	68,522	28,197	8.5
	組合加入者		3,206	8,921	5,487	2,635	

(4) 納税組合数および組合員数調

年度 区分	28	29	30	元	2
組合数	397	388	384	379	370
組合員数	18,098	17,209	16,672	15,974	15,121

(5) 納税奨励金交付状況調

(単位：千円)

年 度		28	29	30	元	2
納税奨励金の交付額		18,742	17,622	16,364	15,276	15,090
交付内 訳	市・県民税	2,693	2,555	2,418	2,181	2,124
	固定資産税・ 都市計画税	11,215	10,548	9,884	9,323	9,305
	軽自動車税	470	458	451	444	445
	国民健康保険税	4,361	4,058	3,608	3,326	3,214
1組合当り交付額		47	45	43	40	41

(6) 納税組合年度別・税目別取扱額調

(単位：千円)

年度	税 目	調 定 額 A	納税組合 調定額 B	総収入額 C	納税組合納期 限内納付額 D	納税組合 調定比 B/A	納付額 調定比 D/A	納付率 D/B	納付額 収入比 D/C
29	市・県民税(普通徴収)	5,415,814	671,460	5,219,059	660,491	12.4	12.2	98.4	12.7
	固定資産税・都市計画税	21,845,974	2,562,354	21,579,372	2,490,577	11.7	11.4	97.2	11.5
	軽自動車税	638,050	52,309	623,353	50,577	8.2	7.9	96.7	8.1
	国民健康保険税	5,331,402	646,026	4,909,184	622,334	12.1	11.7	96.3	12.7
	計	33,231,240	3,932,149	32,330,968	3,823,979	11.8	11.5	97.2	11.8
30	市・県民税(普通徴収)	5,335,251	650,064	5,220,884	633,495	12.2	11.9	97.5	12.1
	固定資産税・都市計画税	21,571,832	2,382,321	21,371,814	2,325,342	11.0	10.8	97.6	10.9
	軽自動車税	664,681	51,670	651,373	50,169	7.8	7.5	97.1	7.7
	国民健康保険税	4,969,922	569,717	4,625,896	550,140	11.5	11.1	96.6	11.9
	計	32,541,686	3,653,772	31,869,967	3,559,146	11.2	10.9	97.4	11.2
元	市・県民税(普通徴収)	5,154,766	622,208	5,056,184	609,175	12.1	11.8	97.9	12.0
	固定資産税・都市計画税	21,865,530	2,288,655	21,671,374	2,237,929	10.5	10.2	97.8	10.3
	軽自動車税	689,821	51,426	678,598	49,990	7.5	7.2	97.2	7.4
	国民健康保険税	4,850,984	547,112	4,552,539	529,326	11.3	10.9	96.7	11.6
	計	32,561,101	3,509,401	31,958,695	3,426,420	10.8	10.5	97.6	10.7
2	市・県民税(普通徴収)	5,204,009	559,472	5,100,008	548,679	10.8	10.5	98.1	10.8
	固定資産税・都市計画税	22,032,024	2,186,060	21,716,616	2,139,377	9.9	9.7	97.9	9.9
	軽自動車税	713,284	51,012	705,621	49,296	7.2	6.9	96.6	7.0
	国民健康保険税	4,765,696	508,032	4,524,816	495,256	10.7	10.4	97.5	10.9
	計	32,715,013	3,304,576	32,047,061	3,232,608	10.1	9.9	97.8	10.1

2. 令和2年度口座振替取扱および加入状況調

(単位：人、千円、%)

区分 税目	納税義務者	口座振替 加入者数	加入率	調定額	口座振替 調定額	口座振替 納期内納付額	口座振替 取扱比	振替率
	A	B	B/A	C	D	E	D/C	E/D
市・県民税 (普通徴収)	38,744	12,353	31.9	5,204,009	2,214,012	2,197,146	42.5	99.2
固定資産税・ 都市計画税	104,131	54,362	52.2	22,032,024	11,191,490	11,141,466	50.8	99.6
軽自動車税	68,522	11,339	16.5	713,284	110,292	110,012	15.5	99.7
国民健康保険税	28,197	12,342	43.8	4,765,696	2,171,030	2,153,162	45.6	99.2
計	239,594	90,396	37.7	32,715,013	15,686,824	15,601,786	47.9	99.5

3. 滞納処分状況等調

(単位：件、千円)

令和2年度 差押および解除状況								
区分 種別	前年度繰越分		本年度差押分		本年度差押終了分			
					公売		徴収・その他	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
不動産	755	1,223,016	111	99,230	25	65,370	259	313,851
動産	0	0	9	60,871	2	2,033	6	4,552
債権	1,100	986,267	1,763	481,986	0	0	1,996	913,688
計	1,855	2,209,283	1,883	642,087	27	67,403	2,261	1,232,092

4. 市税督促状況調

(単位：千円)

年度		税目	市・県民税 (普通徴収)	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	合計
28	調定		5,665,018	21,564,903	612,437	27,842,358
	督促		860,773	1,408,254	87,281	2,356,308
	割合		15.2	6.5	14.3	8.5
29	調定		5,415,814	21,845,974	638,050	27,899,838
	督促		777,620	1,340,527	86,665	2,204,812
	割合		14.4	6.1	13.6	7.9
30	調定		5,335,251	21,571,832	664,681	27,571,764
	督促		671,339	1,102,100	75,552	1,848,991
	割合		12.6	5.1	11.4	6.7
元	調定		5,154,766	21,865,530	689,821	27,710,117
	督促		672,104	1,058,778	72,445	1,803,327
	割合		13.0	4.8	10.5	6.5
2	調定		5,204,009	22,032,024	713,284	27,949,317
	督促		558,007	1,014,181	59,107	1,631,295
	割合		10.7	4.6	8.3	5.8

5. 欠損処分額調

(単位：件、円)

年度	28		29		30		元		2	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	1,416	64,367,360	1,304	61,760,544	1,075	55,844,835	1,000	45,981,630	1,007	51,612,843
個人	1,327	57,652,890	1,202	53,985,366	971	48,060,407	928	40,692,611	947	47,988,958
法人	89	6,714,470	102	7,775,178	104	7,784,428	72	5,289,019	60	3,623,885
固定資産税	946	219,691,099	1,010	213,357,971	982	123,592,494	496	36,956,302	663	58,219,082
軽自動車税	679	3,998,950	658	3,883,167	637	3,489,565	492	2,846,629	524	3,696,071
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	946	38,902,112	1,010	37,603,040	982	21,773,676	496	6,502,662	663	10,241,754
合計	3,987	326,959,521	3,982	316,604,722	3,676	204,700,570	2,484	92,287,223	2,857	123,769,750

6. 指定金融機関および収納代理金融機関一覧表

令和3年8月31日現在

区 分	機 関 名	店 数		本店又は代表機関の所在地・電話番号
		市内	市外	
指 定	福井銀行	28	68	福井市順化1丁目1-1 24-2030
収納代理	三井住友銀行	1	447	〃 大手3丁目4-7 23-3101
〃	みずほ銀行	1	453	〃 大手3丁目5-1 22-3500
〃	北陸銀行	8	145	〃 中央1丁目7-15 24-5555
〃	北國銀行	1	103	〃 順化1丁目2-1 22-8461
〃	福邦銀行	13	19	〃 順化1丁目6-9 21-2500
〃	ゆうちょ銀行	1		〃 大手3丁目1-28 24-0120
〃	福井信用金庫	19	28	〃 田原2丁目3-1 22-5400
〃	越前信用金庫	3	9	大野市日吉町2-19 0779-66-1313
〃	北陸労働金庫	2	5	福井市宝永2丁目1-24 22-5678
〃	福井県農業協同組合	12	43	〃 大手3丁目2-8 50-7600
〃	東日本信用漁業協同組合連合会	1		〃 大手2丁目8-10 21-6080
〃	三井住友信託銀行	1		〃 中央1丁目7-1 25-0651
〃	イオ信用組合	1		〃 日之出2丁目10-15 22-8284
〃	横浜幸銀信用組合	1		〃 御幸4丁目10-25 24-1200

そ の 他

(付録第1) 最近の主な税制改正一覧

【平成 25 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の延長・拡充	住宅ローン控除の適用期限を平成 29 年入居分までに延長するとともに、所得税から引ききれなかった場合の個人市・県民税からの控除限度額を 9 万 7,500 円/年から 13 万 6,500 円/年に拡充する。	平成 27 年度分から	25
その他	延滞金の利率の見直し	① 納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間 「公定歩合+年 4.0%」→「特例基準割合+年 1.0%」 ② 納期限の翌月から納付又は納入の日までの期間 (①の期間を除く) 「年 14.6%」→「特例基準割合+年 7.3%」	平成 26 年 1 月 1 日から	25
	還付加算金の利率の見直し	「公定歩合+年 1.0%」→「特例基準割合」	平成 26 年 1 月 1 日から	25

【平成 26 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	公的年金からの特別徴収制度の見直し	年間の徴収税額の平準化を図るため、4・6・8月の年金支給の際に徴収される仮徴収税額を前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額とする。	平成 29 年度分から	25
	金融所得課税の一体化	① 公社債等の譲渡所得等について、非課税の対象から除外する。 ② 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加える。 ③ 上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。	平成 29 年度分から	25
	給与所得控除の上限引下げ	① 給与等の収入金額 1,200 万円超 … 上限 230 万円 ② 給与等の収入金額 1,000 万円超 … 上限 220 万円	① 平成 29 年度分 ② 平成 30 年度分から	30
法人市民税	法人税割の税率の改正	地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を引き下げる。 14.7% → 12.1%	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から	26

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																						
固定資産税	償却資産の一部について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されたことに伴う特例措置の割合の規定	浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置を行う。 課税標準の特例措置の割合：3分の2	平成27年度分から	26																																						
		自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器（ノンフロン製品）に係る課税標準の特例措置を行う。 課税標準の特例措置の割合：4分の3																																								
水質汚濁防止法の特設施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設に係る課税標準の特例措置を2年延長する。 課税標準の特例措置の割合：3分の1																																										
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設及び土壌汚染対策法の特設有害物質排出抑制施設に係る課税標準の特例措置を2年延長する。 課税標準の特例措置の割合：2分の1																																										
	耐震改修が行われた既存建築物の減額措置	耐震改修促進法の改正（平成25年11月25日施行）に伴い、耐震診断が義務づけられた既存の大規模建築物について耐震改修を行ったとき、固定資産税を2分の1に減額する。	平成27年度分から	26																																						
軽自動車税	原付及び二輪車に係る税率の改正	税率を約1.5倍（最低税率2,000円）に引き上げる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>【現行】</th> <th>【改正後】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原付</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽自動車 二輪(125cc超 250cc以下)</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		【現行】	【改正後】	原付	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円		二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円		軽自動車 二輪(125cc超 250cc以下)	2,400円	3,600円	平成27年度分から	26													
	車種		【現行】	【改正後】																																						
原付	50cc以下	1,000円	2,000円																																							
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円																																							
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円																																							
	ミニカー	2,500円	3,700円																																							
	二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円																																							
	軽自動車 二輪(125cc超 250cc以下)	2,400円	3,600円																																							
四輪以上及び三輪の軽自動車並びに小型特殊自動車に係る税率の改正	① 四輪以上及び三輪の軽自動車並びに小型特殊自動車の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍（最低税率2,000円）に引き上げる。 ② 最初の新規検査から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車について、概ね20%の重課を導入する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種</th> <th>【現行】</th> <th>【改正後】 ①</th> <th>【重課】 ②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	車種			【現行】	【改正後】 ①	【重課】 ②	軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	四輪以上	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,200円	2,000円	—	その他のもの	4,700円	5,900円	—	① 平成27年度分から ※ 四輪以上及び三輪の軽自動車については、平成27年4月1日以後に新規取得される新車から ② 平成28年度分から	26
車種			【現行】	【改正後】 ①	【重課】 ②																																					
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円																																					
	四輪以上	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																					
		乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																					
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																					
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																					
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,200円	2,000円	—																																						
	その他のもの	4,700円	5,900円	—																																						

【平成 27 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改訂																		
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の延長	住宅ローン控除の適用期限を平成 31 年 6 月 30 日入居分までに延長する。	平成 31 年度分から	27																		
	ふるさと納税制度の見直し	① 特例控除額の上限の引上げ 控除限度額を、所得割額の 2 割（現行：1 割）に引上げ ② ワンストップ特例制度の創設 確定申告が不要な給与所得者等について、控除を受けるための手続きを簡素化	平成 28 年度分から （27 年中に支出した寄附金から適用）	27																		
法人市民税	均等割の税率区分の基準見直し	① 現行の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずる。 ② 当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする。	平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から	27																		
軽自動車税	原付及び二輪車並びに小型特殊自動車に係る税率改正の延期	平成 27 年度分以後の年度分に適用することとされている原付及び二輪車並びに小型特殊自動車に係る税率について、適用開始を 1 年間延期する。	平成 28 年度分から	27																		
	グリーン化特例（軽課）の導入	平成 27 年度に新規取得した「一定の環境性能を有する軽四輪等」について、その燃費性能に応じて平成 28 年度分の税率を軽減する。 ① 軽乗用車 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>税率を概ね 75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準 + 20%達成車</td> <td>税率を概ね 50%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準 達成車</td> <td>税率を概ね 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> ② 軽貨物車 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>税率を概ね 75%軽減</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車</td> <td>税率を概ね 50%軽減</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車</td> <td>税率を概ね 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> ※天然ガス自動車は、ポスト新長期規制から NOX10%低減した車 ※ガソリン車・ハイブリット車は、平成 17 年排出ガス基準 70%低減達成車（★★★★）に限る	対象車	内容	電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減	2020 年度燃費基準 + 20%達成車	税率を概ね 50%軽減	2020 年度燃費基準 達成車	税率を概ね 25%軽減	対象車	内容	電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減	平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車	税率を概ね 50%軽減	平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車	税率を概ね 25%軽減	平成 28 年度分	27		
対象車	内容																					
電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減																					
2020 年度燃費基準 + 20%達成車	税率を概ね 50%軽減																					
2020 年度燃費基準 達成車	税率を概ね 25%軽減																					
対象車	内容																					
電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減																					
平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車	税率を概ね 50%軽減																					
平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車	税率を概ね 25%軽減																					
市たばこ税	旧 3 級品の製造たばこに係る税率の見直し	旧 3 級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止する。 <旧 3 級品の税率の推移> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000 本当たり)</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>2,495 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H28. 4. 1～</td> <td>2,925 円</td> <td>+ 430 円</td> </tr> <tr> <td>H29. 4. 1～</td> <td>3,355 円</td> <td>+ 430 円</td> </tr> <tr> <td>H30. 4. 1～</td> <td>4,000 円</td> <td>+ 645 円</td> </tr> <tr> <td>H31. 4. 1～</td> <td>5,262 円</td> <td>+ 1,262 円</td> </tr> </tbody> </table>		税率 (1,000 本当たり)	増 減	現 行	2,495 円	—	H28. 4. 1～	2,925 円	+ 430 円	H29. 4. 1～	3,355 円	+ 430 円	H30. 4. 1～	4,000 円	+ 645 円	H31. 4. 1～	5,262 円	+ 1,262 円	平成 28 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分から （小売販売業者等の手持品課税を実施）	27
	税率 (1,000 本当たり)	増 減																				
現 行	2,495 円	—																				
H28. 4. 1～	2,925 円	+ 430 円																				
H29. 4. 1～	3,355 円	+ 430 円																				
H30. 4. 1～	4,000 円	+ 645 円																				
H31. 4. 1～	5,262 円	+ 1,262 円																				
その他	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）改正に伴う規定の整備	下記文書に係る申告事項として、個人番号及び法人番号を加える。 <主な対象文書> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>税 目</th> <th>文 書 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人市民税</td> <td>申告書・減免申請書</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>減免申請書等</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>減免申請書</td> </tr> <tr> <td>入 湯 税</td> <td>特別徴収義務者の経営申告書</td> </tr> </tbody> </table>	税 目	文 書 名	法人市民税	申告書・減免申請書	固定資産税	減免申請書等	軽自動車税	減免申請書	入 湯 税	特別徴収義務者の経営申告書	平成 28 年 1 月 1 日から	27								
税 目	文 書 名																					
法人市民税	申告書・減免申請書																					
固定資産税	減免申請書等																					
軽自動車税	減免申請書																					
入 湯 税	特別徴収義務者の経営申告書																					

【平成 28 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																							
個人市民税	医療費控除の特例の創設	検診等を受けている個人が、スイッチOTC薬の購入費用を年間 1.2 万円を超えて支払った場合、その超える部分の金額（年間 8.8 万円が限度）を所得控除する。	平成 30 年度分 ～ 令和 4 年度分	28																																							
	住宅借入金等特別税額控除制度の延長	住宅ローン控除の適用期限を令和 3 年 12 月 31 日入居分までに延長する。	令和 2 年度分から	29																																							
法人市民税	法人税割の税率の改正	地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を引き下げる。 12.1% → 8.4%	令和元年 10 月 1 日以後 に開始する事業年度から	29																																							
固定資産税	家屋及び償却資産の一部について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されたことに伴う特例措置の割合の規定	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（特例期間：最初の 3 年度分）について、適用期限を 2 年延長する。 ① 太陽光発電設備及び風力発電設備 課税標準の特例措置の割合：3 分の 2 ② 水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備 課税標準の特例措置の割合：2 分の 1 「都市再生特別措置法」に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置（特例期間：最初の 5 年度分）について、適用期限を 2 年延長する。 課税標準の特例措置の割合：5 分の 4	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日までの 取得分	28																																							
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の 1 年延長	「新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて翌年度の税率を軽減する」という特例措置の適用期限を 1 年延長する。	平成 29 年度分	28																																							
	環境性能割の創設	自動車取得税（県税）が廃止されることに伴い、軽自動車の取得価額の 0.0%～2.0%を環境性能割（市税）として課税する。 ①軽乗用車 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準+10%達成車※</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準達成車※</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度燃費基準+10%達成車※</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> ②軽貨物車 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度燃費基準+20%達成車※</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度燃費基準+15%達成車※</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度燃費基準+10%達成車※</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> ※平成 17 年排出基準 75%低減を達成したガソリン車、ガソリンハイブリット車（★★★★）に限る	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	0%	0%	2020 年度燃費基準+10%達成車※	0%	0%	2020 年度燃費基準達成車※	1%	0.5%	平成 27 年度燃費基準+10%達成車※	2%	1%	以外の車	2%	2%	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）	0%	0%	平成 27 年度燃費基準+20%達成車※	0%	0%	平成 27 年度燃費基準+15%達成車※	1%	0.5%	平成 27 年度燃費基準+10%達成車※	2%	1%	以外の車	2%	2%	令和元年 10 月 1 日以降に 取得される車
区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	0%	0%																																									
2020 年度燃費基準+10%達成車※	0%	0%																																									
2020 年度燃費基準達成車※	1%	0.5%																																									
平成 27 年度燃費基準+10%達成車※	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									
区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）	0%	0%																																									
平成 27 年度燃費基準+20%達成車※	0%	0%																																									
平成 27 年度燃費基準+15%達成車※	1%	0.5%																																									
平成 27 年度燃費基準+10%達成車※	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									

【平成 29 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正														
個人市税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	<p>① 配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額を引き上げるとともに、世帯の収入が逆転しないような仕組みを設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者特別控除の控除額</th> <th colspan="2">配偶者の所得制限</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33 万円</td> <td>合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)</td> <td>合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)</td> </tr> <tr> <td>・ ・ 配偶者の所得に応じて控除額が減額 ・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用なし</td> <td>合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)</td> <td>合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額 900 万円（給与収入 1,120 万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下 控除額の 2/3 (給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下) ・ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下 控除額の 1/3 (給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下) ・ 合計所得金額 1,000 万円超 適用なし (給与収入 1,220 万円超) 	配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限		現行	改正後	33 万円	合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)	合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)	・ ・ 配偶者の所得に応じて控除額が減額 ・			適用なし	合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)	合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)	平成 31 年度分から	29
	配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限																
現行		改正後																
33 万円	合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)	合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)																
・ ・ 配偶者の所得に応じて控除額が減額 ・																		
適用なし	合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)	合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)																
	上場株式等の配当所得等の課税方式の選択に係る所要の措置	<p>特定上場株式等の配当等について、納税義務者が課税方式を、①総合課税、②源泉徴収課税（申告不要）、③申告分離課税のいずれかを選択し、所得税と住民税の課税方式は原則同じ方式を採用していたものを、確定申告書と住民税申告書の両方の提出があり、住民税申告で所得税と異なる課税方式を選択していた場合には、住民税は所得税と異なる方式で課税できることを明確化する。</p>	平成 29 年 4 月 1 日から	29														
固定資産税	固定資産の一部について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されたことに伴う特例措置の割合の規定	<p>家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員 5 人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準に特例措置を適用する。</p> <p>課税標準の特例措置の割合：2 分の 1</p>	平成 30 年度分から	29														
		<p>子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けて実施する認可外の事業所内保育事業（企業主導型保育事業）の用に供する固定資産に係る課税標準に特例措置（特例期間：最初の 5 年度分）を適用する。</p> <p>課税標準の特例措置の割合：2 分の 1</p>	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの取得分	29														
		<p>緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する固定資産に係る課税標準に特例措置（特例期間：最初の 5 年度分）を適用する。</p> <p>課税標準の特例措置の割合：3 分の 2</p>	平成 29 年 6 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日までの設置分	29														
	耐震改修又は省エネ改修が行われた既存住宅の減額措置	<p>耐震改修又は省エネ改修が行われた既存住宅が認定長期優良住宅に該当することになったとき、固定資産税の 3 分の 2 を減額する。</p>	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに改修された住宅	29														

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正												
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の重点化・2年延長	<p>「新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて翌年度の税率を軽減する」という特例措置の適用基準を以下のとおり厳格化し、適用期限を2年延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然ガス自動車の要件に、H30年度排出ガス規制適合を追加。 ・ガソリン車・ハイブリット車は、H30年度排出ガス基準50%低減達成車又はH17年度排出基準75%低減達成車に限る。 ・軽乗用車の軽減に係る適用基準を表のとおりとする。 	平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得される新車	29												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>現行区分（28・29年度） H27.4.1～29.3.31取得</th> <th>改正区分（30・31年度） H29.4.1～31.3.31取得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%軽減</td> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td>50%軽減</td> <td>2020年度燃費基準+20%達成車</td> <td>2020年度燃費基準+30%達成車</td> </tr> <tr> <td>25%軽減</td> <td>2020年度燃費基準達成車</td> <td>2020年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> </tbody> </table>			税率	現行区分（28・29年度） H27.4.1～29.3.31取得	改正区分（30・31年度） H29.4.1～31.3.31取得	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	電気自動車、天然ガス自動車	50%軽減	2020年度燃費基準+20%達成車	2020年度燃費基準+30%達成車	25%軽減	2020年度燃費基準達成車	2020年度燃費基準+10%達成車
		税率			現行区分（28・29年度） H27.4.1～29.3.31取得	改正区分（30・31年度） H29.4.1～31.3.31取得										
		75%軽減			電気自動車、天然ガス自動車	電気自動車、天然ガス自動車										
		50%軽減			2020年度燃費基準+20%達成車	2020年度燃費基準+30%達成車										
25%軽減	2020年度燃費基準達成車	2020年度燃費基準+10%達成車														

【平成30年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正								
個人市民税	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	給与所得控除・公的年金等控除を10万円引下げるとともに、基礎控除を同額引上げる。これにより基礎控除額が43万円（現行：33万円）となる。	令和3年度分から	30								
	給与所得控除・公的年金等控除の見直し	<p>① 給与所得控除が適用される給与等の収入金額を1,000万円以下から850万円以下に引下げ、控除の上限額を220万円から195万円に引下げる。</p> <p>② 公的年金等の収入金額が1,000万円を越える場合、控除額の上限を195万5千円とする。</p> <p>③ 公的年金所得者の年金以外の所得金額が1,000万円を超える場合には、公的年金等控除額を10万円引下げ、2,000万円を超える場合は20万円引下げる。</p>	令和3年度分から	30								
	基礎控除の見直し	<p>前年の合計所得金額が2,400万円（給与収入2,595万円）を超える所得割の納税義務者について、所得金額に応じて基礎控除額が通減し、2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用をしない仕組みを設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額（給与収入）</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超 (2,695万円超)</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額（給与収入）	控除額	2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)	29万円	2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)	15万円	2,500万円超 (2,695万円超)	適用なし	令和3年度分から	30
	合計所得金額（給与収入）	控除額										
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)	29万円											
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)	15万円											
2,500万円超 (2,695万円超)	適用なし											
非課税限度額の見直し	<p>① 均等割非課税限度額の基準を、31万5千円に本人と扶養者（同一生計配偶者、扶養親族）の合計数を乗じた金額に10万円を加えた金額（扶養者を有する場合には、その金額に18万9千円を加えた金額）とする。</p> <p>② 所得割非課税限度額の基準を、35万円に本人と扶養者（同一生計配偶者、扶養親族）の合計数を乗じた金額に10万円を加えた金額（扶養者を有する場合には、その金額に32万円を加えた金額）とする。</p> <p>③ 障害者、未成年者、寡婦（夫）に対する非課税措置の対象となる合計所得要件を135万円以下（現行：125万円以下）に引上げる。</p>	令和3年度分から	30									

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正																								
法人市民税	大法人の電子申告の義務化	資本金1億円超の普通法人等に係る確定申告書、中間申告書、修正申告書の提出について、国税と同様に、電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法により提出することを義務付ける。	令和2年4月1日以後に開始する事業年度から	30																								
固定資産税	償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設	生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき、中小企業が労働生産性・企業収益を向上させるために行った設備投資に係る固定資産の課税標準に特例措置（特例期間：最初の3年度分）を適用する。 課税標準の特例措置の割合：ゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村が条例で定めた割合	平成30年6月6日から令和3年3月31日まで に取得された償却資産	30																								
	バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の創設	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う劇場等について、平成30年4月1日から令和2年3月31日までに間に「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合したバリアフリー改修を行った場合、工事が完了した翌年度から2年度分の固定資産税額及び都市計画税額を1/3減額する。	平成31年度分から	30																								
市たばこ税	市たばこ税の税率引上げ	① 製造たばこに係る税率を、平成30年10月1日から令和3年10月1日にかけて1,000本当たり430円ずつ3回引上げる。 <税率の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000本当たり)</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>5,262円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>+430円</td> </tr> <tr> <td>R2.10.1～</td> <td>6,122円</td> <td>+430円</td> </tr> <tr> <td>R3.10.1～</td> <td>6,552円</td> <td>+430円</td> </tr> </tbody> </table> ② 平成27年度の税制改正により、平成31年4月1日に予定されていた旧3級品の製造たばこに係る税率引上げを、令和元年10月1日実施に延期する。 <旧3級品の税率の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000本当たり)</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R元.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>+1,692円</td> </tr> </tbody> </table>		税率 (1,000本当たり)	増額	現行	5,262円		H30.10.1～	5,692円	+430円	R2.10.1～	6,122円	+430円	R3.10.1～	6,552円	+430円		税率 (1,000本当たり)	増額	現行	4,000円		R元.10.1～	5,692円	+1,692円	平成30年10月1日以降の売渡し等分から (小売販売業者等の手持品課税を実施)	30
		税率 (1,000本当たり)	増額																									
現行	5,262円																											
H30.10.1～	5,692円	+430円																										
R2.10.1～	6,122円	+430円																										
R3.10.1～	6,552円	+430円																										
	税率 (1,000本当たり)	増額																										
現行	4,000円																											
R元.10.1～	5,692円	+1,692円																										
	加熱式たばこの課税方式の見直し	加熱式たばこは「パイプ式たばこ」に分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算し課税している。新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、加熱式たばこの紙巻きたばこの換算方法を、「重量」と「小売価格」によって換算する方式とし、新課税方式による紙巻たばこへの換算割合を5年間、毎年1/5ずつ増やしていくこととする。	平成30年10月1日以降の売渡し等分から5年間かけて段階的に実施	30																								
その他	共同電子納税システム（共同収納）の導入	複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全ての地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用して、共通電子納税システムを導入する。	令和元年10月1日から ※個人住民税（特別徴収）、法人市民税のみ	30																								

【平成 31 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改訂															
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の拡充	<p>①令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合における、住宅ローン控除の適用期間 3 年延長する(現行 10 年間⇒13 年間)。 1 1 年目から 1 3 年目までの、各年において、所得税額で控除しきれない額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、控除限度額(以下参照)の範囲内で、以下のいずれか少ない額を減額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物購入価格の 2 / 3 % ・住宅ローン年末残高の 1 % <p>②住宅ローン控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に、当該税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とし、平成 31 年度分以後の個人市民税から適用する。</p>	<p>令和 13 年度～15 年度分</p> <p>※令和 2 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和 2 年 12 月 31 日に遅れた場合でも要件を満たせば特例措置の対象となった</p>	31															
	非課税措置の対象の拡充	<p>事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得が 135 万円以下のひとり親に対し、個人住民税を非課税とする。</p>	<p>令和 3 年度分から</p>	31															
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減	<p>令和元年 10 月 1 日に消費税率が上げられることに伴い、需要の平準化を図るため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した自家用乗用車(新車・中古車)について、環境性能割の税率を 1 %軽減する。</p> <p>自家用乗用車の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)</td> <td>1.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車に適用する排ガス要件： H30 規制から NOx50%低減又は H17 規制から NOx75%低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業用乗用車の税率の臨時的軽減はないが、車種の区分は、自家用乗用車と同じ。 ・軽貨物車は変更しない。但し、H30 排ガス規制は導入。 	区分	税率	臨時的軽減	電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)	非課税	非課税	ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)	1.0%		ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)	2.0%	1.0%	以外の車	2.0%	1.0%	<p>令和 2 年度分から</p> <p>※令和 2 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和 2 年 9 月 30 日→令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものに延長された</p>	31
	区分	税率	臨時的軽減																
電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)	非課税	非課税																	
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)	1.0%																		
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)	2.0%	1.0%																	
以外の車	2.0%	1.0%																	
種別割のグリーン化特例(軽課)の延長及び基準の見直し	<p>①消費税率引上げに配慮し、現行のグリーン化特例を令和 3 年度(現行:令和元年度)まで 2 年間延長する。</p> <p>②グリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定し、令和 3 年度及び 4 年度に初回新規登録等を受けた自家用乗用車について適用する。</p> <p>自家用乗用車の軽減率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">初度検査年月</th> </tr> <tr> <th>～R3.3</th> <th>R3.4～R5.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)</td> <td>75%軽減</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準+30%達成※</td> <td>50%軽減</td> <td>軽減なし</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準+10%達成※</td> <td>25%軽減</td> <td>軽減なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30 規制から NOx50%低減又は H17 規制から NOx75%低減しているものに限る。</p>	区分	初度検査年月		～R3.3	R3.4～R5.3	電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減	2020 年度燃費基準+30%達成※	50%軽減	軽減なし	2020 年度燃費基準+10%達成※	25%軽減	軽減なし	<p>令和 2 年度分から</p>	31		
区分	初度検査年月																		
	～R3.3	R3.4～R5.3																	
電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減																	
2020 年度燃費基準+30%達成※	50%軽減	軽減なし																	
2020 年度燃費基準+10%達成※	25%軽減	軽減なし																	

【令和2年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正																																																																																																																																				
個人市民税	ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し	<p>全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための以下の措置を講じる。</p> <p>① 個人住民税の人的非課税措置の見直し</p> <table border="1" data-bbox="496 327 1107 568"> <tr> <td>改正前</td> <td>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者 (児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母) ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする</td> </tr> </table> <p>② 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し</p> <p>婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）を適用する。</p> <p style="text-align: center;">現 行 [表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)] 改 正 後</p> <table border="1" data-bbox="496 775 1107 1070"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">寡婦(寡夫)控除</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本人が女性</td> <td>配偶関係</td> <td>死別</td> <td>離別</td> <td></td> <td></td> <td>配偶関係</td> <td>死別</td> <td>離別</td> <td>未婚のひとり親</td> </tr> <tr> <td>本人所得</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>本人所得</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>未婚のひとり親</td> <td>~500</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>有</td> <td>子</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>有</td> <td>子</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>子以外</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>無</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>無</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本人が男性</td> <td>配偶関係</td> <td>死別</td> <td>離別</td> <td></td> <td></td> <td>配偶関係</td> <td>死別</td> <td>離別</td> <td>未婚のひとり親</td> </tr> <tr> <td>本人所得</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>本人所得</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>未婚のひとり親</td> <td>~500</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>有</td> <td>子</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>有</td> <td>子</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	改正前	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者 (児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母) ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く	改正後	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする			寡婦(寡夫)控除								本人が女性	配偶関係	死別	離別			配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得	~500	500~	~500	500~	本人所得	~500	500~	~500	500~	未婚のひとり親	~500	扶養親族	有	子	30	26	30	26	有	子	30	26	30	子以外	26	26	26	26	子以外	26	26	26	26	26	26	扶養親族	無	26	—	—	—	無	26	—	—	—	—	—	本人が男性	配偶関係	死別	離別			配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得	~500	500~	~500	500~	本人所得	~500	500~	~500	500~	未婚のひとり親	~500	扶養親族	有	子	26	—	26	—	有	子	30	—	30	子以外	—	—	—	—	子以外	—	—	—	—	—	—	扶養親族	無	—	—	—	—	無	—	—	—	—	—	—	令和3年度分から	2
改正前	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者 (児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母) ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く																																																																																																																																							
改正後	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする																																																																																																																																							
		寡婦(寡夫)控除																																																																																																																																						
本人が女性	配偶関係	死別	離別			配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親																																																																																																																															
	本人所得	~500	500~	~500	500~	本人所得	~500	500~	~500	500~	未婚のひとり親	~500																																																																																																																												
	扶養親族	有	子	30	26	30	26	有	子	30	26	30																																																																																																																												
	子以外	26	26	26	26	子以外	26	26	26	26	26	26																																																																																																																												
扶養親族	無	26	—	—	—	無	26	—	—	—	—	—																																																																																																																												
本人が男性	配偶関係	死別	離別			配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親																																																																																																																															
	本人所得	~500	500~	~500	500~	本人所得	~500	500~	~500	500~	未婚のひとり親	~500																																																																																																																												
	扶養親族	有	子	26	—	26	—	有	子	30	—	30																																																																																																																												
	子以外	—	—	—	—	子以外	—	—	—	—	—	—																																																																																																																												
扶養親族	無	—	—	—	—	無	—	—	—	—	—	—																																																																																																																												
固定資産税	所有者不明の固定資産に係る規定の整備	<p>① 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。 ※条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用。</p> <p>② 使用者を所有者とみなす制度の拡大 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。 ※令和3年度分以後の固定資産税について適用。</p>	令和2年6月	2																																																																																																																																				
固定資産税	特例措置の割合の規定	<p>対象資産 国から認定を受けた事業者が、認定事業（地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の建築物を整備する事業に限る）により新たに取得した家屋及び償却資産のうち、以下のもの 都市再生特別措置法第2条第2項に規定する公共施設 公園、広場など、 都市利便施設 ア) 緑化施設 イ) 通路</p> <p>改正内容 対象の家屋・償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準額に5分の3を参酌して、2分の1以上10分の7以下の範囲内において市で定める割合を乗じる。</p>	令和2年6月	2																																																																																																																																				

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																														
固定資産税	特例割合の変更	対象資産 電気事業者所有の出力が5,000kW以上の水力発電設備 改正内容 特例割合を見直した上で適用期限を2年延長	令和3年度から	2																														
たばこ税	たばこの課税方式の見直し	軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）税率の見直し。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">葉巻たばこ 1本当たりの重量</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正予定</th> </tr> <tr> <th>R2.10月～</th> <th>R3.10月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1g未満</td> <td>重量比例課税 1gをもって 紙巻たばこ1本に換算</td> <td>本数課税 0.7g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算</td> <td>本数課税 1g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> <tr> <td>1g以上</td> <td></td> <td>重量比例課税 1gをもって</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	葉巻たばこ 1本当たりの重量	現行	改正予定		R2.10月～	R3.10月～	1g未満	重量比例課税 1gをもって 紙巻たばこ1本に換算	本数課税 0.7g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算	本数課税 1g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算	1g以上		重量比例課税 1gをもって		令和2年10月1日以降の売渡し等分から 令和3年10月1日以降の売渡し等分から	2																
葉巻たばこ 1本当たりの重量	現行	改正予定																																
		R2.10月～	R3.10月～																															
1g未満	重量比例課税 1gをもって 紙巻たばこ1本に換算	本数課税 0.7g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算	本数課税 1g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算																															
1g以上		重量比例課税 1gをもって																																
その他	延滞金等の割合の引下げ	徴収の猶予及び法人市民税における納期限の延長に係る延滞金の割合の引下げ。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>現行</th> <th>令和2年の割合</th> <th>改正後</th> <th>改正後の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延滞金</td> <td>法定納期限を超過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの</td> <td>特別基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 8.9%</td> <td>— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)</td> <td>年 8.9%</td> </tr> <tr> <td>1月以内</td> <td>早期納付を促す観点から低い利率</td> <td>特別基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 2.6%</td> <td>— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)</td> <td>年 2.6%</td> </tr> <tr> <td>徴収の猶予等</td> <td>事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減</td> <td>特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 1.6%</td> <td>猶予特別基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)</td> <td>年 1.1%</td> </tr> <tr> <td>納期限の延長</td> <td>法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの</td> <td>特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 1.6%</td> <td>平均貸付割合 + 0.5%</td> <td>年 1.1%</td> </tr> </tbody> </table>		内容	現行	令和2年の割合	改正後	改正後の割合	延滞金	法定納期限を超過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの	特別基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)	年 8.9%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 8.9%	1月以内	早期納付を促す観点から低い利率	特別基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)	年 2.6%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 2.6%	徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	猶予特別基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.1%	納期限の延長	法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.1%	令和3年度から	2
	内容	現行	令和2年の割合	改正後	改正後の割合																													
延滞金	法定納期限を超過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの	特別基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)	年 8.9%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 8.9%																													
1月以内	早期納付を促す観点から低い利率	特別基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)	年 2.6%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 2.6%																													
徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	猶予特別基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.1%																													
納期限の延長	法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.1%																													

【令和3年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の拡充	消費税率引き上げ及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴い実施している住宅ローン減税の控除期間の特例措置（10年間→13年間）について、要件を満たした令和4年末までの入居者に対して適用する。 ○要件 ① 一定の期日までに契約が行われていること ・注文住宅を新築・・・令和3年9月末 ・分譲住宅・既存住宅を取得、増改築・・・令和3年11月末 ② 面積要件 ・50㎡以上→40㎡以上（40～50㎡は所得1,000万円以下） 【参考 イメージ図】 	令和15年度～17年度分 ・控除の適用年度を令和17年度まで延長 ・入居年を令和4年まで延長	3
	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の延長	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、本特例の対象となる医薬品の範囲に係る見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。	令和5年度～令和9年度 令和4年度までの適用期限を令和9年度まで延長	3

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
固定資産税	土地に係る固定資産税・都市計画税の税額据え置き措置	<p>新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div>	令和3年度	3
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減の期間延長	<p>消費税率引き上げに伴い実施している、軽自動車の環境性能割の税率の臨時的特例措置（令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した軽自動車の環境性能割の税率を1%軽減）について、区分の見直しを行った上で、適用期限を9か月間（令和3年12月31日まで）延長する。</p> <div style="text-align: center;"> </div>	令和3年度 令和3年3月31日まで→令和3年12月31日まで（9か月延長）	3
軽自動車税	種別割のグリーン化特例（軽課）の期間延長	<p>種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、区分の見直しを行った上で、自家用乗用車以外の種別においても適用期限を2年延長する。</p> <div style="text-align: center;"> </div>	令和3年度～令和4年度 自家用車以外の種別について令和4年度まで2年間延長（自家用車は平成31年度改正で既延長済）	3

(付録第2) 個人市民税の所得控除等

年度		26~28																																	
収入 額 よ り 控 除	給与所得控除	収入金額が1,800,000円以下 1,800,000円超 3,600,000円以下 3,600,000円超 6,600,000円以下 6,600,000円超 10,000,000円以下 10,000,000円超 15,000,000円以下 15,000,000円超	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円) 720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10% 2,200,000円 + (収入金額 - 10,000,000円) × 5%																																
	青色専従者給与	支払った金額																																	
	白色専従者給与	(1) 500,000円(配偶者の場合は860,000円) (2) (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者+1) (1)(2)いずれか少ない方の金額																																	
	公的年金等控除	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A)	控除額																															
			330万円以下	120万円																															
		65歳以上の者	330万円 ~ 410万円	(A) × 25% + 37.5万円																															
			410万円 ~ 770万円	(A) × 15% + 78.5万円																															
	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A)	控除額																																
		130万円以下	70万円																																
	65歳未満の者	130万円 ~ 410万円	(A) × 25% + 37.5万円																																
410万円 ~ 770万円		(A) × 15% + 78.5万円																																	
所得 控 除	雑損	(1) (その年の損失金額-補てん金額)-(総所得金額等×10%) (2) 損失金額のうち災害関連支出の金額-50,000円 (1)(2)いずれか多い方の金額																																	
	医療費	(医療費の額-補てん金額)-(総所得金額等×5%、ただし10万円まで) 限度額 200万円																																	
	社会保険料	支払った金額																																	
	小規模企業共済等掛金	支払った金額																																	
	生命保険料	① 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの契約等の時期に応じて下記の表で計算 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">新 契 約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)</th> <th colspan="2">旧 契 約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)</th> <th>新契約+旧契約</th> </tr> <tr> <th>年間支払保険料</th> <th>控 除 額</th> <th>年間支払保険料</th> <th>控 除 額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="4">左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算</td> </tr> <tr> <td>12,001円 ~ 32,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円</td> <td>15,001円 ~ 40,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円 ~ 56,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円</td> <td>40,001円 ~ 70,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">控除上限額 28,000円</td> <td colspan="2">控除上限額 35,000円</td> <td>控除上限額 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> ② ①で算出した各控除額を合算 生命保険料控除額(最高7万円) = (一般生命保険料控除額) + (個人年金保険料控除額) + (介護医療保険料控除額)			新 契 約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧 契 約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		新契約+旧契約	年間支払保険料	控 除 額	年間支払保険料	控 除 額	控 除 額	12,000円以下	支払い保険料等の全額	15,000円以下	支払い保険料等の全額	左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	12,001円 ~ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	15,001円 ~ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円	32,001円 ~ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	40,001円 ~ 70,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円	56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円	控除上限額 28,000円		控除上限額 35,000円	
新 契 約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧 契 約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		新契約+旧契約																															
年間支払保険料	控 除 額	年間支払保険料	控 除 額	控 除 額																															
12,000円以下	支払い保険料等の全額	15,000円以下	支払い保険料等の全額	左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算																															
12,001円 ~ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	15,001円 ~ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円																																
32,001円 ~ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	40,001円 ~ 70,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円																																
56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円																																
控除上限額 28,000円		控除上限額 35,000円		控除上限額 28,000円																															
地震保険料	地震保険料の合計金額 (A) (A) × 1/2(最高 25,000円) +	長期損害保険料の合計金額 (B) (B)の金額が5,000円以下の場合 全額 (B)の金額が5,000円を超え15,000円以下の場合 (B) × 1/2 + 2,500円 (B)の金額が15,000円を超える場合は 10,000円 (最高限度 25,000円)																																	
障害者	障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円																																		
扶養	一般扶養 330,000円 (特定 450,000円) 老人扶養 380,000円 (同居 450,000円)																																		
配偶者	一 般 330,000円 老 人 380,000円	配偶者特別控除 (3万円~33万円)																																	
老・寡・勤	寡婦一般 260,000円 (特別 300,000円) 寡夫・勤 260,000円																																		
基礎	330,000円																																		
配当控除	10,000,000円以下 1.6% (県民税 1.2%) 10,000,000円を超える部分は、0.8% (県民税 0.6%) 配当の種類、課税所得等の金額により、控除率の違うものや配当控除がないものがある																																		
障・寡・未の非課税限度額	所得額 1,250,000円																																		

29		年 度	
		区 分	
収入金額が1,800,000円以下	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円)	給与所得控除	収入 額 よ り 控 除
1,800,000円超 3,600,000円以下	720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%		
3,600,000円超 6,600,000円以下	1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%		
6,600,000円超 10,000,000円以下	1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%		
10,000,000円超 12,000,000円以下	2,200,000円 + (収入金額 - 10,000,000円) × 5%		
	同 左	青色専従者給与	
	同 左	白色専従者給与	
	同 左	公的年金等控除	控 除
	同 左		
	同 左	雑 損	所 得 控 除
	同 左	医 療 費	
	同 左	社 会 保 険 料	
	同 左	小規模企業共済等掛金	
	同 左	生 命 保 険 料	
	同 左	地 震 保 険 料	
	同 左	障 害 者	
	同 左	扶 養	
	同 左	配 偶 者	
	同 左	老 ・ 寡 ・ 勤	
	同 左	基 礎	
	同 左	配 当 控 除	
	同 左	障・寡・未の非課税限度額	

区 分		年 度	3 0
収 入 額	給与所得控除	収入金額が1,800,000円以下 1,800,000円超 3,600,000円以下 3,600,000円超 6,600,000円以下 6,600,000円超 10,000,000円以下 10,000,000円超	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円) 720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%
	青色専従者給与		同 左
	白色専従者給与		同 左
よ り 控 除	公的年金等控除	受給者の 年 齢 65歳以上 の 者	同 左
		受給者の 年 齢 65歳未満 の 者	同 左
所 得 控 除	雑 損		同 左
	医 療 費	(1) (医療費の額 - 補てん金額) - (総所得金額等の合計 × 5%、ただし10万円まで) (2) (特定一般用医薬品等の購入額 - 補てん金額) - 12,000円 (1) (2) いずれか一方を控除	限度額 200万円 限度額 8万8千円
	社 会 保 険 料		同 左
	小規模企業共済等掛金		同 左
	生 命 保 険 料		同 左
	地 震 保 険 料		同 左
	障 害 者		同 左
	扶 養		同 左
	配 偶 者		同 左
	老 ・ 寡 ・ 勤		同 左
基 礎		同 左	
配 当 控 除		同 左	
障・寡・未の非課税限度額		同 左	

31・2				年 度	区 分
収入金額が1,800,000円以下	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円)			給 与 所 得 控 除	収 入 額
1,800,000円超 3,600,000円以下	720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%				
3,600,000円超 6,600,000円以下	1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%			青 色 専 従 者 給 与	よ り 控 除
6,600,000円超 10,000,000円以下	1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%			白 色 専 従 者 給 与	
10,000,000円超	2,200,000円				
	同 左			公 的 年 金 等 控 除	所 得 控 除
	同 左				
	同 左			雑 損	除
	同 左			医 療 費	
	同 左			社 会 保 険 料	
	同 左			小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	
	同 左			生 命 保 険 料	
	同 左			地 震 保 険 料	
	同 左			障 害 者	
	同 左			扶 養	
一 般 11万円～33万円	配偶者特別控除	※扶養者の合計所得が		配 偶 者	
老 人 13万円～38万円	(1万円～33万円)	1,000万円超の場合は適用不可			
	同 左			老 ・ 寡 ・ 勤	
	同 左			基 礎	
	同 左			配 当 控 除	
	同 左			障・寡・未の非課税限度額	

区 分		年 度	3			
収 入 額 よ り 控 除	給 与 所 得 控 除	収入金額が1,800,000円以下 1,800,000円超 3,600,000円以下 3,600,000円超 6,600,000円以下 6,600,000円超 8,500,000円以下 8,500,000円超	収入金額 × 40% - 100,000円 (最低控除額 550,000円) 620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10% 1,950,000円			
	所 得 金 額 調 整 控 除	1 介護・子育て世帯の場合 対象：給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 控除額：(給与等の収入金額(上限：1,000万円) - 850万円) × 10% 2 給与収入と公的年金等の双方がある場合 対象：給与収入と公的年金等の双方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合 控除額：給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円				
	青 色 専 従 者 給 与	同 左				
	白 色 専 従 者 給 与	同 左				
	公 的 年 金 等 控 除	65歳以上	公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			～ 3,300,000円	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
	65歳未満	～ 1,300,000円	1,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
			4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
	7,700,000円～ 10,000,000円	10,000,000円～	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
			10,000,000円～	195.5万円	185.5万円	175.5万円
所 得 控 除	雑 損	同 左				
	医 療 費	同 左				
	社 会 保 険 料	同 左				
	小規模企業共済等掛金	同 左				
	生 命 保 険 料	同 左				
	地 震 保 険 料	同 左				
	障 害 者	同 左				
	扶 養	同 左				
	配 偶 者	同 左				
	寡 ・ ひ ・ 勤	寡婦・勤 ひとり親	260,000円 300,000円			
基 礎	合計所得金額	～24,000,000円	43万円			
	24,000,001円～24,500,000円		29万円			
	24,500,001円～25,000,000円		15万円			
	25,000,001円～		0円			
配 当 控 除	同 左					
障・寡・ひ・未の非課税限度額	所得額 1,350,000円					

(付録第3) 令和3年度 住民税・所得税要覧

		令和3年度 住民税	令和2年分 所得税																																																																																																																																								
均等割の非課税限度額		315,000円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1) + 100,000円 以下 ※ 扶養親族がある場合は+189,000円																																																																																																																																									
所得割の非課税限度額		350,000円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1) + 100,000円 以下 ※ 扶養親族がある場合は+320,000円																																																																																																																																									
障・寡・ひ・未の非課税限度額		1,350,000円 (給与収入額 2,043,999円)																																																																																																																																									
収入額から控除	給与所得控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,800,000円以下</td> <td>収入金額 × 40% - 100,000 (最低控除額 550,000円)</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円超 3,600,000円以下</td> <td>620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円超 6,600,000円以下</td> <td>1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円超 8,500,000円以下</td> <td>1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円超</td> <td>1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	控除額	1,800,000円以下	収入金額 × 40% - 100,000 (最低控除額 550,000円)	1,800,000円超 3,600,000円以下	620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%	3,600,000円超 6,600,000円以下	1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%	6,600,000円超 8,500,000円以下	1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%	8,500,000円超	1,950,000円																																																																																																																													
	収入金額	控除額																																																																																																																																									
	1,800,000円以下	収入金額 × 40% - 100,000 (最低控除額 550,000円)																																																																																																																																									
	1,800,000円超 3,600,000円以下	620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%																																																																																																																																									
3,600,000円超 6,600,000円以下	1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%																																																																																																																																										
6,600,000円超 8,500,000円以下	1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%																																																																																																																																										
8,500,000円超	1,950,000円																																																																																																																																										
所得金額調整控除	1 介護・子育て世帯の場合 対象：給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 控除額：(給与等の収入金額 (上限：1,000万円) - 850万円) × 10% 2 給与収入と公的年金等の双方がある場合 対象：給与収入と公的年金等の双方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合 控除額：給与所得控除後の給与等の金額 (上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (上限10万円) - 10万円																																																																																																																																										
青色専従者給与 白色専従者給与	支払った金額 (1) 500,000円 (配偶者の場合は860,000円) (2) (事業所得 + 不動産所得 + 山林所得) ÷ (専従者 + 1) (1)(2) いずれか少ない方の金額																																																																																																																																										
公的年金等控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">公的年金等の収入額の合計 (A)</th> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳未満</td> <td>～ 1,300,000円</td> <td>60万円</td> <td>50万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円～ 4,100,000円</td> <td>(A) × 25% + 27.5万円</td> <td>(A) × 25% + 17.5万円</td> <td>(A) × 25% + 7.5万円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～ 7,700,000円</td> <td>(A) × 15% + 68.5万円</td> <td>(A) × 15% + 58.5万円</td> <td>(A) × 15% + 48.5万円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～ 10,000,000円</td> <td>(A) × 5% + 145.5万円</td> <td>(A) × 5% + 135.5万円</td> <td>(A) × 5% + 125.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上</td> <td>～ 3,300,000円</td> <td>110万円</td> <td>100万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円～ 4,100,000円</td> <td>(A) × 25% + 27.5万円</td> <td>(A) × 25% + 17.5万円</td> <td>(A) × 25% + 7.5万円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～ 7,700,000円</td> <td>(A) × 15% + 68.5万円</td> <td>(A) × 15% + 58.5万円</td> <td>(A) × 15% + 48.5万円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～ 10,000,000円</td> <td>(A) × 5% + 145.5万円</td> <td>(A) × 5% + 135.5万円</td> <td>(A) × 5% + 125.5万円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満	～ 1,300,000円	60万円	50万円	40万円	1,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円	65歳以上	～ 3,300,000円	110万円	100万円	90万円	3,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円																																																																																																
	公的年金等の収入額の合計 (A)			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																																																																																							
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																																																																																																																							
65歳未満	～ 1,300,000円	60万円	50万円	40万円																																																																																																																																							
	1,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円																																																																																																																																							
	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円																																																																																																																																							
	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円																																																																																																																																							
65歳以上	～ 3,300,000円	110万円	100万円	90万円																																																																																																																																							
	3,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円																																																																																																																																							
	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円																																																																																																																																							
	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円																																																																																																																																							
所得控除	雑損	(1) (その年の損失金額 - 補てん金額) - (総所得金額等の合計額 × 10%) (2) 損失金額のうち災害関連支出の金額 - 50,000円 (1)(2) いずれか多い方の金額																																																																																																																																									
	医療費	(1) (医療費の額 - 補てん金額) - (「10万円」と「総所得金額等の合計額 × 5%」のいずれか少ない方の金額) (限度額 200万円) (2) (特定一般用医薬品等購入の額 - 補てん金額) - 12,000円 (限度額 8万8千円) (1)(2) いずれか一方を控除																																																																																																																																									
	社会保険料 小規模企業共済等掛金	支払った金額																																																																																																																																									
	生命保険料	① 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの契約等の時期に応じて下記の表で計算 ※ 新契約：平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等																																																																																																																																									
	地震保険料 (旧長期損害保険)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>控除上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="3">28,000円</td> </tr> <tr> <td>12,001円～ 32,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～ 56,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="3">35,000円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～ 40,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～ 70,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新契約+旧契約</td> <td>上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> ② ①で算出した各控除額を合算 (住民税：最高7万円) (所得税：最高12万円) 生命保険料控除額 = (一般生命保険料控除額) + (個人年金保険料控除額) + (介護医療保険料控除額)	年間支払保険料	控除額	控除上限額	12,000円以下	支払い保険料等の全額	28,000円	12,001円～ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	32,001円～ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	56,001円以上	一律 28,000円		15,000円以下	支払い保険料等の全額	35,000円	15,001円～ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円	40,001円～ 70,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円	70,001円以上	一律 35,000円		新契約+旧契約	上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	28,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>控除上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="3">40,000円</td> </tr> <tr> <td>20,001円～ 40,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～ 80,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,001円以上</td> <td>一律 40,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="3">50,000円</td> </tr> <tr> <td>25,001円～ 50,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,001円～ 100,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,001円以上</td> <td>一律 50,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新契約+旧契約</td> <td>上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> (住民税：最高2.5万円) (所得税：最高5万円) 地震保険料控除額 = (地震保険料に係る控除額) + (旧長期損害保険料に係る控除額)	年間支払保険料	控除額	控除上限額	20,000円以下	支払い保険料等の全額	40,000円	20,001円～ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 10,000円	40,001円～ 80,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 20,000円	80,001円以上	一律 40,000円		25,000円以下	支払い保険料等の全額	50,000円	25,001円～ 50,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 12,500円	50,001円～ 100,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 25,000円	100,001円以上	一律 50,000円		新契約+旧契約	上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	40,000円																																																																																				
年間支払保険料	控除額	控除上限額																																																																																																																																									
12,000円以下	支払い保険料等の全額	28,000円																																																																																																																																									
12,001円～ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円																																																																																																																																										
32,001円～ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円																																																																																																																																										
56,001円以上	一律 28,000円																																																																																																																																										
15,000円以下	支払い保険料等の全額	35,000円																																																																																																																																									
15,001円～ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円																																																																																																																																										
40,001円～ 70,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円																																																																																																																																										
70,001円以上	一律 35,000円																																																																																																																																										
新契約+旧契約	上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	28,000円																																																																																																																																									
年間支払保険料	控除額	控除上限額																																																																																																																																									
20,000円以下	支払い保険料等の全額	40,000円																																																																																																																																									
20,001円～ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 10,000円																																																																																																																																										
40,001円～ 80,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 20,000円																																																																																																																																										
80,001円以上	一律 40,000円																																																																																																																																										
25,000円以下	支払い保険料等の全額	50,000円																																																																																																																																									
25,001円～ 50,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 12,500円																																																																																																																																										
50,001円～ 100,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 25,000円																																																																																																																																										
100,001円以上	一律 50,000円																																																																																																																																										
新契約+旧契約	上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	40,000円																																																																																																																																									
寄附金		(「特定寄附金の額の合計額」と「総所得金額等の40%相当額」のいずれか低い金額) - 2,000円																																																																																																																																									
障害者	障害者 260,000円 (特別障害者 300,000円) 同居特別障害者 530,000円	障害者 270,000円 (特別障害者 400,000円) 同居特別障害者 750,000円																																																																																																																																									
扶養	一般扶養 330,000円 (特定 450,000円) 老人扶養 380,000円 (同居 450,000円)	一般扶養 380,000円 (特定 630,000円) 老人扶養 480,000円 (同居 580,000円)																																																																																																																																									
配偶者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配偶者の年間所得</th> <th colspan="3">扶養者の年間合計所得</th> <th rowspan="2">老人 一般</th> </tr> <tr> <th>～9,000,000</th> <th>9,000,001～9,500,000</th> <th>9,500,001～10,000,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>～ 480,000円</td> <td>38万</td> <td>26万</td> <td>13万</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>33万</td> <td>22万</td> <td>11万</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配偶者特別控除</td> <td>480,001円～ 1,000,000円</td> <td>33万</td> <td>22万</td> <td>11万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～ 1,050,000円</td> <td>31万</td> <td>21万</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～ 1,100,000円</td> <td>26万</td> <td>18万</td> <td>9万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～ 1,150,000円</td> <td>21万</td> <td>14万</td> <td>7万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～ 1,200,000円</td> <td>16万</td> <td>11万</td> <td>6万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～ 1,250,000円</td> <td>11万</td> <td>8万</td> <td>4万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～ 1,300,000円</td> <td>6万</td> <td>4万</td> <td>2万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～ 1,330,000円</td> <td>3万</td> <td>2万</td> <td>1万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,330,001円～</td> <td>円</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人 一般	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	配偶者控除	～ 480,000円	38万	26万	13万			33万	22万	11万	配偶者特別控除	480,001円～ 1,000,000円	33万	22万	11万		1,000,001円～ 1,050,000円	31万	21万			1,050,001円～ 1,100,000円	26万	18万	9万		1,100,001円～ 1,150,000円	21万	14万	7万		1,150,001円～ 1,200,000円	16万	11万	6万		1,200,001円～ 1,250,000円	11万	8万	4万		1,250,001円～ 1,300,000円	6万	4万	2万		1,300,001円～ 1,330,000円	3万	2万	1万		1,330,001円～	円	0	0	0		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配偶者の年間所得</th> <th colspan="3">扶養者の年間合計所得</th> <th rowspan="2">老人 一般</th> </tr> <tr> <th>～9,000,000</th> <th>9,000,001～9,500,000</th> <th>9,500,001～10,000,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>～ 480,000円</td> <td>48万</td> <td>32万</td> <td>16万</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>38万</td> <td>26万</td> <td>13万</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配偶者特別控除</td> <td>480,001円～ 950,000円</td> <td>38万</td> <td>26万</td> <td>13万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>950,001円～ 1,000,000円</td> <td>36万</td> <td>24万</td> <td>12万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～ 1,050,000円</td> <td>31万</td> <td>21万</td> <td>11万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～ 1,100,000円</td> <td>26万</td> <td>18万</td> <td>9万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～ 1,150,000円</td> <td>21万</td> <td>14万</td> <td>7万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～ 1,200,000円</td> <td>16万</td> <td>11万</td> <td>6万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～ 1,250,000円</td> <td>11万</td> <td>8万</td> <td>4万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～ 1,300,000円</td> <td>6万</td> <td>4万</td> <td>2万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～ 1,330,000円</td> <td>3万</td> <td>2万</td> <td>1万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,330,001円～</td> <td>円</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人 一般	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	配偶者控除	～ 480,000円	48万	32万	16万			38万	26万	13万	配偶者特別控除	480,001円～ 950,000円	38万	26万	13万		950,001円～ 1,000,000円	36万	24万	12万		1,000,001円～ 1,050,000円	31万	21万	11万		1,050,001円～ 1,100,000円	26万	18万	9万		1,100,001円～ 1,150,000円	21万	14万	7万		1,150,001円～ 1,200,000円	16万	11万	6万		1,200,001円～ 1,250,000円	11万	8万	4万		1,250,001円～ 1,300,000円	6万	4万	2万		1,300,001円～ 1,330,000円	3万	2万	1万		1,330,001円～	円	0	0	0	
	配偶者の年間所得			扶養者の年間合計所得				老人 一般																																																																																																																																			
		～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000																																																																																																																																							
配偶者控除	～ 480,000円	38万	26万	13万																																																																																																																																							
		33万	22万	11万																																																																																																																																							
配偶者特別控除	480,001円～ 1,000,000円	33万	22万	11万																																																																																																																																							
	1,000,001円～ 1,050,000円	31万	21万																																																																																																																																								
	1,050,001円～ 1,100,000円	26万	18万	9万																																																																																																																																							
	1,100,001円～ 1,150,000円	21万	14万	7万																																																																																																																																							
	1,150,001円～ 1,200,000円	16万	11万	6万																																																																																																																																							
	1,200,001円～ 1,250,000円	11万	8万	4万																																																																																																																																							
	1,250,001円～ 1,300,000円	6万	4万	2万																																																																																																																																							
	1,300,001円～ 1,330,000円	3万	2万	1万																																																																																																																																							
1,330,001円～	円	0	0	0																																																																																																																																							
	配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人 一般																																																																																																																																						
		～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000																																																																																																																																							
配偶者控除	～ 480,000円	48万	32万	16万																																																																																																																																							
		38万	26万	13万																																																																																																																																							
配偶者特別控除	480,001円～ 950,000円	38万	26万	13万																																																																																																																																							
	950,001円～ 1,000,000円	36万	24万	12万																																																																																																																																							
	1,000,001円～ 1,050,000円	31万	21万	11万																																																																																																																																							
	1,050,001円～ 1,100,000円	26万	18万	9万																																																																																																																																							
	1,100,001円～ 1,150,000円	21万	14万	7万																																																																																																																																							
	1,150,001円～ 1,200,000円	16万	11万	6万																																																																																																																																							
	1,200,001円～ 1,250,000円	11万	8万	4万																																																																																																																																							
	1,250,001円～ 1,300,000円	6万	4万	2万																																																																																																																																							
1,300,001円～ 1,330,000円	3万	2万	1万																																																																																																																																								
1,330,001円～	円	0	0	0																																																																																																																																							

		令和3年度 住民税		令和2年分 所得税																				
控 除	寡婦 ひとり親 勤労学生	寡婦 ひとり親 勤労学生	260,000円 300,000円 260,000円	寡婦 ひとり親 勤労学生	270,000円 350,000円 270,000円																			
	基礎		<table border="1"> <tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>～24,000,000円</td><td>43万円</td></tr> <tr><td>24,000,001円～24,500,000円</td><td>29万円</td></tr> <tr><td>24,500,001円～25,000,000円</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>25,000,001円～</td><td>0円</td></tr> </table>	合計所得金額	控除額	～24,000,000円	43万円	24,000,001円～24,500,000円	29万円	24,500,001円～25,000,000円	15万円	25,000,001円～	0円		<table border="1"> <tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>～24,000,000円</td><td>48万円</td></tr> <tr><td>24,000,001円～24,500,000円</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>24,500,001円～25,000,000円</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>25,000,001円～</td><td>0円</td></tr> </table>	合計所得金額	控除額	～24,000,000円	48万円	24,000,001円～24,500,000円	32万円	24,500,001円～25,000,000円	16万円	25,000,001円～
合計所得金額	控除額																							
～24,000,000円	43万円																							
24,000,001円～24,500,000円	29万円																							
24,500,001円～25,000,000円	15万円																							
25,000,001円～	0円																							
合計所得金額	控除額																							
～24,000,000円	48万円																							
24,000,001円～24,500,000円	32万円																							
24,500,001円～25,000,000円	16万円																							
25,000,001円～	0円																							
税	率		一律 課税標準額 × 6% (県民税 一律 課税標準額 × 4%)	<table border="1"> <tr><th>課税標準額</th><th>税率</th></tr> <tr><td>1,000円～1,949,000円</td><td>課税標準額 × 5%</td></tr> <tr><td>1,950,000円～3,299,000円</td><td>課税標準額 × 10% - 97,500円</td></tr> <tr><td>3,300,000円～6,949,000円</td><td>課税標準額 × 20% - 427,500円</td></tr> <tr><td>6,950,000円～8,999,000円</td><td>課税標準額 × 23% - 636,000円</td></tr> <tr><td>9,000,000円～17,999,000円</td><td>課税標準額 × 33% - 1,536,000円</td></tr> <tr><td>18,000,000円～39,999,000円</td><td>課税標準額 × 40% - 2,796,000円</td></tr> <tr><td>40,000,000円～</td><td>課税標準額 × 45% - 4,796,000円</td></tr> </table>	課税標準額	税率	1,000円～1,949,000円	課税標準額 × 5%	1,950,000円～3,299,000円	課税標準額 × 10% - 97,500円	3,300,000円～6,949,000円	課税標準額 × 20% - 427,500円	6,950,000円～8,999,000円	課税標準額 × 23% - 636,000円	9,000,000円～17,999,000円	課税標準額 × 33% - 1,536,000円	18,000,000円～39,999,000円	課税標準額 × 40% - 2,796,000円	40,000,000円～	課税標準額 × 45% - 4,796,000円				
課税標準額	税率																							
1,000円～1,949,000円	課税標準額 × 5%																							
1,950,000円～3,299,000円	課税標準額 × 10% - 97,500円																							
3,300,000円～6,949,000円	課税標準額 × 20% - 427,500円																							
6,950,000円～8,999,000円	課税標準額 × 23% - 636,000円																							
9,000,000円～17,999,000円	課税標準額 × 33% - 1,536,000円																							
18,000,000円～39,999,000円	課税標準額 × 40% - 2,796,000円																							
40,000,000円～	課税標準額 × 45% - 4,796,000円																							
分 離 課 税	土地 建物等 の 譲渡所得	長期	一般 3.0% (県 2.0%) 優良 (1) 2,000万円以下 2.4% (県 1.6%) (2) 2,000万円超 課税所得 × 3.0% (県 2.0%) + 480,000円 (県 320,000円)	15% (1) 2,000万円以下 10% (2) 2,000万円超 課税所得 × 15% - 1,000,000円																				
		短期	居住用財産 (1) 6,000万円以下 2.4% (県 1.6%) (2) 6,000万円超 課税所得 × 3.0% (県 2.0%) + 1,440,000円 (県 960,000円)	(1) 6,000万円以下 10% (2) 6,000万円超 課税所得 × 15% - 3,000,000円																				
	株式等 の 譲渡所得	一般分 5.4% (県 3.6%)	30%																					
		軽減分 3.0% (県 2.0%)	15%																					
	上場株式等 3.0% (県 2.0%)	15%																						
	その他の株式等 3.0% (県 2.0%)	15%																						
	先物取引に係る雑所得等 3.0% (県 2.0%)	15%																						
	土地の譲渡等に係る 事業所得等	(1) 7.2% (県 4.8%) (2) 土地譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の110%相当額 (1)(2) いずれか多い方の金額	(1) 40% (2) 土地譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の110%相当額 (1)(2) いずれか多い方の金額																					
	退職所得	① 退職所得控除を計算 (1) 勤続年数が20年以内 40万円 × 勤続年数 (最低80万円) (2) " 20年超 (勤続年数 - 20) × 70万円 + 800万円 ② (収入金額 - 退職所得控除) × 1/2 × 所得割の税率	① 退職所得控除を計算 (1) 勤続年数が20年以内 40万円 × 勤続年数 (最低80万円) (2) " 20年超 (勤続年数 - 20) × 70万円 + 800万円 ② (収入金額 - 退職所得控除) × 1/2 × 所得税の税率																					
	配当控除	1.6% (県 1.2%) ※ 10,000,000円を超える部分は、0.8% (県 0.6%)	10% ※ 10,000,000円を超える部分は、5%																					
税 額 控 除	調整控除	合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外 合計課税所得金額200万円以下の場合 (1) 人的控除額の差額の合計 (2) 合計課税所得金額 (1)(2) いずれか小さい金額の3% (県 2%) 合計課税所得金額200万円超の場合 (1) 人的控除額の差額 - (合計課税所得金額 - 200万円) (2) 5万円 (1)(2) いずれか大きい金額の3% (県 2%)																						
	寄附金控除	(寄附金の支出額 - 2,000円) × 6% (県 4%) ※ 寄附金の支出額は総所得金額等の30%を上限 (1) 特例控除対象寄附金 (総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金) については、以下の特例控除額を加算 (特例控除対象寄附金の支出額 - 2,000円) × (90% - 所得税適用税率 × 1.021) × 3/5 (県 2/5) ※ 特例控除額は所得割額 (調整控除後) の20%を上限 (2) ワンストップ特例制度を利用した場合は、以下の申告特例控除額を加算 (1) の金額 × 申告特例控除割合																						

特定扶養：H10.1.2生～H14.1.1生 老人扶養：S26.1.1生以前

令和 3 年 度

市 税 概 要

令和 3 年 1 0 月 発行

発 行 福井市財政部税務事務所
福井市大手 3 丁目 1 0 - 1